

小金井市一般廃棄物処理基本計画

～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～

令和2年3月

小金井市



目 次



本編

序章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	3
第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	6
第1章 本市の現状と課題	7
第1節 ごみ処理の状況	7
第2節 前計画における数値目標と実績	17
第3節 本市の抱える主な課題	19
第2章 基本方針	26
第1節 基本姿勢	26
第2節 目指す将来像	26
第3節 基本方針	27
第4節 市民・事業者・行政の役割	28
第5節 将来推計	30
第6節 目標の設定	33
第3章 施策の展開	35
第1節 計画の体系	35
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	37
第3節 安全・安心・安定的な適正処理の推進	49
第4章 計画の実行性を高める仕組み	54
第1節 計画の進行管理の実施	54
第2部 生活排水処理基本計画	56
第1章 生活排水処理の現状	57
第1節 収集運搬処理の状況	57
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	57
第2章 今後の取組	58
第1節 本市における取組	58
第2節 災害時の対応	58

資料編

第1章 本市の現状	59
第1節 地域概況	59
第2節 清掃事業の概要	63
第3節 ごみ処理フロー	75
第4節 本計画とSDGsとの関係	77
第2章 ごみ組成分析調査結果（概要）	78
第1節 調査の概要	78
第2節 ごみの種類別組成分析結果	78
第3章 市民アンケート・事業所意識調査（概要）	83
第1節 調査の概要	83
第2節 市民アンケート	84
第3節 事業所意識調査	94
第4章 ワークショップ開催結果	104
第1節 一般向けワークショップ	104
第2節 子どものためのワークショップ	111
第5章 目標達成時の排出量	118
第6章 計画策定過程	120
第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会	120
第2節 市民説明会概要	122
第3節 パブリックコメント概要	122
第7章 用語解説	139

本 編

序章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1. 背景

小金井市（以下「本市」という。）の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年（2020年）4月から、新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

本市の可燃ごみについては、平成19年（2007年）4月以降、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合に処理をお願いしてまいりました。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルされています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、平成30年（2018年）3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地には、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和3年（2021年）度中の稼働開始を目指しています。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。建設予定地周辺住民及び関係者に感謝申し上げます。

2. 目的

本市では、平成27年（2015年）3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3R¹の推進に取り組んできました。市民・事業者の皆さんのご理解・ご協力により、環境省が発表している「一般廃棄物処理実態調査（平成29年（2017年）度版）において、人口10万人以上50万人未満の自治体（250自治体）

¹ 3Rとは、「リデュース（Reduce）＝発生抑制、リユース（Reuse）＝再使用、リサイクル（Recycle）＝再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。リデュースとリユースは、ごみを出さない取組ですが、リサイクルは、ごみとして出されたものを資源化する取組であるため、3Rは取組の順番が大切です。

の中で、市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収含む）は、全国で最も少なく、リサイクル率（集団回収含む）も最も高い結果となりました。

前計画の取組とともに、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼズ）」に関する動向などを踏まえつつ、新可燃ごみ処理施設での共同処理の開始以降も、発生抑制を最優先とした3Rを更に推進するため、本市のごみ処理施策について、市民・事業者・行政が一体となって、相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、今回、新たに「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

～ SDGs（持続可能な開発目標）とは ～

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、すべてが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すものです。

なお、本計画に定める施策と特に関連が深いゴールと、その実現に向けた本計画における取組事例を、資料編に例示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



出典：国連広報センター

第2節 計画の位置づけと対象期間

1. 基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理に関する中長期的な基本方針を定めるものです。策定にあたっては、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」、国や都の策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な方向性や目標達成のための施策について定めています。なお、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「小金井市一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

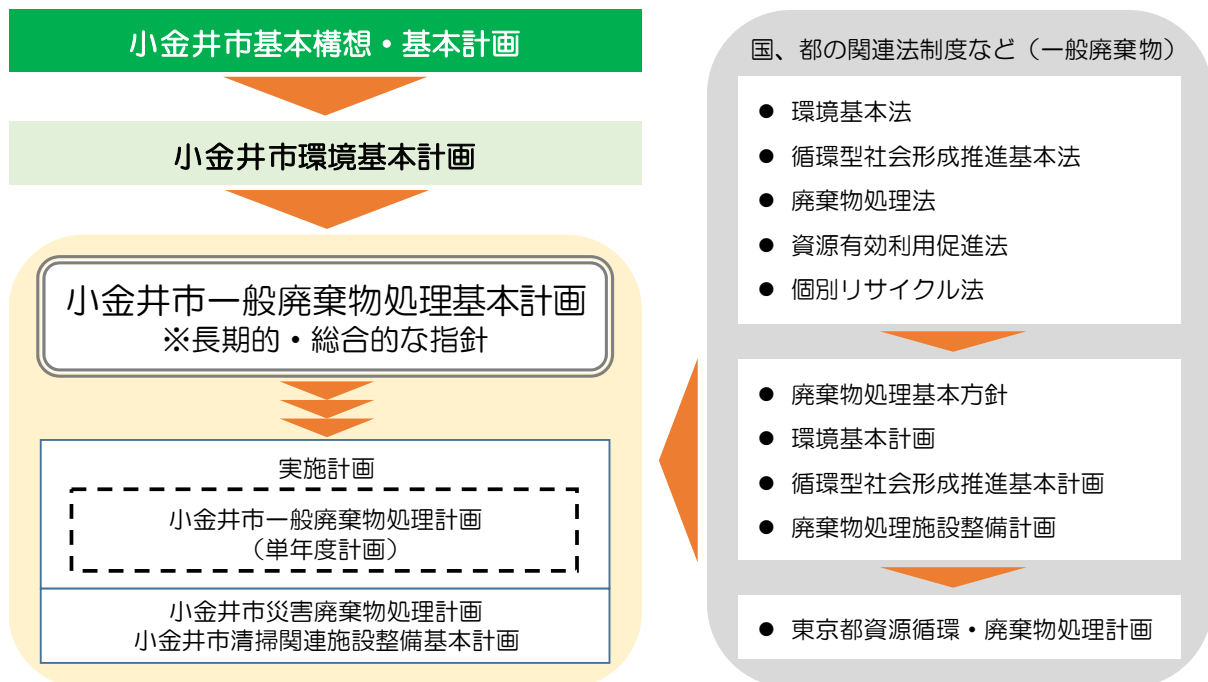


図 序-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画対象期間

本計画は、前計画の中間目標年度となる令和元年（2019年）度の次年度である令和2年（2020年）度を計画の初年度とし、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」の次期計画期間との整合を図るため、令和12年（2030年）度までの11年間を計画期間とします。また、計画期間を前期（令和2年（2020年）度～令和7年（2025年）度）と、後期（令和8年（2026年）度～令和12年（2030年）度）の2期に分け、中間目標年度の令和7年（2025年）度に国の指針に基づき見直すこととします。

また、社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

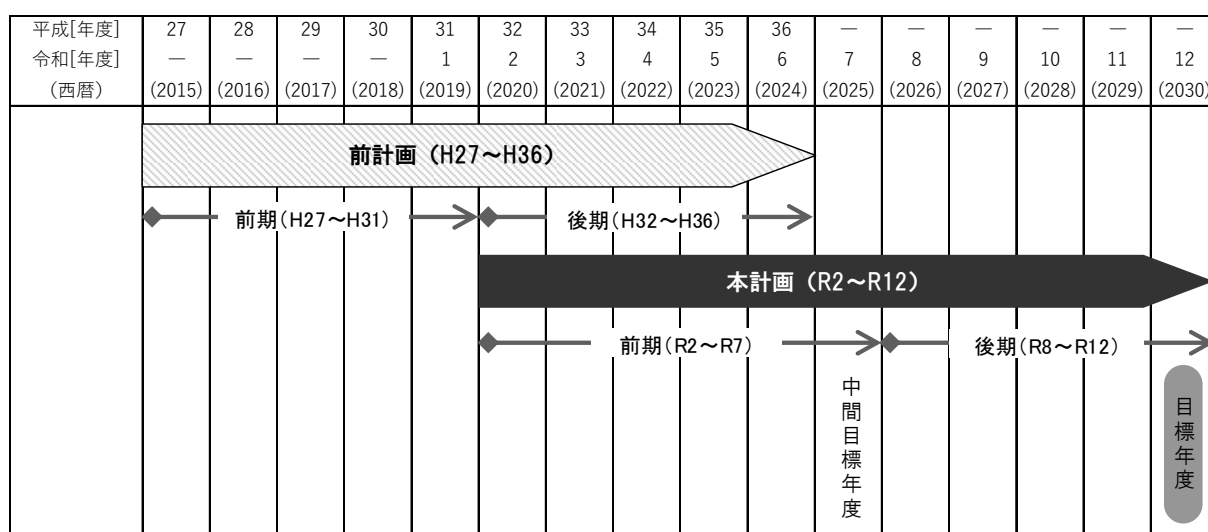


図 序-2 計画期間

第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1章 本市の現状と課題

第1節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

表 1-1 戸別収集（回収）

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
資源物	古紙・布	ざつがみ、雑誌・本	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる 雑誌・本 紙ひもで縛る
		段ボール	紙ひもで縛る
		紙パック	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	透明又は半透明の袋
	布	透明又は半透明の袋	
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 45リットル以内の透明又は半透明の袋
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

表 1-2 拠点収集

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点収集（回収）を実施している場合があります。

(2) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用指定収集袋により排出することができます。

(3) ごみ処理の流れ

本市の燃やすごみは、令和2年（2020年）4月から本格稼働を開始する浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設にて処理を行います。焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でエコセメント原料としてリサイクルされています。一方、燃やさないごみ・プラスチックごみ・粗大ごみ・有害ごみは、中間処理場で積替えや破砕・選別の工程を経て、民間処理施設で資源化処理など²を行っています。また、資源物は、分別区分ごとに民間処理施設などでそれぞれ資源化処理を行っています。



浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設

浅川清流環境組合は、平成27年（2015年）7月1日に設立した日野市・国分寺市・小金井市の3市で構成する一部事務組合です。この組合では、ごみ処理施設の設置及び運営等を行います。新可燃ごみ処理施設の整備は、平成28年（2016年）11月から令和2年（2020年）3月まで行い、令和2年（2020年）4月から施設が本格稼働します。新可燃ごみ処理施設は、日野市にあるため、施設周辺にお住まいの皆様の負担を少しでも軽減するよう、更なるごみの減量と資源化の推進が必要です。

- ・所在地：日野市石田一丁目210番地の2（日野市クリーンセンター内、敷地面積約1.1ha）
- ・処理能力：228 t/日（114 t/日×2炉）
- ・処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉
- ・発電設備：蒸気タービン発電機5,190kW
- ・階数：地上6階、地下2階
- ・建物高さ：約32m
- ・煙突高さ：約85m



写真 新施設全景（令和2年2月）

² マテリアルリサイクル（ペットボトルを繊維にするなど、製品の原材料に再生加工すること）、ケミカルリサイクル（ガス化など化学原料としてリサイクルすること）、サーマルリサイクル（焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること）のことで、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルを、本市では「資源化」と位置づけています。

2. ごみ排出量

(1)ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。平成30年（2018年）度は、平成29年（2017年）度と比較すると、事業系一般廃棄物は増加しましたが、家庭系一般廃棄物が減少したことから、ごみ排出量の合計は減少となりました。

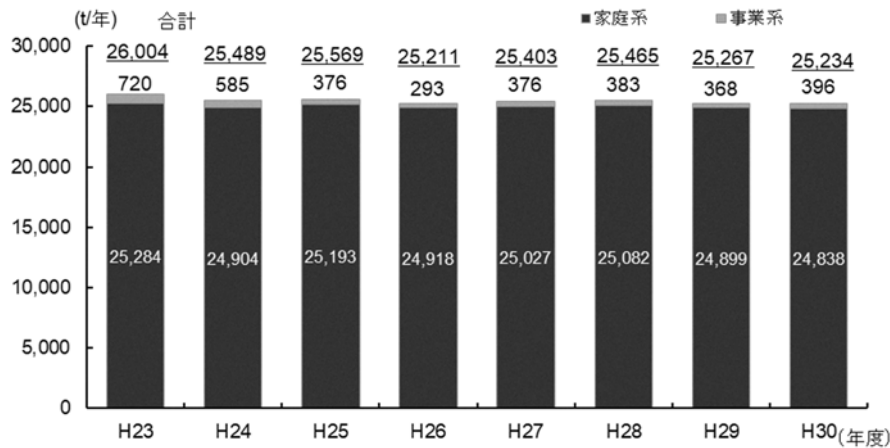


図 1-1 ごみ排出量の推移

(2)ごみ排出量(項目別)の推移

燃やすごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。資源物は、平成23年（2011年）度から平成28年（2016年）度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年（2017年）度から増加傾向となりました。

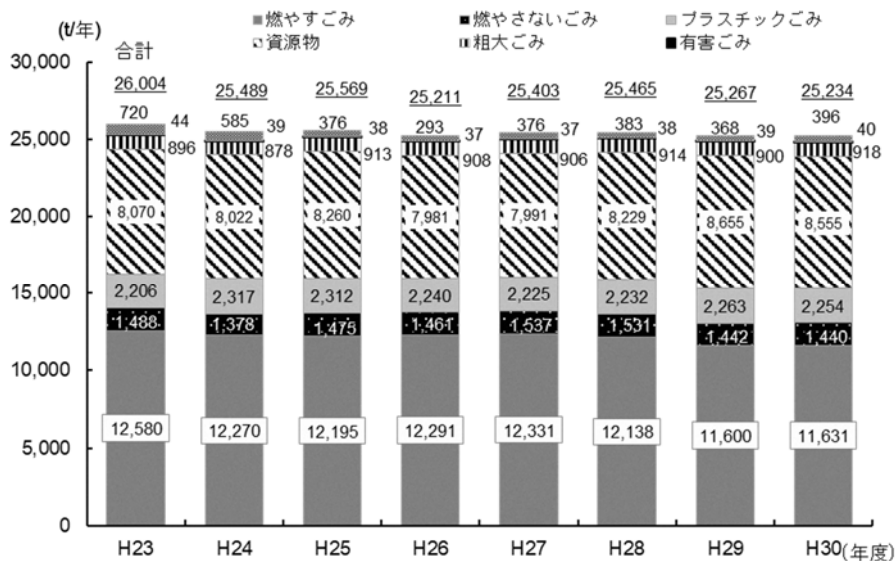


図 1-2 ごみ排出量(項目別)の推移

3. 市民1人1日当たりのごみ排出量

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。平成25年（2013年）度以降の事業系一般廃棄物は、横ばいで推移していますが、家庭系一般廃棄物は減少傾向となりました。

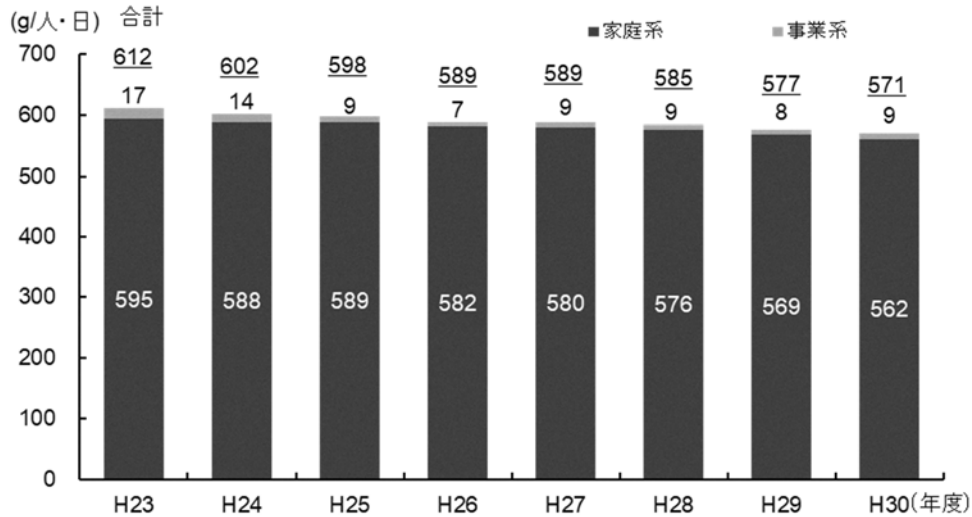


図 1-3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

(2) 市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

燃やすごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

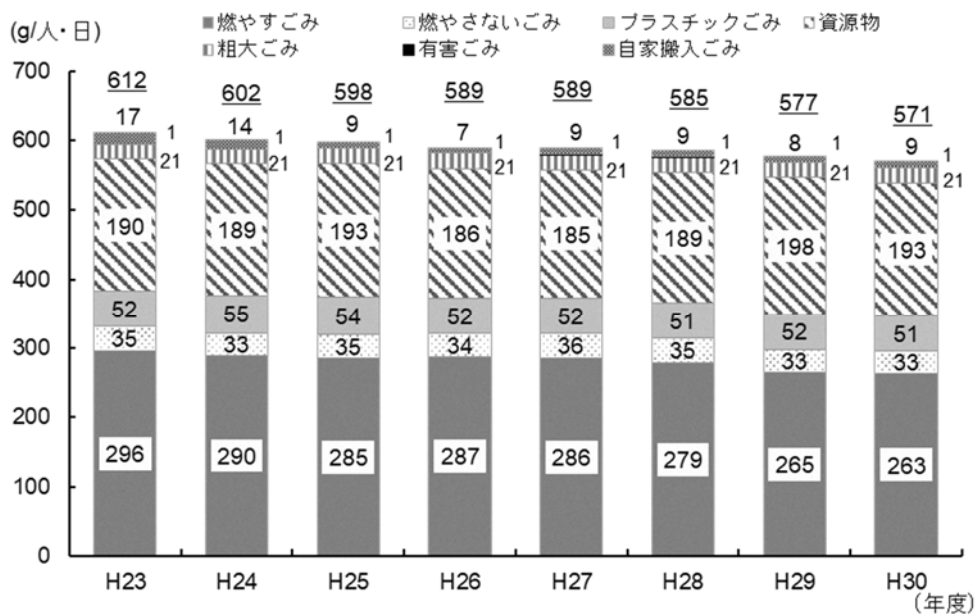


図 1-4 市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

4. 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

燃やすごみの焼却処理量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

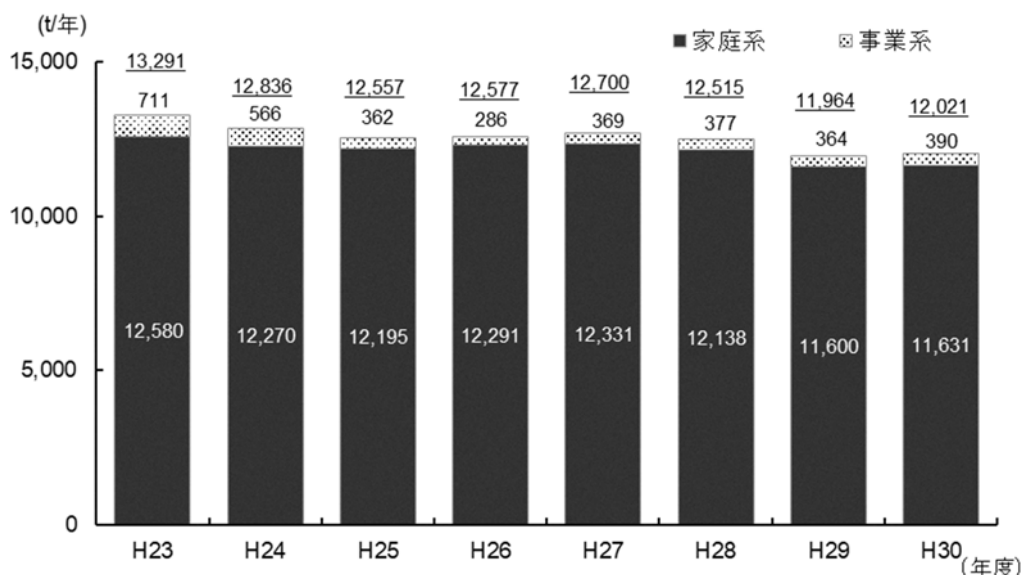


図 1-5 燃やすごみの焼却処理量の推移

(2) 不燃・粗大ごみの中間処理量(項目別)の推移

不燃・粗大ごみの中間処理量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

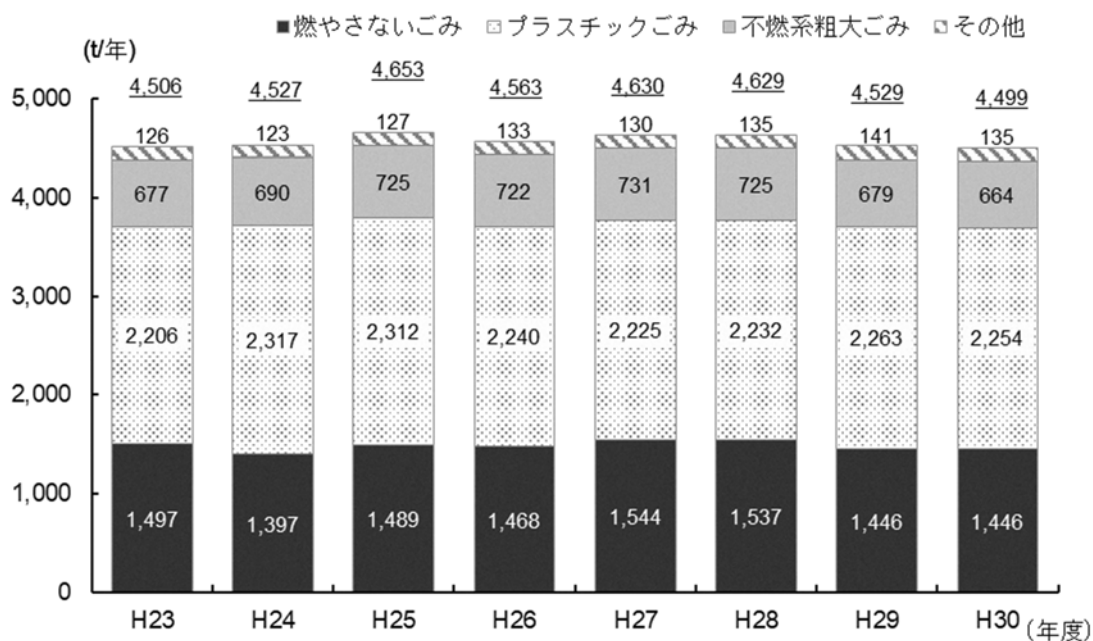


図 1-6 不燃・粗大ごみの中間処理量（項目別）の推移

5. 資源化量

資源化量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間で増減が見られます。

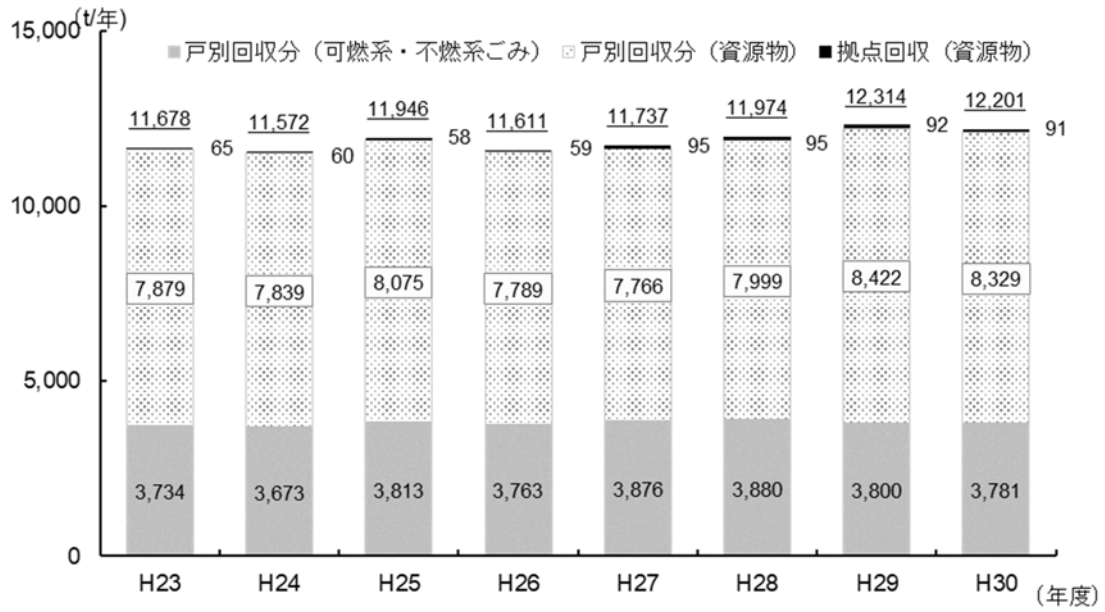


図 1-7 資源化量の推移

6. 集団回収の実施団体登録数及び回収量

集団回収の実施団体登録数は、平成25年（2013年）度から平成30年（2018年）度までほぼ横ばいで推移しています。回収量は、平成25年（2013年）度から平成28年（2016年）度まで増加傾向で推移していましたが、近年は減少傾向となりました。

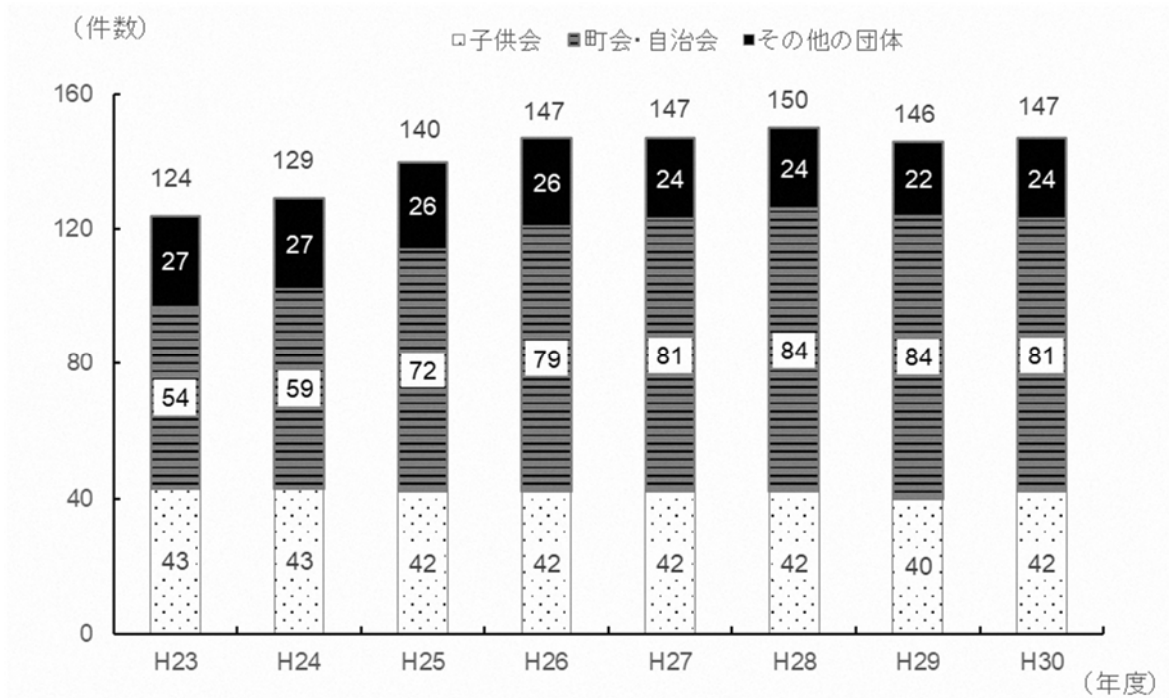


図 1-8 集団回収の実施団体登録数の推移

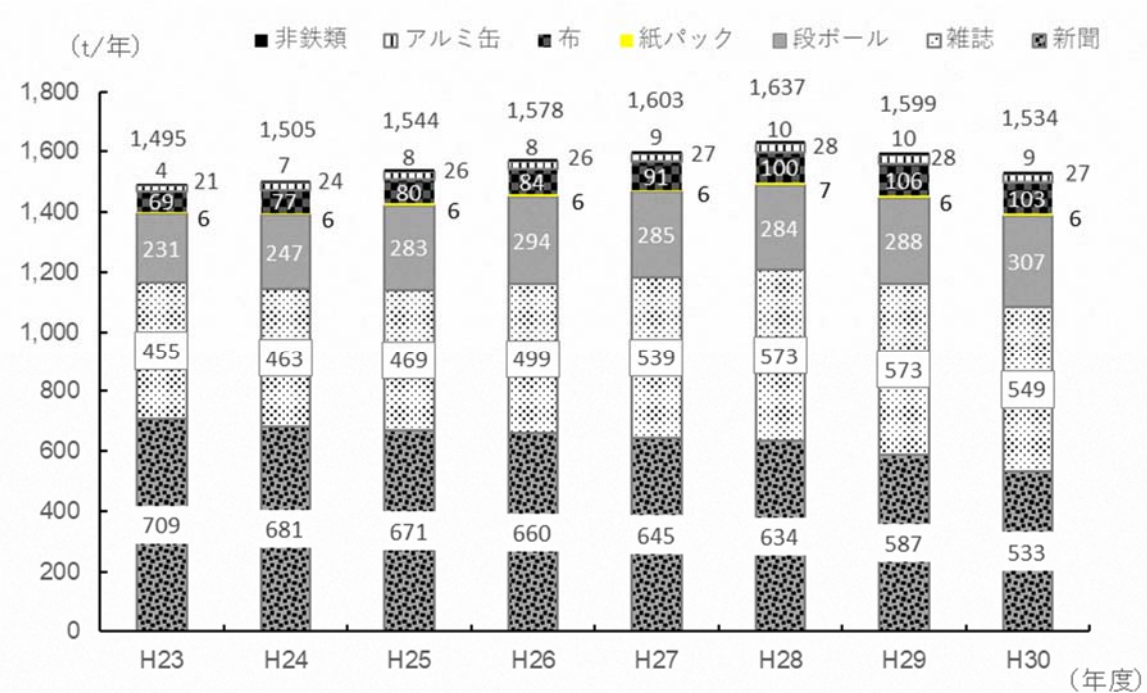


図 1-9 集団回収量の実績の推移

7. 埋立処分量・焼却灰

埋立処分量は、平成23年（2011年）度から減少傾向にあり、平成27年（2015年）9月以降は、全量を資源化处理しているため、現在は埋立を行っていません。焼却灰は、平成25年（2013年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減が見られるものの、増加傾向となりました。なお、焼却灰は、平成18年（2006年）度から、全量をエコセメントの原料としてリサイクルしています。

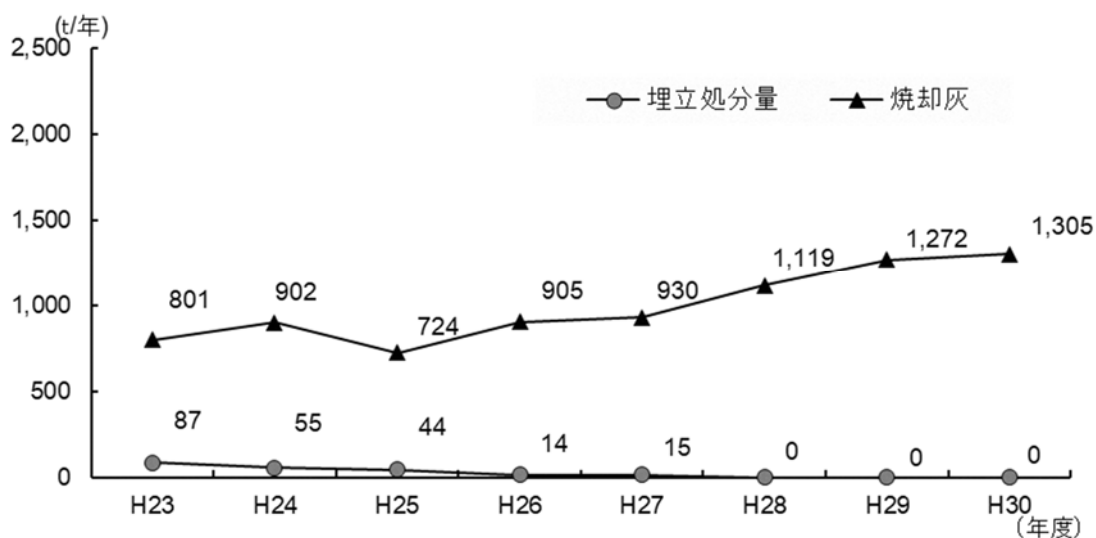


図 1-10 埋立処分量・焼却灰の推移

8. その他

(1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査（平成29年（2017年）度版）」によると、本市は、人口10万人以上50万人未満の自治体（250自治体）の中で、市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収含む）は613.5gで最も少ない結果となり、リサイクル率（集団回収含む）は51.8%で最も高い結果となりました。

(2) ごみ処理経費

総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に、本市と多摩地域平均の年間ごみ処理経費（1人当たり・1t当たり）を算出しました。本市と多摩地域はほぼ同じ傾向で推移しており、平成29年（2017年）度においては、前年度と比較すると減少していますが、いずれの場合においても本市の年間ごみ処理経費は、多摩地域の平均値を上回っており、高い水準にあります。

表 1-3 年間ごみ処理経費の推移

行政区分		年度	単位	H25	H26	H27	H28	H29
小金井市	行政区域内人口		人	117,116	117,272	117,851	119,238	119,984
	ごみ排出量		t	27,113	26,789	27,006	27,102	26,866
	清掃費		千円	2,947,274	3,026,336	3,200,678	3,255,726	3,120,194
	年間ごみ処理経費(1人当たり)		円/人・年	25,165	25,806	27,159	27,304	26,005
	年間ごみ処理経費(1t当たり)		円/t・年	108,703	112,969	118,517	120,129	116,139
多摩地域平均	行政区域内人口		人	4,158,731	4,167,363	4,181,479	4,200,298	4,215,971
	ごみ排出量		t	1,195,701	1,180,300	1,170,881	1,145,128	1,131,554
	清掃費		千円	71,399,949	74,320,776	77,686,044	77,954,304	74,442,170
	年間ごみ処理経費(1人当たり)		円/人・年	17,169	17,834	18,579	18,559	17,657
	年間ごみ処理経費(1t当たり)		円/t・年	59,714	62,968	66,348	68,075	65,788

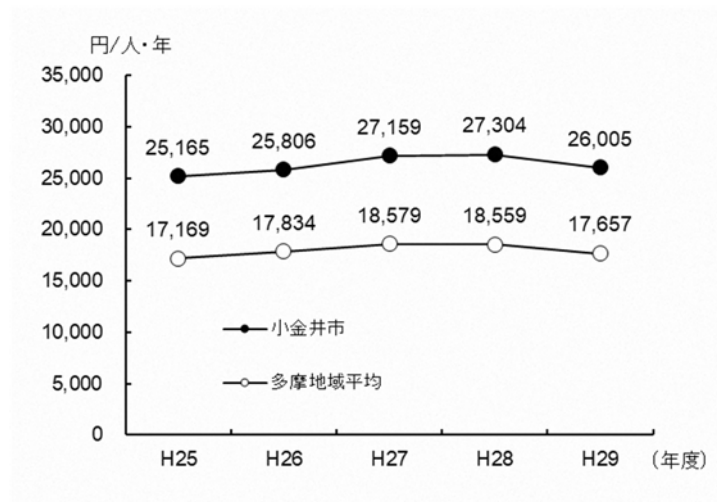


図 1-11 年間ごみ処理経費（1人当たり）の推移

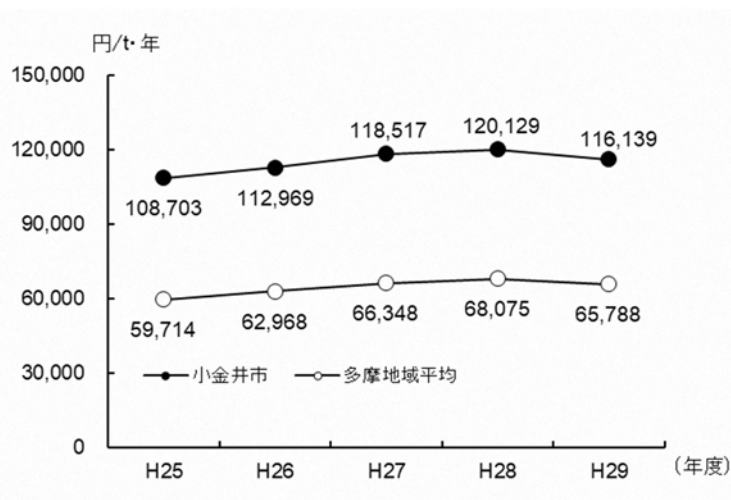
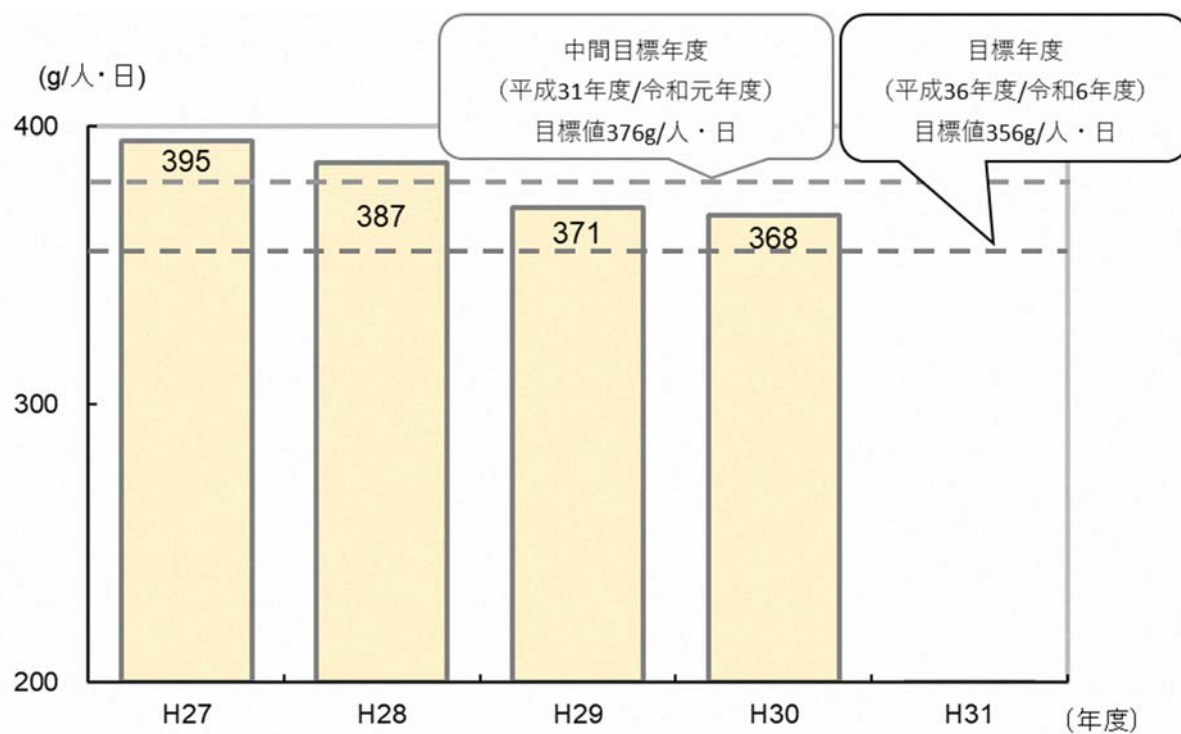


図 1-12 年間ごみ処理経費（1t当たり）の推移

第2節 前計画における数値目標と実績

1. 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成29年（2017年）度に中間目標年度（平成31年度／令和元年度）目標値を達成しています。



※家庭系ごみとは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを合わせたごみ排出量です。

図 1-13 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値と実績の推移

2. 埋立処分量

埋立処分量は、平成18年（2006年）度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。今後も引き続き、埋立処分量ゼロを継続していきます。

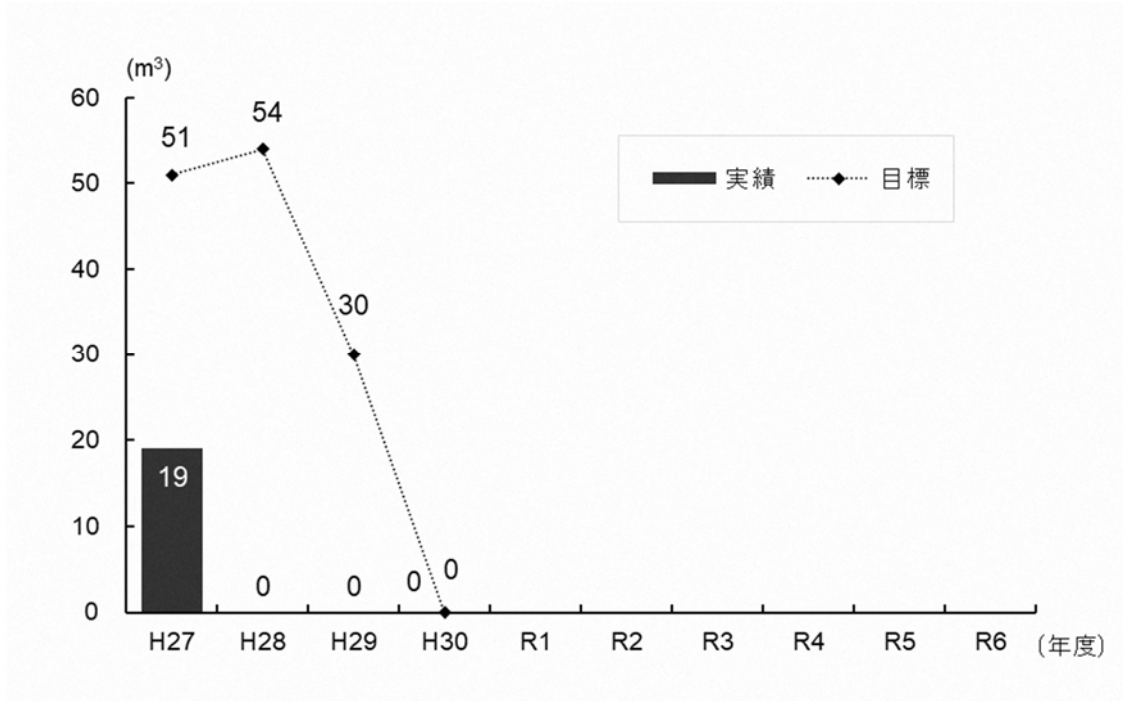


図 1-14 埋立処分量の目標値と実績の推移



コラム

日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場

日の出町にあるニツ塚廃棄物広域処分場は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営しています。多摩地域では人口が急増して都市化が進む中、日の出町の皆様のご理解・ご協力により、昭和59年（1984年）4月に谷戸沢廃棄物広域処分場を開場し、埋立処分を行っていましたが、平成10年（1998年）4月に同処分場の埋立処理を終了しました。その後は、平成10年（1998年）1月に開場したニツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っていましたが、ごみの資源化を推進した結果、平成30年度（2018年）は、全構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。

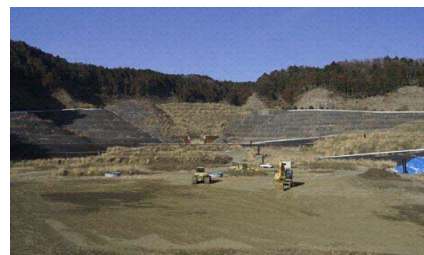


写真 ニツ塚廃棄物広域処分場

第3節 本市の抱える主な課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量及び資源化の推進並びに中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

(1)ごみを元から減らす

大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりがごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を実践することが必要です。その中でも、まずは、ごみになるものを元から減らすリデュースに取り組むことで、ごみの総量を減少させることが重要です。

① 燃やすごみ

本市では、燃やすごみの減量に向けて、分別収集(回収)品目の増設、生ごみの減量化・堆肥化などに取り組んだ結果、燃やすごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、ごみ組成分析調査の結果において、燃やすごみの中には、社会的に大きな問題となっている、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品(以下「食品ロス」という。)である、未利用食品(約4%)、未開封食品(約3%)、食べ残し(約6%)の混入が見られます。

また、資源になる紙類(約12%)の混入も見られることから、リデュースの取組や分別の徹底により、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。そのためには、市民が日常生活の中で、リデュースや分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。



写真 燃やすごみに混入していた(左)未開封食品(右)未利用食品

② 燃やさないごみ・プラスチックごみ

燃やさないごみ・プラスチックごみの合計量は、近年ほぼ横ばいで推移しています。市民アンケートの調査結果からは、燃やさないごみ・プラスチックごみの分別に関する意識は高いことが考えられます。

一方、近年、世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染を防止する観点からも、燃やさないごみ・プラスチックごみの減量は不可欠です。そのためには、市民アンケートにも記述がありましたが、無駄なものを買わない・もらわないなど、市民が日常生活の中で、リデュースや分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。

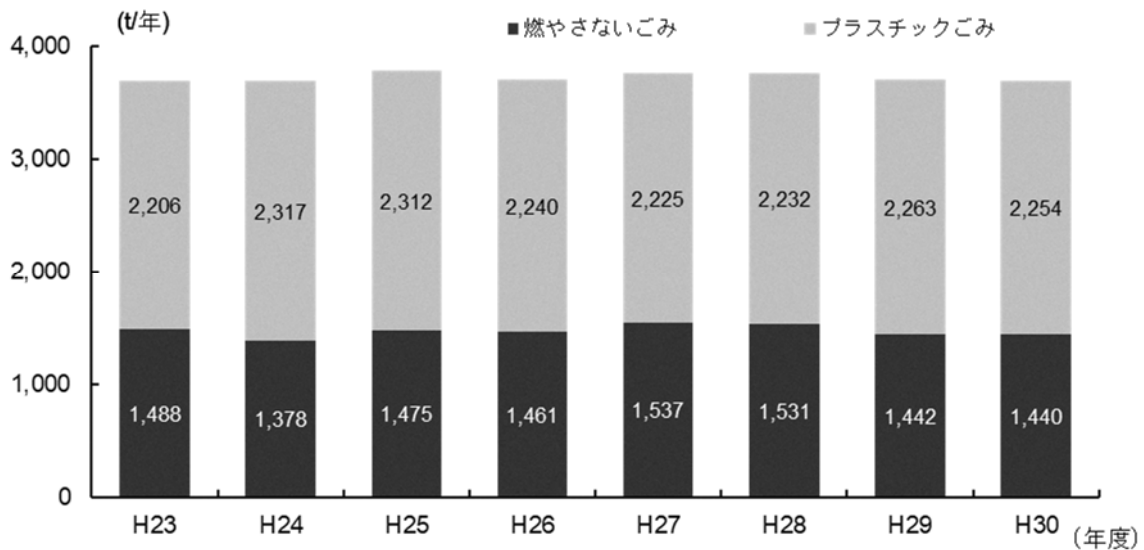


図 1-15 燃やさないごみ・プラスチックごみ量の推移

(2) 共同処理の開始

本市の長年にわたる重要な課題であった可燃ごみ処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまります。本市としては、新可燃ごみ処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、新可燃ごみ処理施設での共同処理の開始以降も引き続きごみ減量と分別の徹底に取り組むことが必要です。

(3) 意識改革

家電製品等の解体体験を行った子ども向けのワークショップにおいては、「身近なものでも、分解するとプラスチックや金属などが大量に含まれていると気が付いた」といった「気づき」を得てもらうことができました。生ごみの食品ロスやプラスチックごみをテーマとしたグループワークを行った大人向けのワークショップにおいては、意識改革のための啓発活動が重要であるという意見が多く出されています。

一方、市民アンケートにおいては、市が行っている食品ロスに関する取組について、「知らない」または「知っているが利用・活用したことはない」との回答が約80%～約90%あったことやごみ組成分析調査の結果において未利用品や食べ残しなどの混入が見られたことから、ごみになるものをもらわない・買わないなどのリデュースへの取組の裾野を広げる余地はまだあるものと考えられます。ごみの減量を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入

者の意識向上を図ると同時に、取組への参加を促す対策を強化することにより、取組の裾野を広げるとともに、取組が生活の一部として無理なく取り込まれ、ライフスタイルとして確立するように支援することが必要です。

また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しても、更にリデュースや減量化を進めることができるよう様々な支援を行うことが必要です。

2. 再使用の推進(リユース)

(1)リユース施策の展開とルートの確保

リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返して何度でも使うリユースを推進することです。そのためには、新たなリユース施策の展開と、適正に再使用されるためのルートを構築して安定的な運用を図っていくことが必要です。

(2)くつ・かばん類の有効利用の推進

くつ・かばん類の拠点回収については、平成24年(2012年)4月から実施していますが、市民アンケートでは、「知らない」という回答が約50%となっており、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やさないごみに、リユースできるくつ・かばん・ベルトなどの混入が見られました。

また、制度は知っていても、実際に利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及させ、強化する余地がまだあると考えられます。リユースは、リデュースの次に取り組むべきことであるため、くつ・かばん類の拠点回収などのリユース活動について、広報媒体を活用して広く周知し、強化することが必要です。

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

(1)資源化ルートの確保

現在、本市では多くの品目について資源化施策を行っていますが、市民の協力により排出された資源物は、適正な方法で運搬・処理し資源化されることが求められます。そのためにも、資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築し安定的な運用を図っていくことが必要です。

(2)生ごみ資源化施策の推進

ごみ組成分析調査の結果において、依然として燃やすごみの中に占める調理くずなどの割合が高いことが明らかとなったことから、生ごみの資源化に向けた取組を更に強化するとともに、これまで続けてきた生ごみ堆肥化事業に加えて、新たな生ごみ資源循環施策の検討が必要です。

4. 分別・啓発活動の強化

(1) 分別の徹底

分別区分をわかりやすく周知するなどして、分別の徹底を推進することが必要です。市民アンケートにおいて、回答者の約55%は分別を「徹底している」と答えていますが、約34%は「徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している」と答えています。分別を徹底することで、ごみを減らすことに加え、資源になるものを効率的・効果的に集めることができます。分別方法をわかりやすく周知することで市民の理解を深めるとともに、分別指導を徹底し、適正排出に向けた取組を継続・強化することが必要です。

(2) 多様な啓発活動の実施

本市には近隣を含め複数の大学が立地し、都心への通勤圏内であることから、学生や単身者、共働きの家庭など多様な年齢層や生活環境の方々が居住されています。また、転出入者が多いという特徴があることから、転入者への啓発は非常に重要です。

ごみ組成分析調査の結果では、単身集合住宅などにおいて、燃やすごみの中にOA用紙などの資源になる紙類の混入が見られ、燃やさないごみの中に本来燃やすごみに排出すべき生ごみ、資源になる紙類、電池などの有害ごみ及びプラスチック類の混入が見られました。更なるごみの分別を徹底するため、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です。ごみ減量の成果を提示するなど、取組の効果を市民にわかりやすく示し、日常的な取組に対する意欲・意識を高める必要があると考えられます。

更に、ワークショップにおいても、これまで市が行ってきた様々な施策を広く市民に知ってもらい、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるとの意見があったことから、「見える化³」を行うことによる効果的な啓発活動により、一人でも多くの市民に本市の施策を周知徹底し、取組を実践してもらうことが必要です。



写真 燃やさないごみに混入していた（左）紙類（中央）電池（右）ライター

³ ごみや資源物の行方や資源化の過程をわかりやすく図解したり、情報をデジタル表示したりするなど、視覚的なわかりやすさに重点を置いた情報発信に努めることにより、取組の存在や具体的な内容を知ってもらうとともに、市民や事業者にわかりやすく、客観的に捉えられるものとする事です。

(3) 環境教育・環境学習の推進

本市では、アニメーションDVDや冊子などの広報媒体の作成の他、大人から子どもまで全ての市民に向けて環境教育・環境学習を実施しています。しかしながら、市民アンケートによると、約91%の市民が事業を実施していることを「知らない」と回答しており、各種講座の情報や啓発・教育用ツールの貸出事業の周知徹底が必要です。

また、市民の様々な要望に対応できるようにメニューを多様化するなどの見直しを行い、環境教育・環境学習を推進していくことにより、一人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

5. 地域における3Rの推進

(1) 市民・事業者・行政の連携

平成18年（2006年）度にごみゼロ化推進員で構成されるごみゼロ化推進会議を発足し、市民・事業者・行政が協働でごみの減量や分別の啓発に向けて取り組む活動を行ってきました。今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報を共有して地域での活動をより強化することが必要です。



コラム

ごみゼロ化推進員

ごみゼロ化推進員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8に基づき、ごみの減量やまちの美化などに向けた活動を行うため、市から委嘱を受けた、町会・自治会・事業者などからの推薦や公募市民などで構成されています。

市と連携して、キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみの分別やごみに関する相談など、幅広い活動を行っています。

(2) 集団回収への参加促進

本市の集団回収について、市民アンケートにおける集団回収を利用・活用している人の割合は約37%となっています。集団回収を「知っていても利用・活用していない」又は「知らない」場合も多いため、周知徹底に加え、より多くの人に参加しやすい集団回収の在り方を検討するなど、各地域で、市民や団体が集団回収を利用しやすい多様な機会の提供が必要です。

6. 事業活動における3Rの推進

(1) 法令の遵守

事業活動に伴って排出されるごみは自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行わなければなりません。事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の強化が必要です。

(2) 意識の向上

事業所意識調査では、ごみの減量及び資源化を進める上での問題点のひとつとして、「従業員へ意識を浸透させることが難しい」ことが挙げられています。従業員全てが本市に居住しておらず、ごみの減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。事業所におけるごみの減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

(3) 事業者の状況に応じた対応

事業所意識調査では、ごみの減量及び資源化を進める上での問題点として、「資源物を保管しておく場所がない」ことが最も多く挙げられています。また、今後、ごみの減量及び資源化を進める上では、「ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供」や「資源化できる資源物の種類拡大」を要望する意見が多く挙げられています。

このことから、ごみ減量・リサイクルの手法、実施事例及びアイデアなどの情報が不足していると考えられます。ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。また、排出状況を把握し、それに基づくごみの減量及び資源化施策の構築が必要です。

(4) 認定事業所の拡大

循環型社会の形成を推進する意識啓発や食品ロスの発生と食資源を守る意識啓発を推進するため、市内の事業所に協力してもらい、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店・事業所の拡大に取り組む必要があります。認定事業所の拡大は、市民だけではなく、事業所への意識啓発にもつながるため、更なる認定事業所の拡大に向けて、市民・事業者・行政が一体となって連携し、協力して取組を展開することが必要です。

7. 行政における3Rの推進

市内における大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を推進し、率先したごみの減量・分別の徹底に向けて取組を強化する必要があります。また、効果的な3Rを推進するため、組成分析やごみの減量に向けた調査・研究を行う必要があります。

8. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

指定の分別区分、排出方法、排出場所に排出されたごみを、市が責任をもって適正かつ円滑に収集・運搬していくための体制の確保が必要です。また、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者に対し、日常生活の負担を軽減するとともに在宅生活を支援していくために個別訪問をしてごみの収集を行う、ふれあい収集を一層推進していく必要があります。

更に、非常時においても、公衆衛生を保全することを目的に、適切かつ円滑に収集・運搬できる体制の構築が必要です。

9. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設での処理、東京たま広域資源循環組合二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設での処理・処分、清掃関連施設での処理を行うにあたり、各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組を継続する必要があります。

また、市が収集・処理していない資源物、建築廃材、感染性廃棄物の情報を周知し、適正処理を推進するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進するために、市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、不法投棄防止体制の構築が必要です。

10. 廃棄物処理を支える体制の確立

浅川清流環境組合及び構成市である日野市、国分寺市との連携を強化し、新可燃ごみ処理施設の安定的な運営を推進する必要があります。

また、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となった取組を行うことができるような連携体制の構築が必要です。また、災害時においても迅速に処理を進めるため、「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づく体制の構築が必要です。

更に、市民・事業者・行政の相互理解を高め、適正な費用負担を求めるために、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たすことが必要です。

第2章 基本方針

第1節 基本姿勢

本市では、平成 18 年（2006 年）にごみ非常事態を宣言し、平成 19 年（2007 年）4 月以降、可燃ごみの処理を広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルされています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。今後もこれまでの感謝の気持ちを忘れず取組を進めます。

令和 2 年（2020 年）4 月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。施設の周辺住民をはじめとした日野市の住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なるごみの減量及び資源化に向けた取組を進めます。

第2節 目指す将来像

前計画では、目指す将来像として「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指してきました。

本計画においても、将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用・有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、引き続き、3R を推進する「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指すこととし、この将来像を市民・事業者・行政が共有することで、一人ひとりが主体的にごみの減量と資源化の推進に向けた取組を心掛け、実践していくための基本方針を定めます。

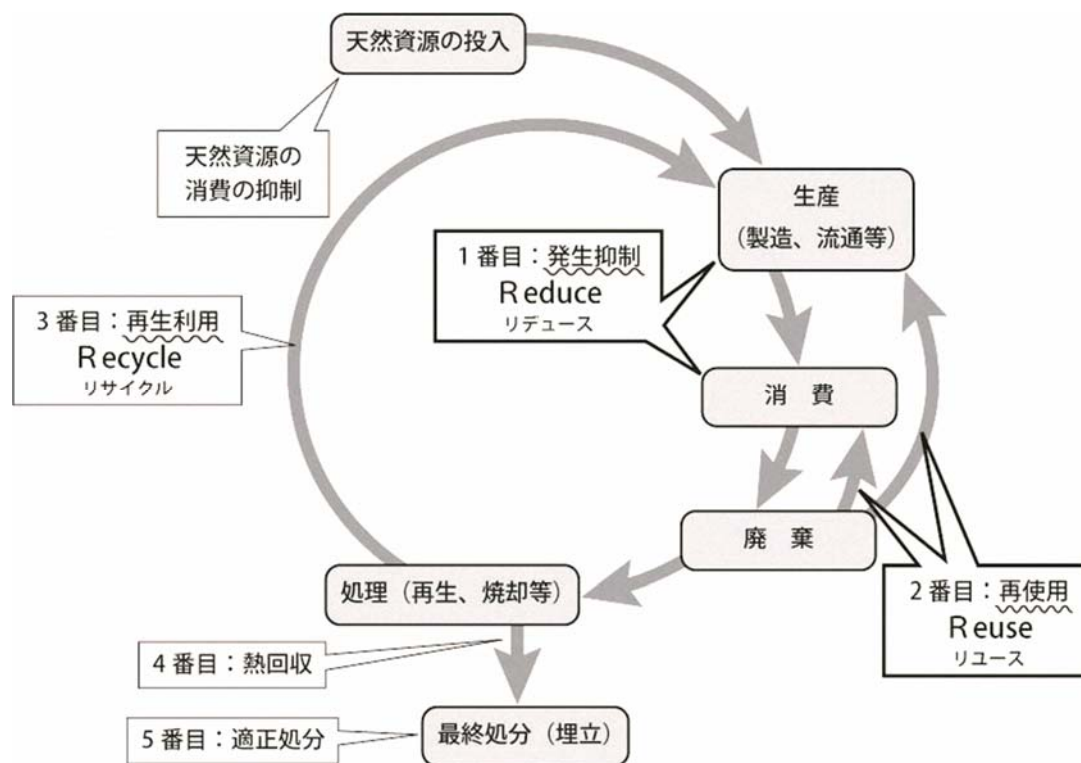
目指す将来像

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

第3節 基本方針

1. 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』の実現に向けては、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは取組の順番が大切です。まずはリデュース、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 1-16 3Rの流れ

2. 安全・安心・安定的な適正処理の推進

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』の実現に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

第4節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

1. 市民の役割

人が生活することで発生するごみも、様々な取組を行うことで削減していくことが可能です。限りある資源を有効に活用し、未来へつなげる継続した循環型社会を目指すために、市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。最も重要なことは、ごみになるものを元から減らすリデュースに取り組むことです。ごみになるものはもらわない・買わない取組（過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど）、食品ロスの削減（食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど）、生ごみの水切り及び自家処理への取組、マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用などリデュースにつながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。

リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返して何度でも使うリユースです。ものを大切にする取組（不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど）を日頃から実践することが大切です。

そして、リデュース、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを再生利用するリサイクルです。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、未だに一定量の資源物の混入が見受けられます。「混ぜればごみ、分ければ資源」になることから、分別を徹底することが大切です。また、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収を利用することや町会・自治会・子供会など身近で行われている集団回収の取組に参加することも大切です。

2. 事業者の役割

事業者は法令を遵守して、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任で独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。また、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、ごみとなった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任に基づく責任を果たすことが求められます。

更に、市民と同様、ごみを排出する当事者であるという自覚の下、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底及び分別の徹底などに取り組むとともに、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収に取り組むことが大切です。

3. 行政の役割

市内大規模事業所である市役所において、市職員は、ごみを排出する当事者であることを自覚し、率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進を徹底しなければなりません。また、市民及び事業者に対して、3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図り、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようコーディネートや働きかけを行っていきます。

更に、収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。



図 1-17 市民・事業者・行政それぞれの取組事例

第5節 将来推計

1. 将来推計の考え方

ごみ排出量は、①人口及び②市民1人1日当たりのごみ排出量により算出します。

本計画におけるごみ排出量の将来推計は、これまでの排出傾向が継続すると仮定した「単純推計」を設定した上で、「単純推計」に今後実施する施策の効果を定量的に見込み、「目標値」を設定することとします。

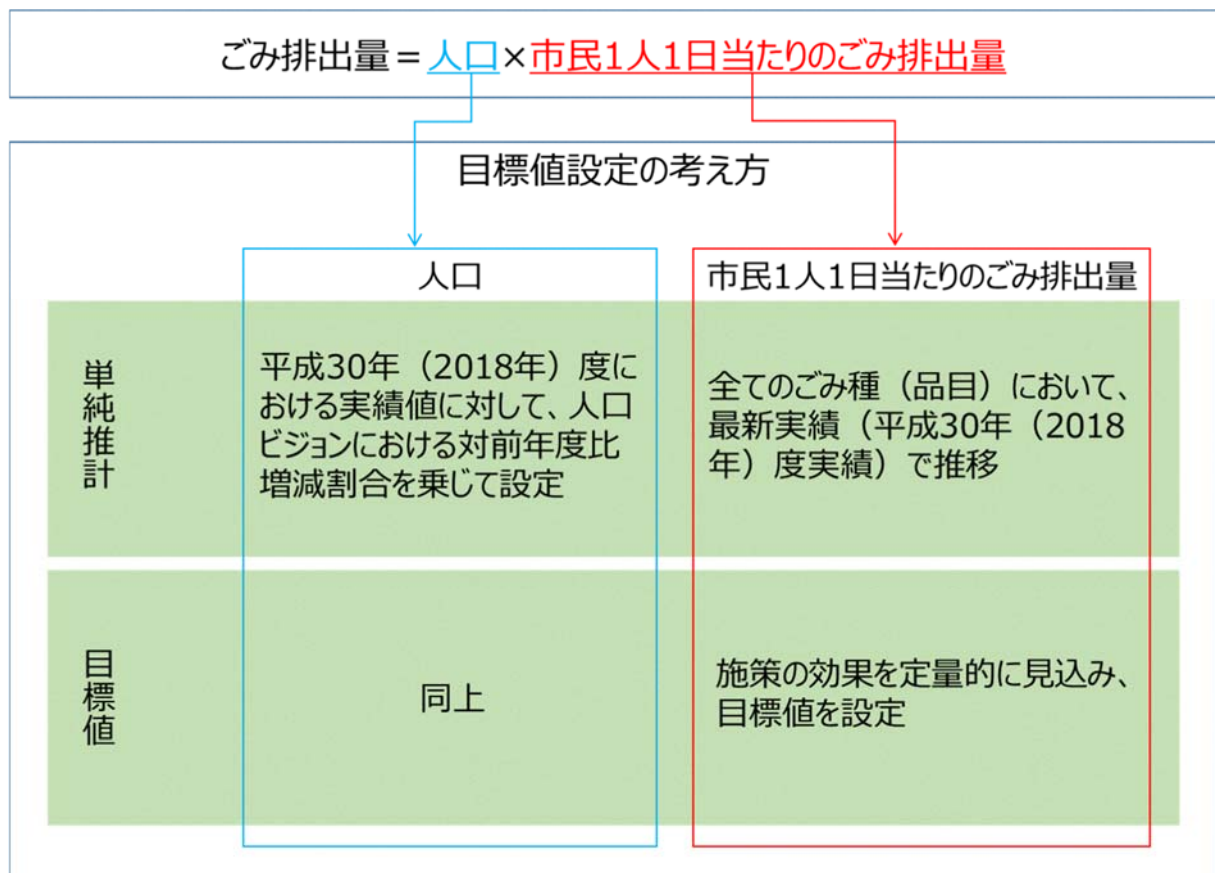


図 1-18 目標値設定の考え方

2. 将来人口

将来人口の推計については、「小金井市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月策定）」との整合を図るため、平成30年（2018年）度の実績値を基準として、人口ビジョンにおける対前年度比増減割合を乗じて算出しています。人口ビジョンを踏まえた本計画における将来人口推計は、令和5年（2023年）度の122,174人をピークに微減傾向になると考えられ、令和12年（2030年）度の人口は、121,096人と推定されます。

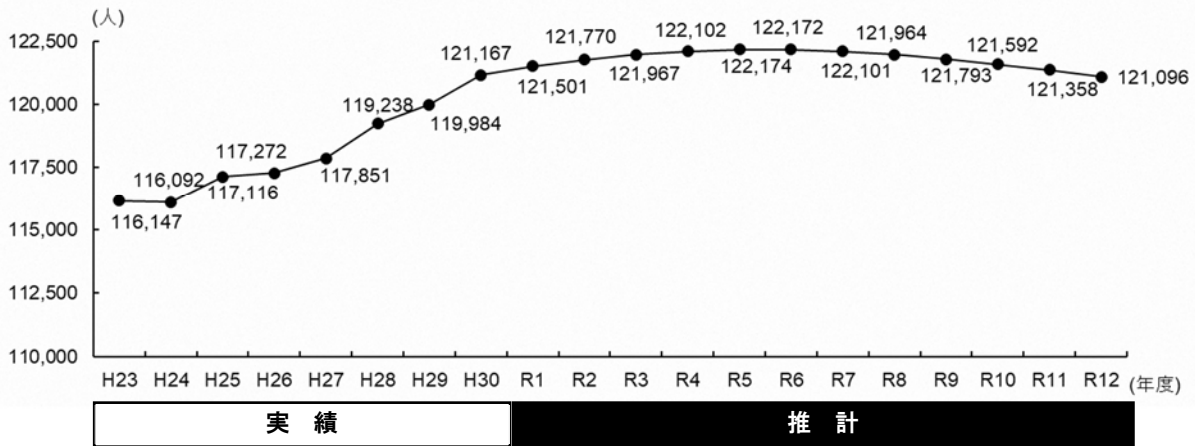
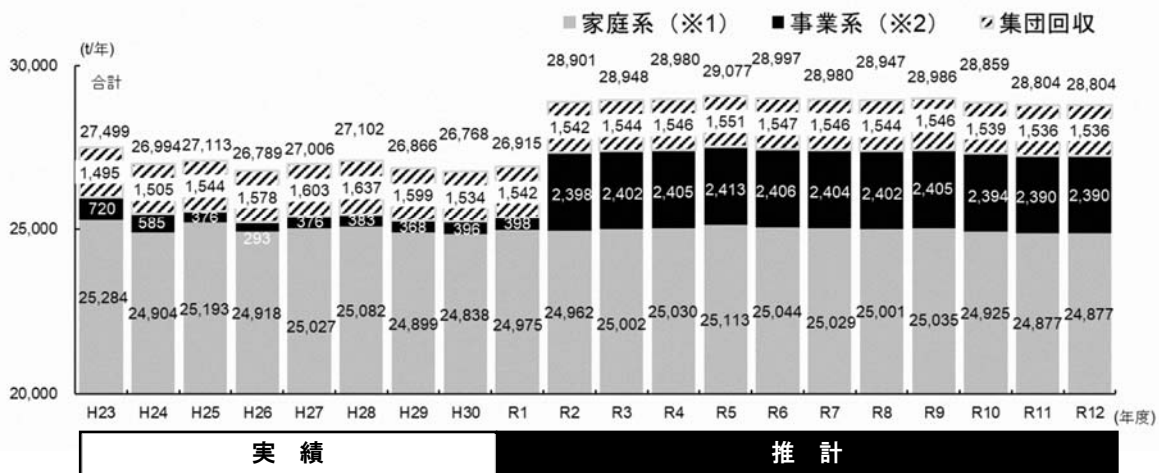


図 1-19 将来人口推計

3. ごみ排出量(単純推計)

ごみ排出量（単純推計）の推計について、以下に示します。この推計量は、現在取り組んでいる施策を今後も同様に継続して実施した場合を想定した推移となります。



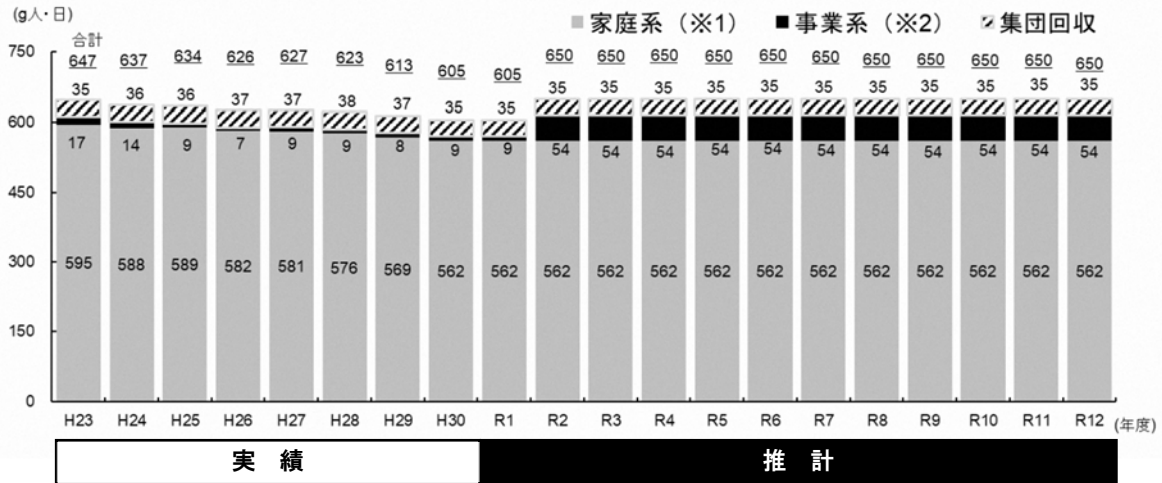
- (※1) 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）を合わせたごみ排出量です。
- (※2) 令和元年（2019年）度まで民間の一般廃棄物処理施設で処理されている約2,000 tが、令和2年（2020年）度より新可燃ごみ処理施設に搬入されることを想定しています。

図 1-20 ごみ排出量の推計

4. 市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)

市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)の推計について、以下に示します。この推計量は、現在取り組んでいる施策を今後も同様に継続して実施した場合を想定した推移となります。



(※1) 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)と資源物(古紙・布・空き缶・びんなど)を合わせたごみ排出量です。
 (※2) 令和元年(2019年)度まで民間の一般廃棄物処理施設で処理されている約2,000tが、令和2年(2020年)度より新可燃ごみ処理施設に搬入されることを想定して算出しています。

図 1-21 市民1人1日当たりのごみ排出量の推計

(2) 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物(単純推計)

市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)のうち、家庭系一般廃棄物の内訳(家庭系ごみ・資源物)について、以下に示します。

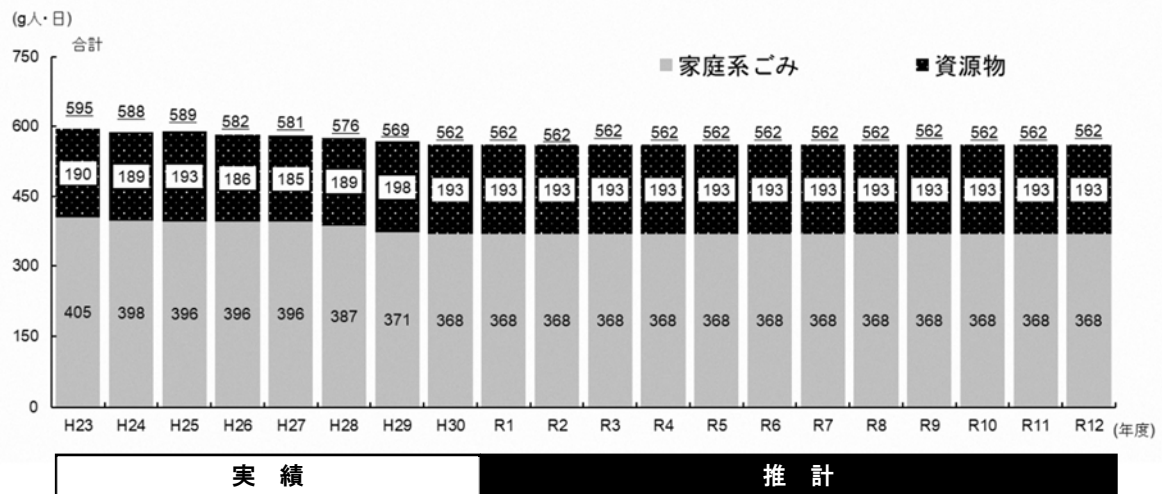


図 1-22 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物の内訳

第6節 目標の設定

1. 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)

本計画では、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、市民1人1日当たりのごみ排出量のうち、資源物を除いた「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定します。

令和12年度までに 355 g/人・日以下

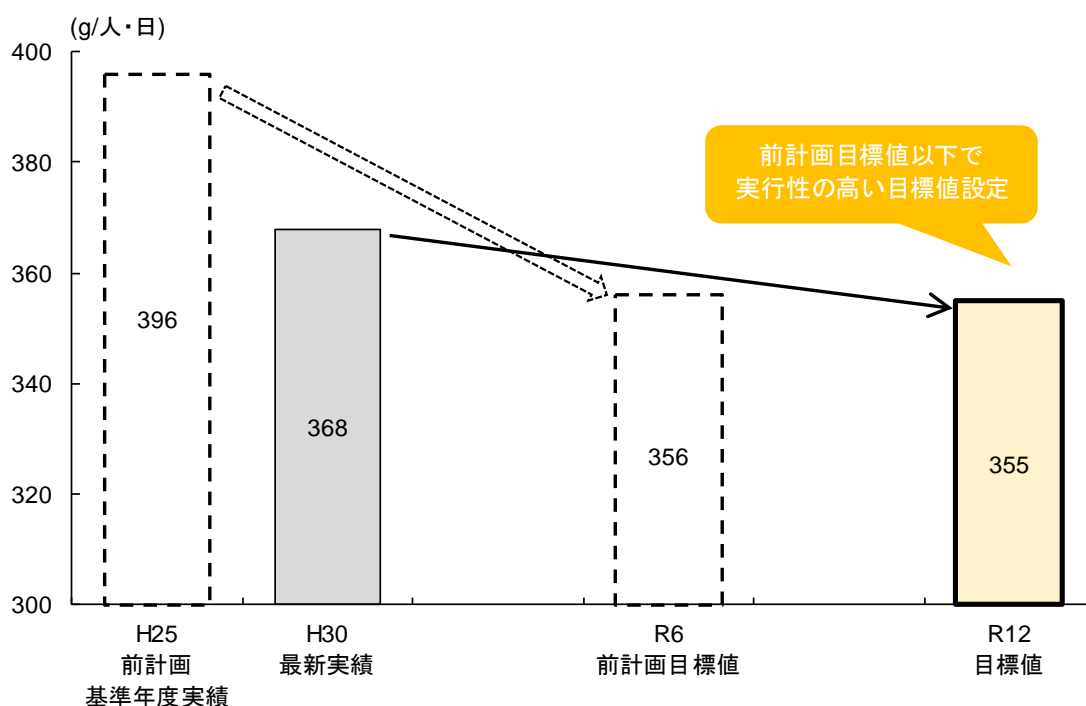


図 1-23 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

【目標設定の考え方】

平成30年（2018年）度の本市の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は368g/人・日です。

前計画の目標値である356g/人・日は未達成ではあるものの、平成30年（2018年）6月に環境省が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画で定められている1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値である約440g/人・日を大きく下回っている状況です。

しかし、本市の家庭系ごみには、未だに、本来食べられる状態であるにもかかわらず捨てられた食品類などリデュースできるもの、くつ・かばん類などリユースできるもの、古紙・布、ペットボトルなどリサイクル可能な資源物の混入が見られます。

本計画は、前計画の目標値以下で、かつ、実行性の高い目標値を設定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向け、施策を展開します。

2. 埋立処分量(t)

本市では、平成28年（2016年）度以降、埋立処分量ゼロを達成しております。本計画においても、これからも埋立処分量ゼロを継続します。

埋立処分量ゼロを継続

第3章 施策の展開

第1節 計画の体系

本計画では、2つの基本方針に基づき、各施策の展開を図ることとします。

基本方針「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、8の計画項目と30の取組内容を定めており、基本方針「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、3の計画項目と14の取組内容を定めています。なお、本計画の体系は、以下のとおりです。

基本方針	計画項目	取組内容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品ロス削減の推進 p.37 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 p.37 (3) マイバック・マイボトル・マイはしの使用促進 p.37 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 p.38
	2 再使用の促進（リユース）	<ul style="list-style-type: none"> (1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 p.39 (2) くつ・かばん類の有効活用の推進 p.39 (3) リユース食器の有効活用 p.39 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発 p.40
	3 資源循環システムの構築（リサイクル）	<ul style="list-style-type: none"> (1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 p.40 (2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 p.40 (3) 生ごみ資源化施策の推進 p.40
	4 分別・啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 正しい分別方法の周知と徹底 p.41 (2) 清掃指導員による分別指導の徹底 p.42 (3) わかりやすさを重視した啓発の強化 p.42 (4) 転入者を対象とした啓発の強化 p.42 (5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 p.43
	5 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 p.44 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 p.44
	6 地域における3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 p.45 (2) 集団回収事業の支援と周知 p.45 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 p.45
	7 事業活動における3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 p.46 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 p.46 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 p.46 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 p.46 (5) 認定事業所の周知と拡大 p.47 (6) 店頭回収の推進 p.47
	8 行政における3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 p.47 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 p.48 (3) 環境負荷低減の推進 p.48

：重点的に取り組む項目

図 1-24 本計画の体系（基本方針 1）

基本方針	計画項目	取組内容
安全・安心・安定的な 適正処理の推進	1 安全・安心・安定的な 収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 p.49 (2) ふれあい収集体制の推進 p.49
	2 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 p.49 (2) 中間処理量・最終処分量の削減 p.49 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 p.50 (4) 不法投棄防止体制の確立 p.51 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 p.51
	3 廃棄物処理を支える 体制の確立	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 p.51 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 p.51 (3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 p.52 (4) 清掃関連施設の整備 p.52 (5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 p.52 (6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 p.52 (7) 環境基金の有効活用 p.53

図 1-25 本計画の体系（基本方針 2）



本計画体系及び次ページ以降の表記について

第 2 節では、アンケートや組成分析調査結果により考えられる本市における課題を踏まえ、施策の展開を図っていきます。

- 充実
 : 本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策
- 強化
 : 本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
- 重点
 : 本計画において、強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らすリデュースです。ごみを出さないライフスタイルを日常生活の中に定着させるためには、食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、リデュースを意識した行動を実践することが重要です。日野市、国分寺市とともに可燃ごみの共同処理がはじまりますが、施設の所在する日野市の住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、より一層のごみ減量及び資源化に向けた生活習慣の定着を目指してライフスタイル変革への支援を推進し、日々の生活で無理なく実践できる取組を展開していきます。更に、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などによる情報発信を行い、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルを実践できるよう取組を展開していきます。

取組内容

(1) 食品ロス削減の推進

重点

ごみになるものを元から減らすため、食品ロスの削減を推進します。外食時、宴会時及び家庭で調理する際など、食べ残しによる食品ロスは市民一人ひとりの身近で発生しています。食べきり運動の推進、使いきりレシピの公開や料理教室の開催など、食品ロスが発生する状況に合わせて、日常の中で無理なく実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に周知徹底を図っていきます。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の基本方針に基づき策定する、「食品ロス削減推進計画」において、市民・事業者・行政による連携を図り、更なる食品ロスの削減に向けて取り組んでいきます。

(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進

強化

生ごみには大量の水分が含まれていることから、リデュースに向けて家庭から発生する生ごみの水切り及び生ごみ減量化処理機器・生ごみ堆肥化容器の活用などによる自家処理を推進していきます。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にその意義及び効果を広く周知していきます。

(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進

強化

消費者が主体的に選択でき、誰もが無理なく実践できるマイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進を図っていきます。使い捨てのレジ袋や割りばしを買わない・受け取らないことが

ごみの削減につながります。マイバッグの利用は、レジ袋の削減に、水筒やマイカップなど繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトル、紙パック及び紙コップなど使い捨て容器の削減につながります。また、家庭や職場などでマイはしを利用すれば、使い捨ての割りばしの削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にその意義及び効果を広く周知していきます。

(4)ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 強化

一人でも多くの市民が、ごみや環境に関心を持ち、リデュースへの気づきやきっかけを作るため、地域における学習会、キャンペーン及びイベントなど、市民が集う場に市の職員を派遣して、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルを推進するための動機づけを支援する取組を行っていきます。また、ごみになるものを元から減らすリデュースに取り組むことの意義及び効果を伝え、もらわない・買わない取組を推進するため、過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に周知徹底を図っていきます。

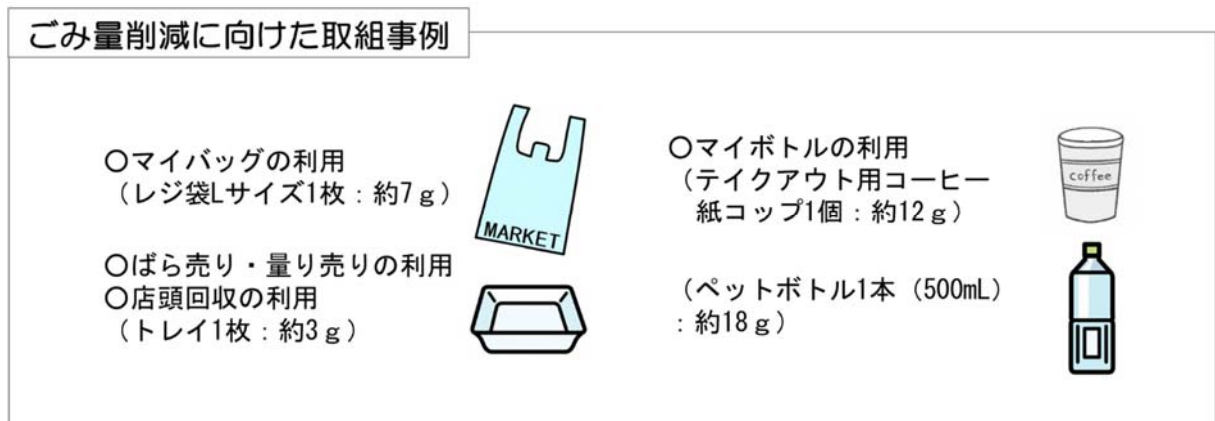


図 1-26 ごみ量削減に向けた取組事例

2. 再使用の促進(リユース)

リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返して何度でも使うリユースです。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使うなど、ものを大切にすることを日頃から実践することが重要です。リユースを促進するため、リユースルートの構築と円滑な運用を推進するとともに、くつ・かばん類やリユース食器の有効活用など、リユース活動の推進に向けた取組を行っていきます。

取組内容

(1)リユースルートの構築と円滑な運用の推進 **重点**

リユース可能なものについて、有効利用先を確保することで効率的なリユースルートを構築し、円滑な運用を推進します。

リユース事業の在り方については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設内に、リユース可能な粗大ごみを一時保管する設備を設け、保管したリユース品を販売する新たなリユース事業の展開を進めていることから、整備事業の中で具体的な内容を検討していきます。また、他自治体などの取組事例を参考に、社会状況に応じて多角的に調査・研究を行うとともに、民間団体の活用や個人に対して直接売買が可能なインターネットオークション、フリマアプリの活用を促すなど、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応できるリユースルートの有用性を見直しを検討していきます。

(2)くつ・かばん類の有効活用の推進 **強化**

市では、くつ・かばん類の拠点回収を行っており、回収したものは国内外でリユースされています。今後も継続して有効活用を図るため、拠点回収の利用を推進するとともに、拠点回収を利用していない市民に対し、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、くつ・かばん類の有効活用に関する意義及び効果を広く周知していきます。

(3)リユース食器の有効活用 **充実**

リユース食器の活用は、祭りやイベントなどで市民が身近に取り組むことができるリユース活動であるため、多くの市民に対しリユース意識の向上を図ることができます。広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にリユース食器の意義及び効果を広く周知していきます。また、事業者に対してリユース食器の活用を働きかけるとともに、より一層取組を推進していきます。

(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 充実

くつ・かばん類やリユース食器の有効活用など、リユース活動の推進に向けた取組について、一人でも多くの市民の利用を促進するため、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に周知を図っていきます。

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

リデュース、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、分別ルールを徹底して、資源としての品質を確保することが重要です。循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムを構築するとともに、資源化ルートの円滑な運用を推進する必要があります。更なる資源循環ルートの構築に向けて調査・研究を行っていきます。

取組内容

(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 強化

正しく分別された、古紙類、ペットボトルなどの資源になる品目をより多く回収しリサイクルするために、分別方法についての周知を重点的に推進するとともに、新たな資源品目の有効活用の可能性についても調査・研究を行っていきます。また、効率的な資源化ルートを構築し、有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進していきます。更に、市民の分別・排出のしやすさ及び回収の効率などの観点から、より良い回収方法について検討するとともに、社会状況の変化などに応じて、資源化ルートの有用性も見直しも検討していきます。

(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 充実

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民へ広く周知し、制度の利用促進を図っていきます。また、使用状況の把握に努め、制度の改善に活かしていくなど、今後の取組状況を踏まえた施策を展開していくとともに、制度の見直しについても検討していきます。

(3) 生ごみ資源化施策の推進 重点

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進していきます。生ごみの堆肥化事業では、資源循環システムについて情報発信していくほか、夏休み生ごみ投入リサイクル事業や市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル活動の取組内容及び成果について広

報媒体を活用して周知していきます。更に、今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化などの新たな生ごみ資源循環施策の実施に向けて調査・研究を行っていきます。

4. 分別・啓発活動の強化

資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、正しいルールに従ってごみを分別し、資源としての品質を確保することが重要です。発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に本市の取組を理解してもらい、協力してもらう必要があります。市民に対し、正しい分別方法の周知徹底を図るため、わかりやすい広報媒体を作成して情報発信していくほか、キャンペーンの実施、イベントへの出展などで啓発活動を展開するとともに、市の職員である清掃指導員による分別指導などを通じ、分別・排出の徹底を図っていきます。特に、転入者が多いという本市の特性も踏まえ、転入者に対しては重点的に啓発活動を強化していきます。また、3Rを推進するための施策や取組を「見える化」することで、更なる周知徹底を図っていきます。

取組内容

(1) 正しい分別方法の周知と徹底

強化

浅川清流環境組合での可燃ごみの共同処理がはじまりますが、新可燃ごみ処理施設の安定的な運転のためには、これまで以上に正しい分別を徹底して行うことが重要となります。広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に正しい分別方法を周知徹底していきます。特に、燃やすごみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い、資源になる古紙類の分別や発火の危険性のある電池類の分別、プラスチック類の分別についての周知を重点的に図っていきます。更に、包丁などの危険物の排出方法や、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどについて、汚れを落としてから排出することの大切さを周知していきます。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要性が生じた場合には、分別方法の見直しを含め、状況に応じた施策を展開していきます。



きちんと分別すれば、貴重な資源としてリサイクルされるよ！

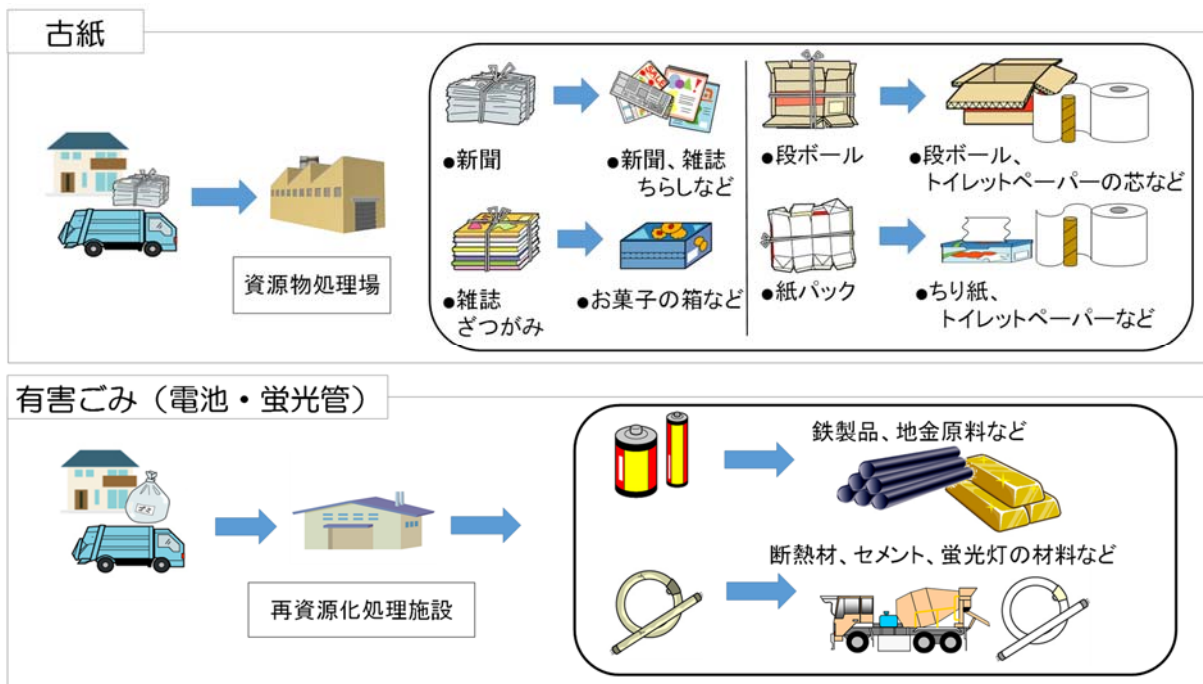


図 1-27 資源化ルート例

(2) 清掃指導員による分別指導の徹底 強化

分別方法の更なる浸透に向けて、清掃指導員による窓口や電話でのわかりやすい説明に努めるとともに、必要に応じて戸別訪問を行い、分別指導を徹底していきます。特に、分別が徹底されていない集合住宅などへの分別指導を強化します。

(3) わかりやすさを重視した啓発の強化 強化

3Rを推進するため、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用した具体的で分かりやすい広報媒体を作成していきます。また、市内のイベントへの参加（パネル展示、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映など）や市内の駅頭など、市民が集う場におけるキャンペーン活動（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参など）を実施することで、一人でも多くの市民に3Rの推進を呼びかけていきます。

(4) 転入者を対象とした啓発の強化 強化

転入窓口となる担当部署などとの連携により、本市で生活を始めるタイミングでの啓発を強化していきます。特に、転入者の多い集合住宅には、集合住宅所有者並びに管理会社などと連携し、わかりやすい広報媒体を活用した情報発信などの啓発活動を強化していきます。また、日本語がわからない海外からの転入者に向け、分別の説明にイラスト等を使用するなど視覚的にわかりやすい広報媒体を作成し、ごみの分別方法について広く周知していきます。

(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化

重点

一人でも多くの市民や事業者に3Rの推進に向けた取組を周知徹底するため、市報、市ホームページ、チラシ及びごみ分別アプリなどの広報媒体を活用した情報発信を充実させ、施策や取組の「見える化」を推進します。

コラム ごみ減量キャラクターの紹介

ごみ減量キャラクターは、子どもたちに小金井市のごみ減量について分かりやすく伝えるために生まれました。市報やチラシなど、様々なところでこのキャラクター達が登場し、ごみの減量とリサイクルの推進に向けて活躍する「くるカメ大作戦」を展開しています。



こっこつカメちゃん

「こっこつごみ減量！」を合言葉に、くるくるカメくんと一緒にごみ減量やリサイクルを促進しようと毎日頑張っているしっかり者。



くるくるカメくん

「資源のリサイクル！」を合言葉に、リサイクルが進むまちづくりをめざして毎日奮闘。



ムダガベッジ將軍

悪の組織ムダガベッジのボス。間違えやすいごみの種類や分別の仕方などにとっても詳しい。その知識を利用し、手下のワケナイーンとともにみんなを困らせようとする。



ミミーズ

畑大地くんの中に住むミミーズの兄弟。畑大地くんの親友で、いつも一緒に土を元気にしている。



畑大地くん

心優しい畑の土。くるくるカメくんがくれる堆肥が大好き。おいしい野菜を作ってみんなに食べてもらうことが大好き。



ワケナイーン

5. 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の輪が広がることにより、具体的な行動を取ることのできる人材が育っていくことが重要です。子どもから大人まで、全ての市民が学ぶことのできる機会を提供するため、小・中学校における環境教育の推進や町会・自治会・子供会・その他団体への環境学習の推進及び情報提供に取り組んでいきます。

取組内容

(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進

重点

市の職員を講師として派遣する出張講座や市内・外のごみ処理施設見学会などを実施し、小・中学生への環境教育を推進していきます。また、一人でも多くの子どもが関心を持ち、取組を実践してもらうため、ごみ減量キャラクターを使用したアニメーションDVDや冊子などを効果的に活用していきます。

更に、ごみに関するワークショップを定期的を開催するなど、子どもに対し積極的な働きかけを行い、教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の提供に努めていきます。

(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進

重点

町会・自治会・子供会などの団体が主催する学習会に市の職員を講師として派遣する出張講座や市内・外のごみ処理施設見学会などを実施するとともに、ごみゼロ化推進員と連携し、町会・自治会などへの啓発を推進します。一人でも多くの市民にごみや環境について関心を持ち、取組を実践してもらうため、わかりやすい広報媒体を活用し、参加者の声を取り入れながら、より質の高い学習機会の提供に努めていきます。

6. 地域における3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rを推進し、より一層のごみ減量に努めるためには、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会・事業者などからの推薦や公募市民などで構成されるごみゼロ化推進員による活動を支援し、活動の推進に向けて、認知度の向上を図ります。

また、地域における取組をより効率的・効果的に支援・周知するための協力体制を構築するため、組織体制を検討していきます。更に、商工会及び包括連携協定締結団体⁴などの連携を強化するとともに、集団回収事業の支援と周知を推進し、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図ることで、地域における3Rの推進に取り組んでいきます。

取組内容

(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進

重点

地域における3Rの推進に向けて、ごみゼロ化推進員による活動を支援するとともに、ごみの適正処理及び減量、まちの美化に向けたキャンペーン活動（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）、催しの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、清掃活動など、ごみゼロ化推進員と行政との協働による活動を展開していきます。

また、ごみゼロ化推進員による活動を効果的・効率的に実施するため、ごみゼロ化推進員の認知度の向上を図るとともに、新たにごみゼロ化推進員を担っていただく人材を町会・自治会・事業者などから広く募ります。更に、地域におけるごみの減量及び資源化に関する取組をより推進するため、ごみゼロ化推進員制度について、見直しを含めた検討を行っていきます。

(2)集団回収事業の支援と周知

強化

町会・自治会・子供会など、集団回収事業の実施団体へ奨励金を交付するなど、集団回収事業を支援していきます。更に、広報媒体や環境教育・環境学習などの機会を活用して市民へ周知をすることで、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの市民の参加を働きかけていきます。

(3)商工会及び包括連携協定締結団体などの連携の強化

強化

商工会や市内大学をはじめとする包括連携協定締結団体などが行う活動に合わせて、出張講座など学習機会の提供やキャンペーン活動を行うことで、市内団体との連携強化を図ります。また、市内の大学と連携し、市内で生活する若者世代を中心に、ごみ減量に向けた取組の周知を図ります。

⁴ 市民サービスの向上や、地域が抱える社会課題の解決に向け、自治体が企業等と協力しながら取り組むことをいいます。小金井市では、市内及び近隣の大学や企業と協定を結んでいます。

7. 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理を推進していきます。また、事業活動においても発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要であることから、事業者に対する指導を強化するとともに、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店・事業所の拡大及び店頭回収の推進に向けた取組を推進していきます。

取組内容

(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進

強化

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者が自らの責任において独自に又は他の事業者と共同し、法令を遵守して適正に処理しなければなりません。事業者への個別指導などを実施し、事業者の適正処理を推進していくとともに、3Rの推進に向けた従業員の意識向上につながる事業者の取組を支援していきます。

また、拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築するため、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

(2) 事業系ごみの発生抑制の推進

重点

ごみの減量に向けて最も大切なことは発生抑制です。排出量・焼却量の削減に向け、一般廃棄物収集運搬業許可業者などと連携することで各事業者の排出状況を把握し、レジ袋の混入が多い事業者に対してはレジ袋の削減、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するとともに、簡易包装やばら売り・量り売りの取組を働きかけるなど、事業者の状況に応じた発生抑制を推進していきます。

(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施

強化

中小規模事業者が排出する一般廃棄物の減量と適正処理に向け、適切な分別排出を図るため、分別指導を実施していきます。

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施

強化

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。発生抑制を最優先した3Rの推進及び適正処理に向けて、立入指導を実施していきます。

(5) 認定事業所の周知と拡大 強化

リサイクルに積極的に取り組んでいる市内の事業所を協力店として認定するリサイクル推進協力店認定制度における認定事業所及び食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる市内の事業所を協力店または協力事業所として認定する食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度における認定事業所の拡大を図るとともに、市民に対して広報媒体などを活用して認定事業所を周知することで、環境に優しい事業所を積極的に応援し、市民・事業者・行政が一体となった無駄のない豊かな社会と市内における循環型社会の形成を推進していきます。

(6) 店頭回収の推進 強化

食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収を更に推進するため、自主回収⁵・自主処理を行う事業所への働きかけを行っていきます。また、広報媒体を活用して、店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進していきます。

8. 行政における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、ごみを排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組を徹底しなければなりません。「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」に基づき、市職員に対して意識向上を図るとともに、ごみ減量・分別を徹底させ、効果的な3Rを推進するための組成分析や調査・研究の実施、環境負荷低減の推進に取り組んでいきます。

取組内容

(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底

重点

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」の後期計画期間（平成28年（2016年）度～）における数値目標の達成に向け、庁内に設置された6つのごみゼロ化推進部会ごとに減量目標や目標を達成するための具体的な取組内容などを定めた「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を毎年作成し、日頃から積極的に取組を実践することで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を徹底します。

また、「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」の進捗状況及び各施設のごみの排出量・処理量の実績報告を、広報媒体を通じて公表していきます。

⁵ 市が回収している拠点回収とは別に、店舗によっては自主的に回収箱を設置しているものがあります。

(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施

充実

効果的な3Rの取組をより一層推進していくため、組成分析を実施し、市内から排出されるごみの分別状況や種類、性状について調査を行います。また、循環型社会の形成に向けた取組を推進するため、これまで資源として活用されていなかったものについて、他自治体などの取組事例を参考に、調査・研究を行っていきます。

(3) 環境負荷低減の推進

充実

平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された持続可能な社会を目指して世界共通の17の目標を掲げたSDGsの達成に貢献できるよう、食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題について、国・都の動向を注視しつつ施策を展開していきます。また、生活環境の保全に努めるため、ごみの収集・運搬を委託している事業者のうち、収集車などへの低公害車の導入が未実施の事業者に対して、導入に向けて積極的に協力を要請していきます。更に、必要な製品やサービスを購入する際には、環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めていきます。

第3節 安全・安心・安定的な適正処理の推進

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

日常生活において排出されるごみを、生活環境に支障が生じないよう適切かつ円滑に収集・運搬するため、安全・安心・安定的な収集・運搬の推進に努めていきます。

取組内容

(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保

充実

適切に排出されたごみを適切かつ円滑に収集・運搬するため、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応できる安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保に努めるとともに、状況に応じた施策を展開していきます。また、非常時には、関係機関・事業者との連携を強化し、収集・運搬体制の確保に努めていきます。

(2) ふれあい収集体制の推進

充実

ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する世帯を戸別訪問してごみ収集を行うとともに、併せて安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供を行っていきます。

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

日常生活において排出されるごみを、生活環境に支障が生じないよう適正かつ適切に処理・処分するため、安全・安心・安定的な処理・処分の推進に努めていきます。

取組内容

(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保

充実

適切に排出されたごみを適正かつ円滑に処理・処分するため、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応できる安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保に努めていきます。

(2) 中間処理量・最終処分量の削減

充実

日野市、国分寺市、小金井市で構成される浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設は、日野市住民の理解・協力を得て、運営がはじまります。また、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメン

ト化施設は、日の出町住民の理解・協力を得て、管理・運営されています。更に、清掃関連施設については、建設予定地周辺の住民の理解・協力を得て、整備を進めています。これらの施設の長期的、安定・適正な運営を図り、施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に適正な分別排出について周知徹底するとともに、構成団体である多摩地域の自治体と連携し、発生抑制を最優先とした3Rの推進による中間処理量・最終処分量の削減に取り組んでいきます。

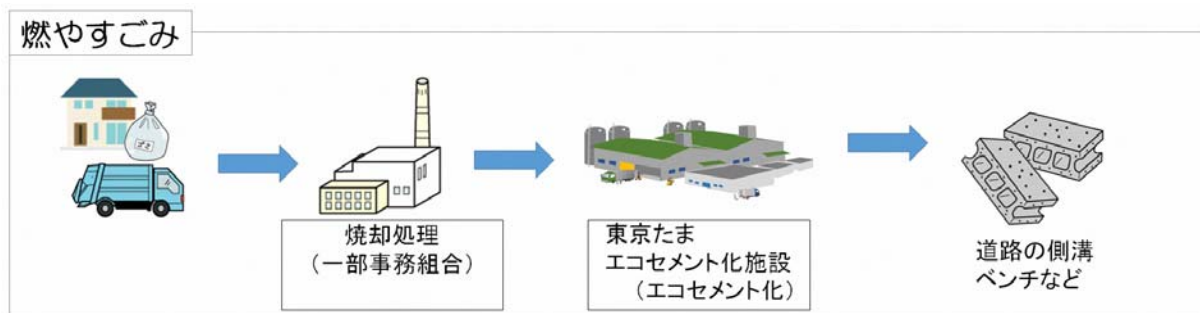


図 1-28 燃やすごみの処理フローとリサイクルのゆくえ

コラム

東京たまエコセメント化施設

東京たまエコセメント化施設は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営しています。多摩地域では、新たな最終処分場の建設用地を確保することが困難なことから、平成18年（2006年）7月から焼却灰をセメントの一部として再利用する東京たまエコセメント化施設を稼働し、それまで埋立処分していた焼却灰の全量をエコセメントの原料としてリサイクルし、埋立処分量を大幅に減少させました。東京たまエコセメント化施設で生産されたエコセメントは、土木・建築工事業やコンクリート製品などの資材として利用がされ、市内でも道路などに利用されています。



写真 東京たまエコセメント化施設

<利用方法>

- ・公園の園路舗装
- ・車止め、ベンチ
- ・道路側溝
- ・建築材料 など

(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 充実

家電リサイクル法に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコンの他、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理していない廃棄物の適正処理を推進するため、広報媒体を活用して処理方法などについて市民に情報を提供するとともに、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受入体制の整備を進めていきます。

(4) 不法投棄防止体制の確立 充実

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶や吸い殻などのポイ捨て、使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄防止体制を確立していきます。

(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 充実

市内外の各施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するとともに、施設を長期的に安定・適正に運用するため、不適物の混入状況や分別状況を確認する必要があります。ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透度の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討していきます。

3. 廃棄物処理を支える体制の確立

発生抑制を最優先とした3Rの推進とともに、安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、関係機関・事業者との連携を図り、廃棄物処理を支える体制を確立していきます。

取組内容

(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 強化

日野市、国分寺市とともに可燃ごみの共同処理を行う新可燃ごみ処理施設の安定・適切な運営のため、浅川清流環境組合との連携を図るとともに、施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するため、引き続き、ごみの減量及び資源化の推進に取り組んでいきます。また、「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」に基づき、新可燃ごみ処理施設の本格稼働開始から概ね30年後を見据えて、次期施設について検討していきます。

更に、構成市である日野市、国分寺市とともに連携した施策の展開を図るため、「3市ごみ減量推進市民会議」を設置し、更なるごみ減量及び資源化を推進するため、広く市民に発信する情報の内容やごみ減量施策の検討を行います。

(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 強化

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を強化して情報の共有化を図るとともに、

地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けて、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組などの調査・研究を行っていきます。

(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

強化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し行動することが重要です。ごみの減量及び資源化を更に推進するため、市民・事業者・行政が相互に協力・連携する体制の強化を図っていきます。

また、市民・事業者が主体となって行動を実践するためには、3Rの推進を「自分ごと化」⁶することで、本市の取組に協力していただく必要があります。より相乗的な効果を得ることができるよう、3Rを推進するための施策や取組を情報発信していくとともに、啓発活動を展開していきます。

(4) 清掃関連施設の整備

強化

将来にわたる安全・安心・安定的な適正処理を推進するため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」の基本方針に基づき、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設と資源物処理施設の整備を進めていきます。

(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備

強化

災害発生時には、「小金井市地域防災計画」の基本方針に基づき、被害によるごみやがれきの発生量などの状況を把握し、迅速に処理を進めます。また、「小金井市災害廃棄物処理計画」を踏まえて、災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法など、より具体的な内容を定める災害廃棄物対策マニュアルを整備し、災害発生時の対応に向けた体制の構築を推進していきます。

更に、災害時の混乱した状況下において、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物の処理を進める体制を構築するためには、市民・事業者・行政の連携が不可欠です。行政との役割を明確にし、協働して初期対応に当たれるよう、ごみゼロ化推進員と協力体制を構築していきます。

(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開

充実

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、適切なコスト情報の開示が必要です。限りある資源を有効活用するための資源化処理にも多額の経費がかかっていることから、ごみになるものを元から減らすリデュースを最優先に取り組まなければなりません。一般

⁶ ごみの減量や3Rの推進に関して、当事者意識を持ち、自ら考え行動してもらうことです。

廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報開示に努めるとともに、国の一般廃棄物会計基準などを参考に比較検証を行い、新たな会計手法の検討や市民にわかりやすい情報公開に向けた研究を行っていきます。

(7) 環境基金の有効活用

充実

小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てている環境基金を有効に活用していきます。



コラム

市で収集・処理しないもの

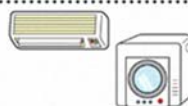
市で収集・処理しないものは、以下のとおりです。適正な処理・処分へのご理解・ご協力をお願いします。

家電

エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、リサイクルが義務づけられている家電製品です。

処理方法・処分方法 ▶▶▶

- 買ったお店に引き取ってもらう。
- 買い換えの際、お店に引き取ってもらう。
- 家電リサイクル受付センターに申し込む。



パソコン

資源有効利用促進法に基づき、消費者とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを資源化しています。

処理方法・処分方法 ▶▶▶



- 資源有効利用促進法の認定事業者に宅配回収を申し込む。
- メーカーに回収を申し込む。
- メーカーの分からない場合は購入した販売店に問い合わせる。
- メーカーがない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせる。

オートバイ・原動機付自転車

オートバイの適正な回収・リサイクルを目指し、メーカーによる回収が行われています。

処理方法・処分方法 ▶▶▶

- 廃棄二輪車取扱店のステッカーのあるお店に申し込む。
- 二輪車リサイクルコールセンターに問い合わせる。

その他

以下のものは、専門の処理業者に処分を依頼して下さい。

- 建築廃材・・・ドア・畳・床材・壁材・土・石材・ブロックなど
- 重量物・・・ピアノ・電子オルガン・耐火金庫など
- 破砕不適物・・・プロパンガスボンベ・自動車用品（バッテリー・タイヤ・ホイールなど）・消火器・ボウリングの球など
- 液体・・・灯油・廃油・農薬・薬品・塗料など
- 感染性廃棄物・・・注射器・注射針など
- ※ 在宅医療で出る注射針などは、かかりつけの医院に持ち込むか、注射針の自主回収を実施している薬局などで処分してください。
- その他・・・ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く）、フロンガスを使用している製品など



第4章 計画の実行性を高める仕組み

第1節 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、施策の見直しや継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

1. 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

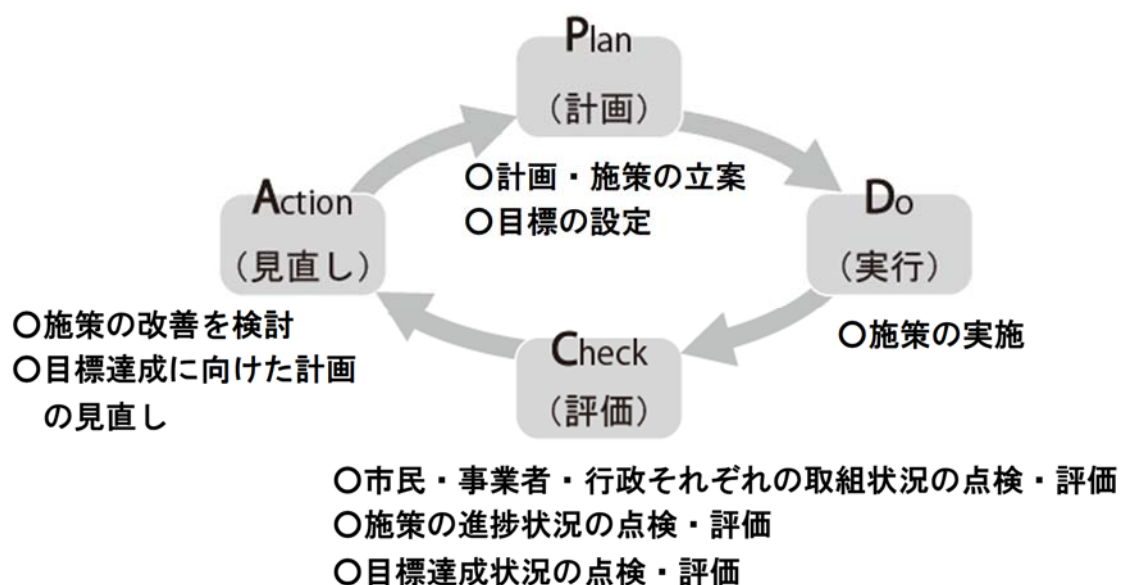


図 1-29 PDCAサイクル

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 収集運搬処理の状況

本市における水洗化率は99.8%となっており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥⁷については、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成される一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理を行っています。

1. 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

2. 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、湖南衛生組合で共同処理を行っています。湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 2-1 施設の概要

施設名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	4.1KL/日
処理方式	前処理希釈方式

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、以下のとおりです。平成30年（2018年）度のし尿処理量は75.8KL、浄化槽汚泥処理量は4.7KLとなっています。

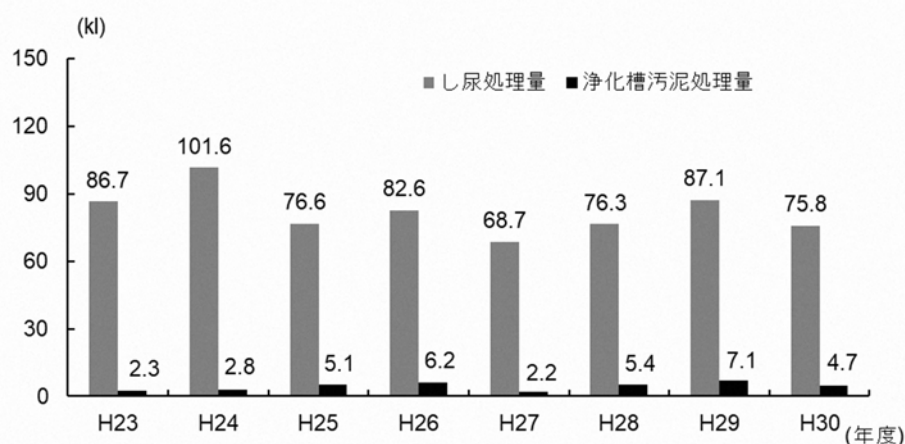


図 2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

⁷ 浄化槽に貯留されている汚泥のことで、一般廃棄物に該当します。

第2章 今後の取組

第1節 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な収集運搬及び処理ができるように体制を維持していきます。

第2節 災害時の対応

災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速に、し尿処理体制を確立していきます。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」及び「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかに、し尿収集・処理計画を策定していきます。災害時においても、可能な限り、公共下水道、又は一部事務組合などのし尿処理施設で処理を行いますが、公共下水道やし尿処理施設が被災した場合、要処理量が処理能力を上回った場合などは、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」及び「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、し尿収集運搬業者に協力を要請し、都が指定する北多摩一号水再生センターで処理を行います。

資料編

2. 人口及び世帯数

平成30年（2018年）10月1日現在の本市の外国人住民を含む人口は121,167人、世帯数は60,247世帯です。人口及び世帯数ともに微増傾向が続いています。世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの平均人数は減少傾向にあります。また、年間転入者数は7,500～8,700人程度となっています。

表 1-1 人口・世帯数・平均世帯人数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人/世帯)	転入者数 (人)
平成25年度	117,116	56,929	2.057	8,470
平成26年度	117,272	57,306	2.046	7,585
平成27年度	117,851	57,908	2.035	8,149
平成28年度	119,238	58,828	2.027	8,381
平成29年度	119,984	59,392	2.020	8,152
平成30年度	121,167	60,247	2.011	8,708

出典：清掃事業概要、東京都住民基本台帳人口移動報告

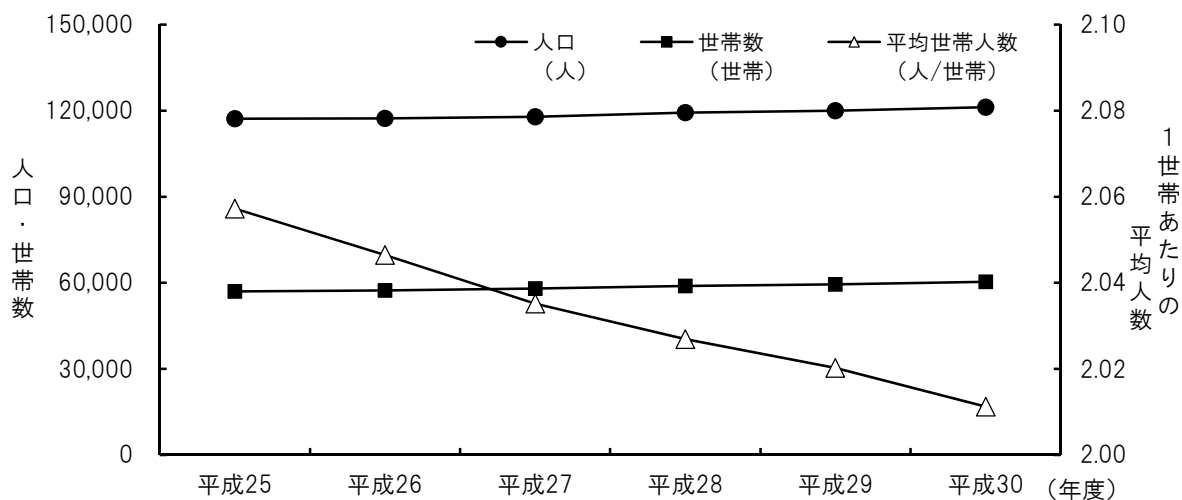


図 1-2 人口・世帯数・平均世帯人数の推移

3. 産業の概要

平成28年（2016年）経済センサスによると、本市内の事業所数は2,905事業所、従業者数は29,989人です。平成28年（2016年）10月1日の人口（119,238人）に対する事業所数の比率は2.4%です。

表 1-2 産業別事業所数及び従事者数

産業大分類		事業所数	従業者数
A~B	農林漁業	2	15
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
D	建設業	180	1,326
E	製造業	71	809
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	35
G	情報通信業	52	412
H	運輸業, 郵便業	28	918
I	卸売業, 小売業	667	6,089
J	金融業, 保険業	36	537
K	不動産業, 物品賃貸業	283	934
L	学術研究, 専門・技術サービス業	169	1,279
M	宿泊業, 飲食サービス業	439	3,894
N	生活関連サービス業, 娯楽業	301	1,550
O	教育, 学習支援業	153	4,656
P	医療, 福祉	396	6,130
Q	複合サービス事業	13	252
R	サービス業(他に分類されないもの)	114	1,153
合 計		2,905	29,989

産業分類別では、「卸売・小売業」が最も多く23.0%を占めており、次いで「宿泊業・飲食サービス業」が15.1%、「医療・福祉」が13.6%と続いています。

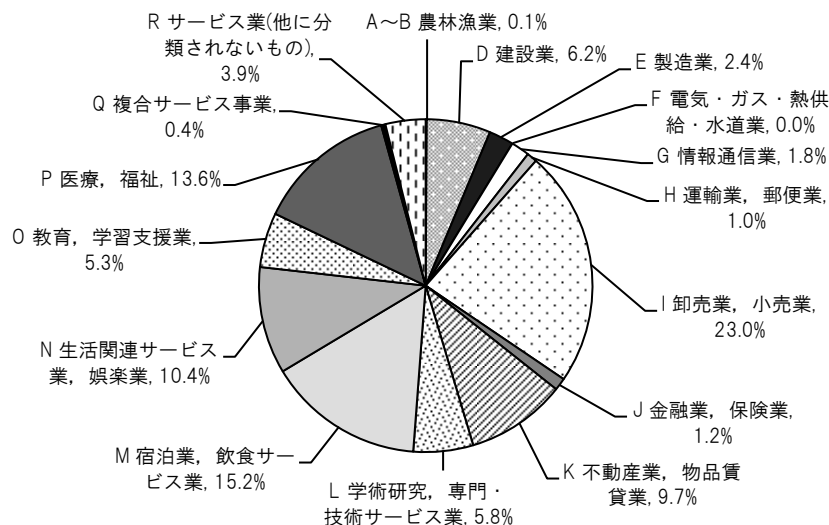


図 1-3 産業別事業所数の割合

表 1-3 従業者数別事業所数

従業者数	事業所数	割合
1～4人	1,614	55.6%
5～9人	621	21.4%
10～19人	372	12.8%
20～29人	132	4.5%
30人以上	154	5.3%
出向・派遣従業者のみ	12	0.4%
合 計	2,905	100%

従業者数別の事業所数では、従業者数が「1～4人」の小規模事業所が最も多く55.6%を占めています。

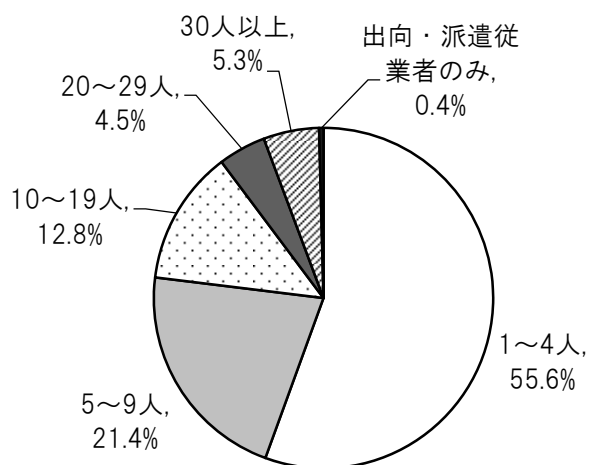


図 1-4 従業者別事業所の割合

第2節 清掃事業の概要

1. 経緯

清掃事業に関する主な経緯は、以下に示すとおりです。

表 1-4 清掃事業に関する主な経緯

年	月	主な出来事
昭和33	4	二枚橋焼却場でごみ焼却開始
46	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の施行
47	7	小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定
55	11	羽村処分場搬入開始
	12	不燃物の分別収集開始
58	12	有害ごみの分別収集開始
59	4	集団回収奨励金制度開始
	5	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入開始
61	12	小金井市中間処理場稼働 びんの分別回収開始
62	9	生ごみ堆肥化容器購入費補助制度開始
63	11	資源物回収開始（古紙等の日曜日回収＝資源の日） ごみ減量対策協力交付金交付制度開始
平成元	7	簡易焼却炉購入費補助制度開始
2	4	防鳥ネット貸出し開始
3	3	中間処理場にプラスチック系廃棄物固化設備設置 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定
	9	紙パック拠点回収開始
4	12	粗大ごみのリサイクル開始（リサイクル事業所の開設）
5	7	ペットボトル・トレイの拠点回収開始
6	4	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の施行（小金井市廃棄物の 処理及び清掃に関する条例の全部改正） 廃棄物減量等推進員制度を新設（小金井の街をきれいにする推進委員制度の廃止）
	6	ごみ袋の透明、半透明化の実施
	7	小金井市廃棄物減量等推進審議会発足
	8	中間処理場火災
	12	中間処理場復旧改修工事完了 一般廃棄物処理手数料の改正 事業系ごみ全面有料化（市指定袋収集開始） 一般家庭し尿有料化
7	4	粗大ごみの有料化（品目別手数料制、シール制）
	10	廃プラスチック資源化開始
8	4	小金井市簡易焼却炉購入費補助制度廃止
	9	空缶・古紙等処理場整備（空き缶プレス機設置） 古紙等平日回収開始（隔週） 空き缶分別回収開始（隔週）
9	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイク ル法）の一部施行 ごみ減量対策協力交付金交付制度の廃止

年	月	主な出来事
		清掃指導員制度開始
		可燃ごみの収集業務委託開始
	8	ペットボトル処理施設整備（ペットボトル減容機設置）
	9	ペットボトル分別回収開始（隔週）
10	1	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場への搬入開始
	4	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場への搬入終了
		小金井市まちをきれいにする条例の施行
	5	古紙・布回収業務委託開始
11	3	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂
	7	生ごみ処理機の堆肥化（実験）事業開始
12	4	容器包装リサイクル法の完全施行
	6	循環型社会形成推進基本法の施行
	11	リサイクルフェスティバル小金井の実施（エコネット多摩統一キャンペーン）
13	4	組織改正で環境部ごみ対策課に変更
		特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行
		家電リサイクル法対象品目の収集は東京方式（許可業者収集）で開始
		資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の施行
14	4	可燃ごみの週2回収集を開始
		古紙・布の毎週回収を開始
	7	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の開始（生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の全部改正）
	12	低公害塵芥車（天然ガス車）導入開始
15	7	事業系ごみ処理手数料改正
	10	資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンのリサイクル開始
	11	粗大ごみ処理手数料改正
16	3	小金井市廃棄物減量等推進審議会から一般家庭ごみの有料化答申
	4	びん・スプレー缶回収業務委託開始
	5	国分寺市へ燃やすごみの共同処理を申入れ
17	4	戸別収集の開始（市内4地区に分け順次実施。7月から全市域で実施）
		空き缶・ペットボトル回収業務委託開始
		家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の変更（補助率と上限額）
		リサイクル推進協力店認定制度開始
	8	家庭ごみの一部有料化開始
		小金井市環境基金条例施行
18	3	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂
	4	燃やさないごみの3分別収集開始
		有害ごみの収集業務委託開始
	10	ごみ非常事態を宣言
		ごみゼロ化推進会議発足（廃棄物減量等推進員制度廃止）
		生ごみ乾燥物堆肥化実験施設設置
	11	小金井市焼却施設問題等検討委員会を設置
19	1	新ごみ処理施設の建設候補地としてジャノメミシン跡地及び二枚橋焼却場用地を選定
	3	中間処理場工場棟大規模改修工事竣工
		二枚橋焼却場の全炉停止
	4	燃やすごみの全量の処理を、多摩地域の自治体・一部事務組合へ広域支援要請
		家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の変更（補助率と上限額）
		剪定枝等の一部資源化開始

年	月	主な出来事
		シュレッダーごみ（事業所を除く）の資源化開始
	6	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問
	7	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の一部変更
20	10	事業系可燃ごみ（持込分）処理手数料の改定
	4	生ごみ乾燥物の拠点回収開始 プラスチックごみ収集業務委託開始 一般家庭の枝木・雑草類・落ち葉の一部資源化開始（10月から全市域） 中間処理場事務所棟新築
	6	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会において、二枚橋焼却場用地を新ごみ処理施設の建設場所として答申
	7	二枚橋焼却場用地の利用について、調布市・府中市に対して協議の申入れ
	9	ふれあい収集の開始
	10	ざつがみリサイクル袋使用によるざつがみの資源化推進事業開始
	12	事業系可燃ごみ処理手数料の改定
21	2	ペットボトルキャップの拠点回収開始
	4	事業用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度開始
22	2	生ごみ乾燥物の戸別回収を一部地域で開始（9月から全市域）
	3	二枚橋衛生組合解散 新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地に行政決定
	4	燃やさないごみ収集業務委託開始 生ごみ堆肥化容器及び発酵堆肥化促進資材配布制度開始
	7	ごみ対策課清掃分室の移転
23	3	旧二枚橋衛生組合施設解体等工事開始
	4	粗大ごみ収集業務委託開始 枝木・雑草類・枝木の回収方法の変更（資源化の拡大） 「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」の策定
24	2	二枚橋焼却場跡地の利用について、調布市から、同市所有分は、独自にリサイクルセンターとして利用したいとする旨の回答が示される
	4	日野市へ可燃ごみの共同処理の申入れ くつ・かばん類の拠点回収開始 布の回収品目追加
25	3	旧二枚橋衛生組合施設解体等工事完了 日野市、国分寺市及び小金井市で可燃ごみの広域化について基本合意
	4	ごみ減量啓発アニメーションDVD貸出しを開始
	7	リユース食器の貸出しを開始
	12	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の一部変更
26	1	国分寺市との燃やすごみの共同処理を解消し、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地とする行政決定を取消 日野市、国分寺市及び小金井市で新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意
	4	大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度開始
	7	難再生古紙の拠点回収開始
27	3	浅川清流環境組合の設立許可 生ごみ乾燥物肥料化実験施設閉鎖 一般廃棄物処理基本計画策定 ごみ対策課清掃分室の移転
	4	「小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条

年	月	主な出来事
		例」の施行（古紙などの資源物の持ち去りを禁止）
	6	スマートフォン用ごみ分別アプリ配信開始
	7	浅川清流環境組合の設立
28	10	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会参加
		フードドライブ事業（試行）の開始
29	3	ごみ減量啓発グッズ（エコバッグ）販売開始
	4	枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収を開始し、全量を資源化
	8	フードドライブ事業の拠点回収開始
30	3	清掃関連施設整備基本計画策定
	4	日野市、国分寺市及び小金井市で、「（仮称）3市ごみ減量推進市民会議設置に関する協定書」を締結
	7	「3市ごみ減量推進市民会議」発足
31	3	災害廃棄物処理計画策定

2. 廃棄物処理手数料

一般廃棄物処理手数料は以下に示すとおりです。

表 1-5 一般廃棄物処理手数料

区 分		手数料（円）		
家庭系一般廃棄物 （小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第31条の2第1項の規定によるもの）	可燃ごみ	特小袋1袋につき	10	
		小袋1袋につき	20	
		中袋1袋につき	40	
		大袋1袋につき	80	
	不燃ごみ	特小袋1袋につき	10	
		小袋1袋につき	20	
		中袋1袋につき	40	
		大袋1袋につき	80	
事業系一般廃棄物等 （小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第31条の2第2項の規定によるもの）	可燃ごみ	小袋1袋につき	88	
		中袋1袋につき	176	
		大袋1袋につき	352	
	不燃ごみ	小袋1袋につき	86	
		中袋1袋につき	172	
		大袋1袋につき	344	
家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物等（小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第31条の2第3項の規定によるもの）	市が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1kgにつき	53
		不燃ごみ	1kgにつき	43
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1kgにつき	42
		不燃ごみ	1kgにつき	36
し尿等	一般家庭の便所から排出したもの	月額	1,500	
	仮設便所から排出したもの	1Lにつき	58	
水洗式し尿	2,000Lまで（2,000Lを超える場合は、1,000Lまで増すごとに7,900円を加算する。）		15,800	
動物の死体		1体につき	3,000	
浄化槽清掃	腐敗型	一般世帯	8,000～	
		一般世帯以外	19,000～	
	バッキ型	一般世帯	6,500～	
		一般世帯以外	14,400～	
粗大ごみ		品目と大きさなどにより異なる	200～	

※ 令和2年4月1日現在

3. ごみ処理経費

本市では、平成14年（2002年）度から、廃棄物会計（ごみ処理やリサイクルにかかる費用分析）に取り組み、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要を通じて市民に公表しています。近年の廃棄物会計に基づく年間ごみ処理経費は、表2-2と表2-3に示すとおりです。表2-2と表2-3は、ごみ処理やリサイクルに係る項目別の費用分析（廃棄物会計）資料であり、本市の廃棄物会計は、国の一般廃棄物会計基準が規定される前から、独自の手法により算出（し尿処理経費は除く、事務経費などを収集運搬・中間処理・処分の割合に応じて按分してそれぞれに加算など）しています。

なお、本編の「表1-3 年間ごみ処理経費の推移」は、総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に算出した多摩地域と比較した経費であり、本表（表2-2・表2-3）と整合が図られるものではありません。

表 1-6 年間ごみ処理経費（1 t 当たり）

単位：円/t

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収集運搬費用	35,753	34,249	34,281	30,091	31,229
燃やすごみ	27,381	26,222	26,647	19,138	19,160
燃やさないごみ	38,471	35,168	35,380	37,760	37,982
粗大ごみ	53,625	51,679	51,293	52,304	51,600
プラスチックごみ	45,077	43,625	43,550	43,138	43,567
古紙・布	32,397	31,421	30,100	24,928	25,426
びん・有害ごみスプレー缶	30,750	29,165	29,877	29,642	30,728
空き缶・金属	94,596	93,480	93,582	97,654	98,198
ペットボトル	171,311	167,587	164,304	160,360	150,935
拠点回収	77,107	45,962	45,279	46,769	47,628
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	84,618	81,793	82,382	63,084	79,778
集団回収	15,041	14,988	14,960	15,009	15,475
中間処理費用	53,628	65,363	63,226	67,933	69,984
焼却処理	62,951	90,910	92,338	97,784	106,091
不燃等処理	96,779	90,249	80,493	92,579	81,556
プラスチックごみ	123,377	114,874	96,770	117,685	99,260
有害ごみ	92,419	85,590	98,400	103,608	93,760
古紙・布	554	511	925	1,366	1,580
びん	35,127	33,461	36,910	38,831	41,222
空き缶・金属	84,136	80,317	81,969	92,732	103,133
ペットボトル	84,456	83,080	84,661	98,093	101,342
拠点回収	73,629	44,694	44,850	46,365	46,906
可燃系粗大ごみ	56,441	56,252	66,431	71,420	70,955
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	31,992	30,624	30,675	30,986	31,211
処分経費（埋立・エコセメント化）	235,737	207,883	196,984	185,847	181,291
総経費（収集運搬+中間処理+処分）	97,468	106,886	105,640	106,823	110,050

出典：清掃事業概要

表 1-7 年間ごみ処理経費（1 人当たり）

単位：円/人

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収集運搬費用	8,167	7,848	7,792	6,738	6,899
燃やすごみ	2,936	2,826	2,797	1,908	1,901
燃やさないごみ	482	461	456	455	453
粗大ごみ	415	397	393	392	391
プラスチックごみ	861	824	815	814	810
古紙・布	1,416	1,361	1,347	1,092	1,087
びん・有害ごみスプレー缶	293	280	277	277	276
空き缶・金属	329	315	312	311	310
ペットボトル	494	472	467	466	465
拠点回収	39	37	36	36	36
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	700	672	686	787	974
集団回収	202	204	205	200	196
中間処理費用	12,251	14,978	14,371	15,211	15,461
焼却処理	6,751	9,797	9,692	9,750	10,525
不燃等処理	1,992	1,889	1,655	1,817	1,560
プラスチックごみ	2,261	2,108	1,767	2,132	1,787
有害ごみ	29	27	31	34	31
古紙・布	24	22	41	60	68
びん	297	284	301	319	326
空き缶・金属	281	260	260	279	308
ペットボトル	223	220	227	267	291
拠点回収	37	36	36	36	35
可燃系粗大ごみ	90	84	105	132	149
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	265	252	255	386	381
処分経費（埋立・エコセメント化）	1,847	1,667	1,849	1,970	1,953
総経費（収集運搬+中間処理+処分）	22,265	24,493	24,011	23,919	24,312

出典：清掃事業概要

4. 中間処理・最終処分量

(1) 可燃ごみの中間処理

平成19年（2007年）度から、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができています。支援先及び処理実績は、以下に示すとおりです。

表 1-8 可燃ごみ処理実績

単位：t

支援先	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
内 訳	八王子市	—	—	3,303	1,506	432	—	—	—	—	—	—	
	武蔵野市	230	139	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	三鷹市	—	—	789	—	373	1,499	—	—	—	—	—	
	昭島市	796	1,736	1,695	1,953	393	1,641	1,787	1,742	1,878	1,838	—	
	町田市	—	—	—	—	227	—	—	—	—	—	—	
	日野市	574	2,244	2,242	2,447	794	1,667	—	—	—	—	—	
	東村山市	322	341	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国分寺市	5,424	5,307	3,854	—	1,002	—	1,036	3,146	3,323	3,303	3,160	3,291
	西多摩衛生組合	6,932	4,320	—	—	—	—	1,512	2,443	1,881	1,817	—	—
	多摩川衛生組合	—	174	1,930	7,481	8,923	7,463	7,860	5,219	5,591	5,531	5,271	5,494
	多摩ニュータウン 環境組合	—	—	—	—	436	—	—	—	—	—	—	—
	柳泉圏組合	452	429	—	—	—	—	—	—	—	—	439	—
	ふじみ衛生組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,070	3,207
小 計	16,538	16,084	13,813	13,387	12,580	12,270	12,195	12,550	12,673	12,489	11,940	11,992	
民間施設による処理	241	—	1,239	752	711	566	362	27	27	26	24	29	
合 計	16,779	16,084	15,052	14,193	13,291	12,836	12,557	12,577	12,700	12,515	11,964	12,021	

(2) その他中間処理の概要

不燃・粗大ごみ処理施設では、不燃・粗大ごみの積替や破碎・選別を行っています。資源物処理施設では、古布等の整理、空き缶の選別・プレス、ペットボトルのベール化を行っています。不燃・粗大ごみ処理施設、資源物処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-9 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	小金井市中間処理場
所在地	小金井市貫井北町一丁目8番25号
処理能力	30t/5h(型式:高速回転複合式縦型破碎機)
建設面積	615.88㎡(延べ面積1,025.54㎡)
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造り
着工	昭和60年8月
竣工	昭和61年11月

表 1-10 資源化物処理施設の概要

施設名称	空き缶・古紙等処理場
所在地	小金井市中町3丁目19番16号
稼働年月	空き缶処理施設:平成8年10月 ペットボトル処理施設:平成9年9月

(3) 最終処分場・エコセメント化施設の概要

本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合¹が運営する最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場では、資源化することができない不燃系ごみの一部を埋立処分を行っていましたが、ごみの資源化を推進した結果、平成30年度（2018年）は、全構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。本市においても、中間処理場で積替や破碎・選別などの工程を経て、民間処理施設で資源化処理に努めた結果、平成27年（2015年）9月以降は、全量を資源化処理しているため、現在は埋立を行っていません。

また、焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、平成18年（2006年）度から同組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、全量をエコセメントの原料としてリサイクルし、最終処分場の延命化を図っています。

最終処分場及びエコセメント化施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-1 1 最終処分場の概要

施設名称	東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施設規模	総面積：約59.1ha 用地面積約59.1ha 開発面積約33.3ha（埋立地約18.4ha、管理施設等約14.9ha） 全体埋立容量：約370万m ³ （廃棄物埋め立て量：約250万m ³ 、覆土容量：約120万m ³ ）
埋立方式	セル方式（即日覆土）
埋立期間	平成10年1月～平成40年3月（予定）* *この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

表 1-1 2 エコセメント化施設の概要

施設名称	東京たま広域資源循環組合 東京たまエコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地（二ツ塚処分場内）
面積	施設用地面積 約4.6ha（二ツ塚処分場全体面積 約59.1ha）
施設規模	焼却残さ等の処理量 約300t（日平均） エコセメント生産量 約430t（日平均）
工事の着工	造成工事：平成15年2月、建設工事：平成16年1月
施設の稼働	平成18年7月

(4) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

¹ 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町（25市1町）

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。同組合処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだことから改修工事が行われ、現在、処理能力を4.1KL/日に縮小し運転をしています。構成市における公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-13 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称	湖南衛生組合 し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	4.1KL/日
処理方式	前処理希釈方式

(5)リサイクル事業所

リサイクル事業所は、ごみの減量および資源化の推進、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、本市と公益社団法人小金井市シルバー人材センターの間で締結した「リユース事業に関する協定」に基づき、リユース品の受付・販売を行っています。リサイクル事業所の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-14 リサイクル事業所の概要

施設名称	リサイクル事業所
所在地	小金井市中町3丁目19番16号
事業開始年月日	令和元年6月

第3節 ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れは以下に示すとおりです。

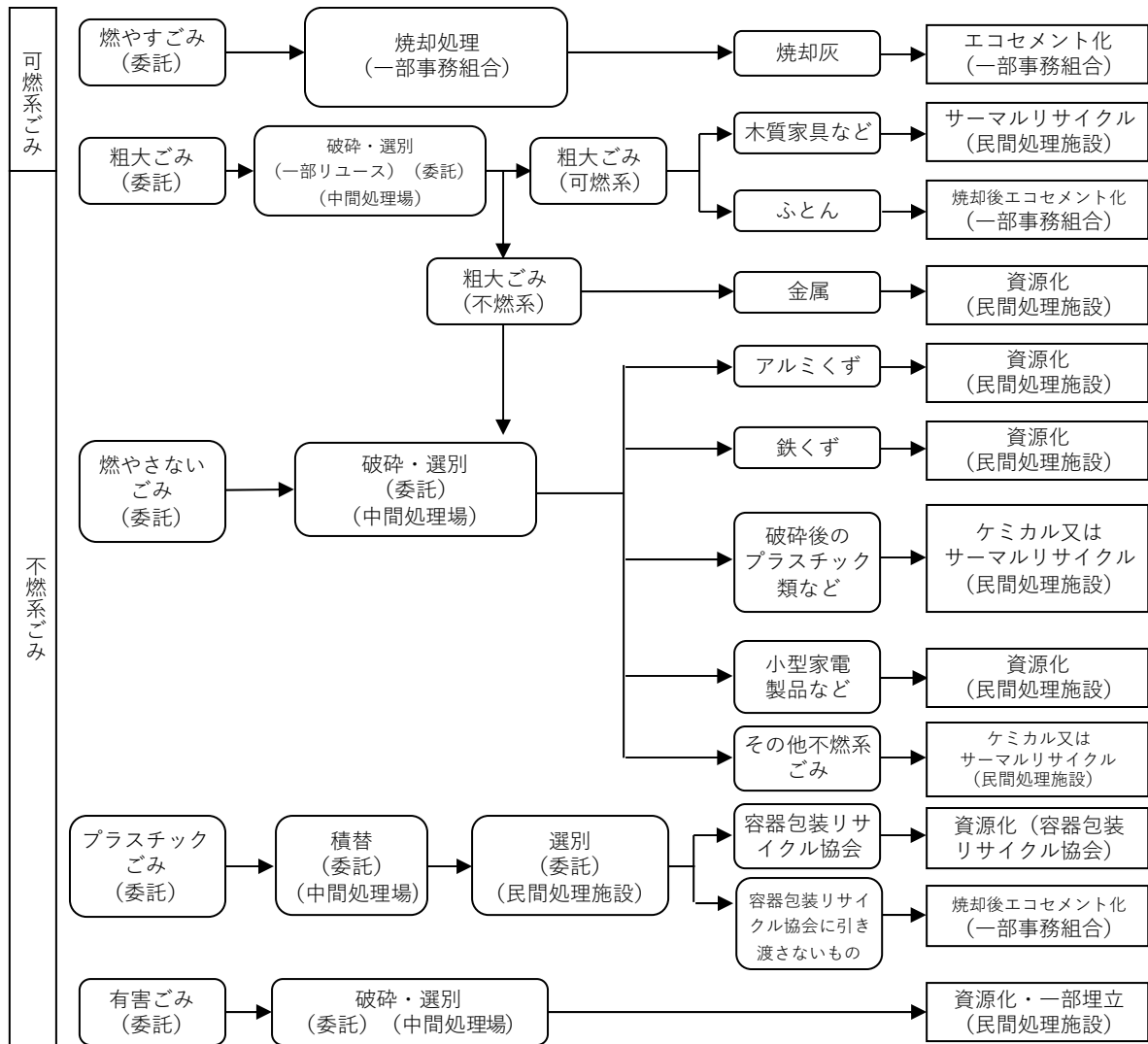


図 1-5 処理フロー（可燃系ごみ・不燃系ごみ）

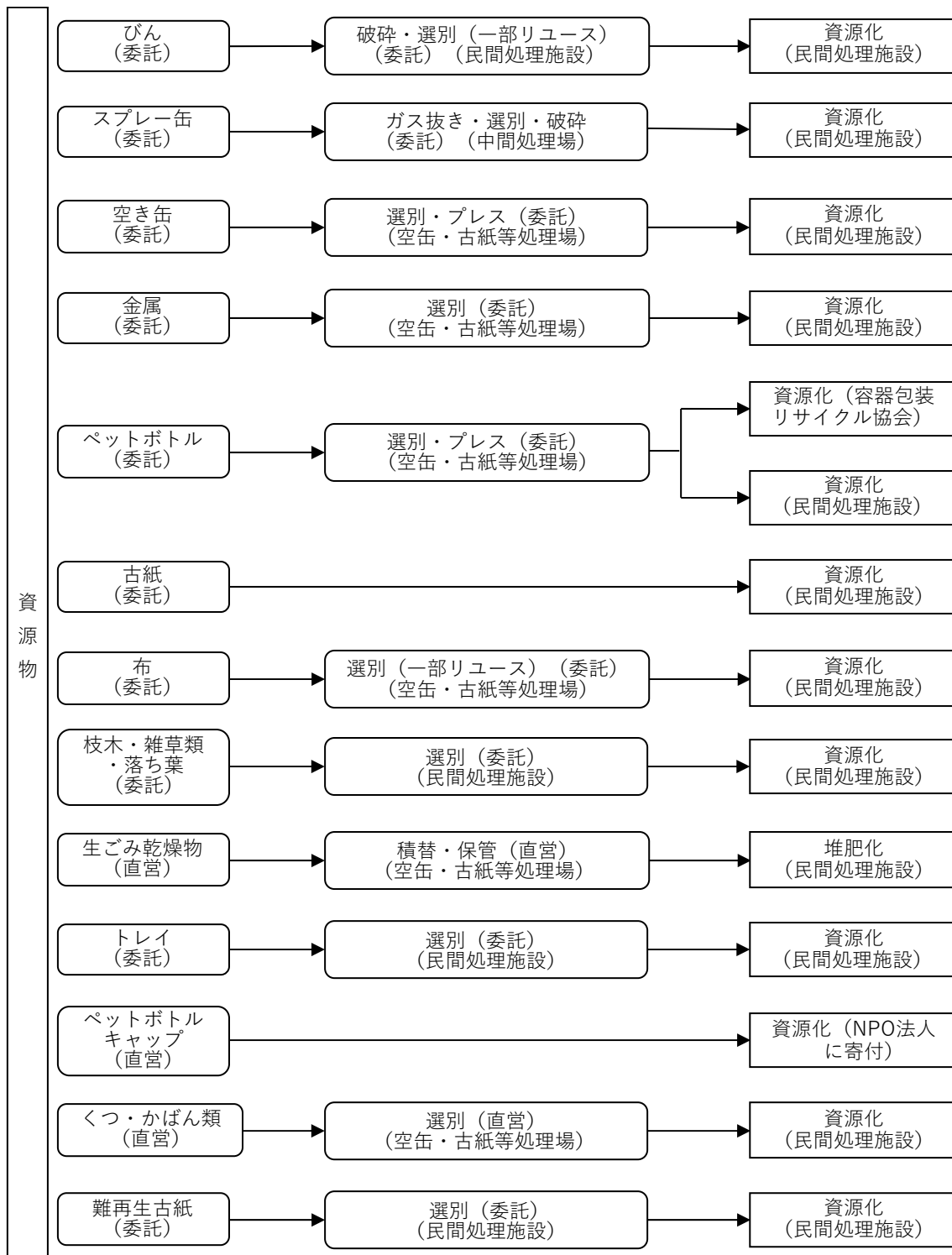


図 1-6 処理フロー (資源物)

第4節 本計画とSDGsとの関係

本計画に定める施策とSDGsの17のゴールとは、相互に深く関係しています。特に関連が深いゴールと、その実現に向けた本計画における取組例は、以下のとおりです。



環境教育や環境学習を通じ、より多くの人々がごみ問題について学ぶことで、ごみ減量や資源化に対する意識の向上を図ります。



製造から廃棄に至るすべてのプロセスで、市民・事業者がそれぞれの役割の中で責任をもった行動を行い、持続可能な生産・消費の実現を目指します。



公共下水道や浄化槽汚泥を適切に処理することにより、公衆衛生や環境保全の確保を目指します。



温室効果ガスの排出を抑制するために、ごみの収集車などへの低公害車の導入や、グリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。



ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを活用し、発電などを行うことで、限りあるエネルギーの有効活用を推進します。



発生抑制を最優先とした取組を行い、プラスチックごみなどが海へ流出することを防ぎ、海や海の資源を守ることを目指します。



ごみを適正に収集・処理することで、良好な都市環境を維持し、環境への影響が軽減されるように努めます。



市民・事業者・市が協働し、効果的・効率的に施策を推進することで、ごみ減量や資源化などの目標達成を目指します。



出典：国連広報センター

例えば、食品ロスについては、SDGsのゴールの一つである「つくる責任 つかう責任」の中で、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」という国際社会共通の取組の推進が求められています。

第2章 ごみ組成分析調査結果(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、居住形態別にごみの排出状況や減量化・資源化可能物の混入状況などについて確認し、効果的な施策への展開やごみ排出量の将来推計に資することを目的とし、燃やすごみと燃やさないごみの組成分析を実施しました。

1. 実施期間

令和元年6月6日～7月11日

2. 対象

(1) 対象としたごみ

家庭系及び事業系の燃やすごみ・燃やさないごみ

(2) 調査対象地域及び調査対象試料

居住形態を「戸建住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身集合住宅」、「事業所」と定め、それぞれ2地域ずつ選び、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上（袋数で約40～50袋）、燃やさないごみの場合は約100kg以上（袋数で約40～50袋）を目安に試料を調達しました。

3. 調査内容

収集した試料の組成（65分類）を行い、組成別に重量割合（湿ベース）を算出しました。この結果から居住形態別の組成をまとめています。

第2節 ごみの種類別組成分析結果

燃やすごみと燃やさないごみの組成分析結果は、表 2-1 と表 2-2 に示します。

1. 燃やすごみ

戸建住宅、ファミリー向け集合住宅及び事業所では、厨芥類がおよそ半分を占めています。単身集合住宅では、紙類やプラスチック類が多く排出されています。

図2-1より燃やすごみの居住形態別に特徴を見ると、戸建住宅、ファミリー向け集合住宅では、厨芥類がおよそ半分を占めています。厨芥類の中では、非可食・調理くずが一番多く、次いで多い食べ残しを大きく上回っていますが、未利用食品、未開封食品、食べ残しなど、社会的に大きな課題となっている食品ロスの混入も見られます。

また、単身集合住宅では、資源となる紙類（難再生古紙以外）やプラスチック類などの異物が多く排出されていることから、リデュースの取組や分別の徹底などに取り組むことで、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。

事業所では、家庭系と同様、厨芥類の占める割合が多く排出されています。

2. 燃やさないごみ

居住形態によらず、プラスチック類が多く排出されています。ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅では、くつ・かばん・ベルト等のリユース可能な品目が多く排出されています。

図2-2より燃やさないごみの特徴を見ると、居住形態によらず、プラスチック類が多く排出されています。プラスチック類の中では、容器包装以外の製品が占める割合が多く排出されています。

ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅では、リユース可能なくつ・かばん・ベルトなどが多く、十分リユース可能な品質のものも散見されました。

戸建住宅、事業所では、金属類やびん、ガラス類などの異物が多く排出されていることから、分別の徹底に取り組むことで、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。

事業所は、理髪用のマネキンなど事業者特有の単一品目が多く排出されています。

表 2-1 燃やすごみの組成分析結果 (重量割合%)

No.	分類項目			戸建住宅	ファミリー向け 集合住宅	単身 集合住宅	家庭系 単純平均	事業所	
1	厨芥類	食品ロス	未利用食品	丸ごとの素材	1.5	1.2	1.6	1.4	0.6
2				自家製農作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3				一部の素材	2.7	1.6	2.6	2.3	3.9
4				丸ごと調理済み食品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
5			未開封食品	素材	1.1	0.9	3.0	1.7	0.0
6				調理済み食品	1.4	0.7	1.6	1.2	0.0
7				飲料	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0
8			食べ残し	食べ残し	7.7	3.8	7.0	6.2	2.6
9				飲み残し	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
10		非可食部・ 調理くず	物理的可食 (潜在可食)	8.5	7.8	3.2	6.5	14.2	
11			非可食 (調理くず・非可食)	18.3	19.2	4.1	14.0	25.3	
12		生ごみ処理乾燥物	0.6	0.0	0.0	0.2	0.0		
13		分類不能	2.8	19.4	2.4	8.2	12.9		
14	紙類	容器包装	紙パック	0.3	0.3	0.9	0.5	0.1	
15			紙類 段ボール	0.2	0.7	2.0	1.0	0.1	
16			その他容器包装	1.4	1.6	7.0	3.3	1.5	
17		古紙 (容器包装以外)	新聞	0.1	1.0	0.9	0.7	0.1	
18			雑誌	0.2	0.5	1.9	0.9	0.0	
19			チラシ	0.8	1.1	3.0	1.6	1.2	
20			OA用紙	0.7	0.4	7.1	2.7	2.6	
21			難再生古紙	1.3	1.2	3.0	1.8	3.1	
22			その他紙類	1.1	0.3	2.8	1.4	1.5	
23			草木類	枝木、雑草、剪定枝など	0.3	1.3	0.0	0.5	0.4
24	落ち葉	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1			
25	繊維類	布類 (リサイクル可)	0.3	0.5	3.5	1.4	3.1		
26		布類 (リサイクル不可)	0.2	0.7	4.1	1.7	0.2		
27	プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	
28			色付き発泡トレイ	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	
29			未発泡トレイ	0.5	0.2	3.5	1.4	0.3	
30			その他のボトル	0.4	0.3	0.5	0.4	0.1	
31			プラスチック容器その他	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	
32			ペットボトル	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	
33			レジ袋	1.7	1.2	1.5	1.5	1.4	
34			レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	1.3	1.2	0.8	1.1	0.6	
35			袋・ラップ・フィルム	5.0	3.5	6.9	5.1	3.3	
36		容器包装以外	梱包材	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
37			製品	0.7	0.9	1.0	0.9	0.2	
38		容器包装以外その他	0.0	0.0	0.5	0.2	0.2		
39	ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1		
40		その他	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2		
41	ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0		
42	紙おむつ等	6.6	6.6	4.2	4.2	0.0	3.6		
43	金属類	容器包装	アルミ缶	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
44			スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
45			その他 金属製缶類	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	
46		容器包装以外	その他 鉄類	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	
47			その他 非鉄類	0.2	0.0	0.1	0.1	0.2	
48	びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
49			白色びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
50			茶色びん	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	
51			その他 雑びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
52	容器包装以外	ガラス製品など	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
53	陶磁器、石類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
54	乾電池	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
55	蛍光灯等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
56	小型家電製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
57	環境省以外の小型家電製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
58	電子たばこ・加熱式たばこ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
59	複合製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
60	その他可燃 (衛生上燃やすもの、わた入りの製品等)	28.7	28.7	22.9	22.9	19.8	19.8		
61	その他不燃 (電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2		
62	小型家電製品を除く粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
63	指定袋	0.6	0.6	0.7	0.7	1.5	1.5		
64	廃食油	0.4	0.4	0.3	0.3	0.0	0.2		
65	全分類に含まれていないもの	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.6		
合計				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

表 2-2 燃やさないごみの組成分析結果（重量割合％）

No.	分類項目		戸建住宅	ファミリー向け 集合住宅	単身 集合住宅	家庭系 単純平均	事業所					
1	厨芥類	食品ロス	丸ごとの素材	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0			
2			未利用食品	自家製農作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
3				一部の素材	0.2	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0		
4				丸ごと調理済み食品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
5			未開封食品	素材	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
6				調理済み食品	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0		
7				飲料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
8			食べ残し	食べ残し	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0		
9				飲み残し	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
10			非可食部・ 調理くず	物理的可食（潜在可食）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
11				非可食（調理くず・非可食）	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1		
12			生ごみ処理乾燥物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
13	分類不能		0.0	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0				
14	紙類	容器包装	紙パック	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
15			紙類 段ボール	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.0			
16			その他容器包装	0.1	0.4	0.1	0.2	0.2	0.2			
17		古紙 (容器包装以外)	新聞	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1			
18			雑誌	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
19			チラシ	0.0	0.2	0.0	0.1	0.2	0.2			
20			OA用紙	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0			
21			難再生古紙	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3			
22			その他紙類	0.1	0.8	1.6	0.8	0.3	0.3			
23			草木類		0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.0		
24	落ち葉		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
25	繊維類	布類(リサイクル可)	0.0	0.3	0.0	0.1	1.0	1.0				
26		布類(リサイクル不可)	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0				
27	プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	0.2	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1			
28			色付き発泡トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1			
29			未発泡トレイ	0.5	0.8	1.3	0.9	1.0	1.0			
30			その他のボトル	2.8	1.0	1.6	1.8	1.8	1.8			
31			プラスチック容器その他	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3			
32			ペットボトル	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1			
33			レジ袋	0.2	0.7	1.5	0.8	1.0	1.0			
34			レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	0.2	0.4	0.5	0.4	0.7	0.7			
35			袋・ラップ・フィルム	0.7	0.8	3.2	1.6	2.3	2.3			
36			容器包装以外	梱包材	0.1	0.1	0.4	0.2	0.0	0.0		
37		製品		16.4	26.2	17.5	20.1	15.4	15.4			
38	容器包装以外その他		0.0	0.0	0.7	0.2	0.3	0.3				
39	ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト	5.4	10.5	19.0	11.6	14.7	12.1	12.8			
40		その他	0.5	1.7	7.2	3.1	0.7	0.7	0.7			
41	ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト	0.5	0.5	2.1	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0		
42	紙おむつ等		0.0	0.0	0.0	3.3	1.1	1.1	0.0	0.0		
43	金属類	容器包装	アルミ缶	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.2		
44			スチール缶	0.0	0.3	0.4	0.2	0.5	0.5	0.5		
45			その他 金属製缶類	0.1	0.1	0.6	0.3	0.1	0.1	0.1		
46		容器包装以外	その他 鉄類	8.3	3.9	4.8	5.7	16.4	16.4	16.4		
47	その他 非鉄類		0.9	1.1	0.2	0.7	0.6	0.6	0.6			
48	びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
49			白色びん	1.5	0.4	0.9	0.9	7.6	7.6	7.6		
50			茶色びん	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4		
51			その他 雑びん	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1		
52	容器包装以外		ガラス製品など	6.7	2.9	3.7	4.4	14.1	14.1	14.1		
53	陶磁器、石類		6.7	6.7	8.1	5.6	6.8	6.8	1.4	1.4		
54	乾電池		0.0	0.0	0.2	0.2	5.0	1.7	1.7	0.2	0.2	
55	蛍光灯等		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	
56	小型家電製品		12.1	12.1	14.9	14.9	2.5	2.5	9.8	9.8	3.4	3.4
57	環境省以外の小型家電製品		0.4	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1
58	電子たばこ・加熱式たばこ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
59	複合製品		1.3	1.3	1.1	1.1	0.3	0.3	0.9	0.9	0.0	0.0
60	その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）		19.7	19.7	17.4	17.4	7.5	7.5	14.9	14.9	7.3	7.3
61	その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）		12.8	12.8	1.8	1.8	5.0	5.0	6.5	6.5	7.4	7.4
62	小型家電製品を除く粗大ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.2	0.2	0.0	0.0
63	指定袋		0.7	0.7	0.5	0.5	1.1	1.1	0.8	0.8	0.6	0.6
64	廃食油		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65	全分類に含まれていないもの		0.1	0.1	0.0	0.0	1.0	1.0	0.4	0.4	0.2	0.2
合計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

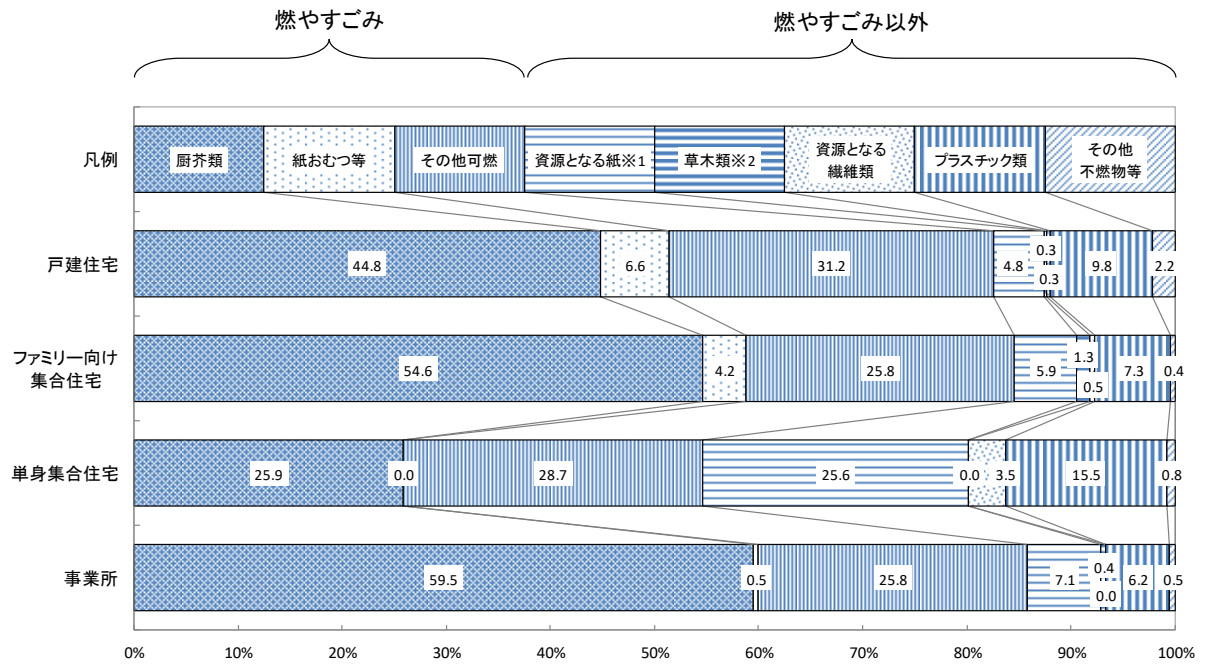


図 2-1 住居類別の組成 (燃やすごみ) グラフ

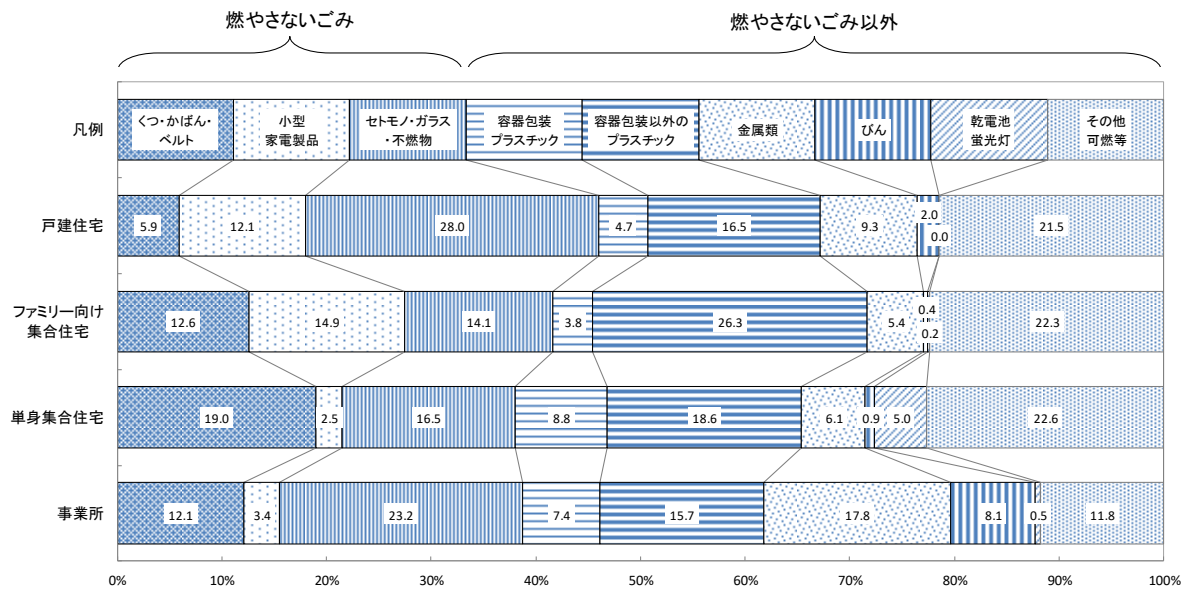


図 2-2 住居類別の組成 (燃やさないごみ) グラフ

第3章 市民アンケート・事業所意識調査(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、市民及び事業所を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組などについて、その実態や傾向を把握し、本計画策定に係る基礎資料とするために実施したものです。

1. 調査期間

令和元年8月2日～9月5日

2. 調査対象及び調査方法

以下の条件により調査対象を決定し、郵送による送付を行いました。回答は、郵送、インターネット、FAXによるものとしました。

表 3-1 概要

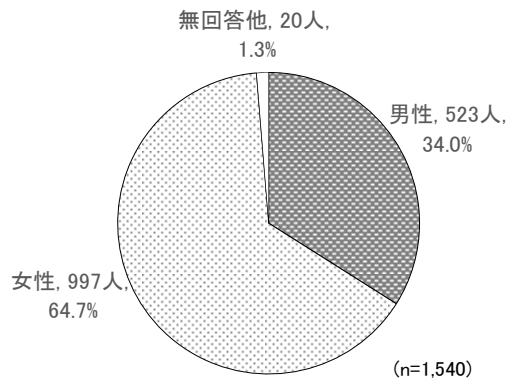
対象	抽出条件	発送数	回収数	回収率
市民	小金井市内の満18歳以上を住民 基本台帳より無作為抽出	3,000	1,526	50.9%
市民 (外国人)		80	14	17.5%
事業所	市内事業所より無作為抽出	200	81※	40.5%

※：事業休止中の2件を含む。

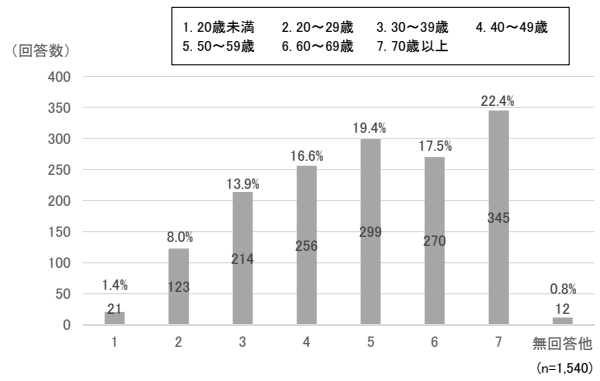
第2節 市民アンケート

1. 回答者属性

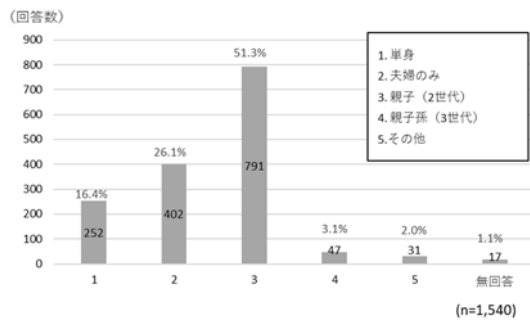
(1) 性別



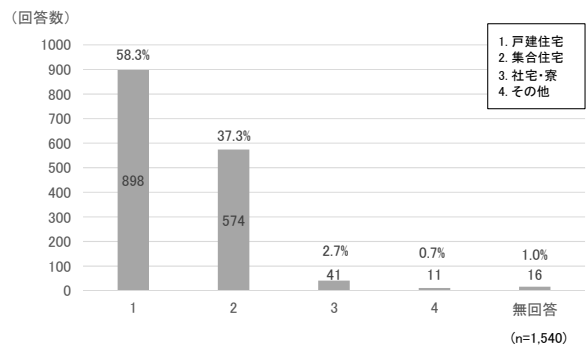
(2) 年齢



(3) 世帯構成

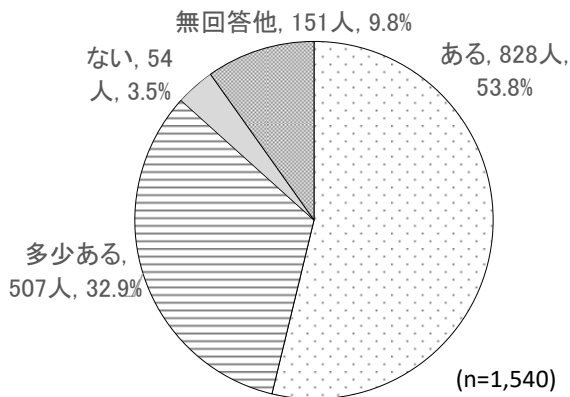


(4) 居住形態



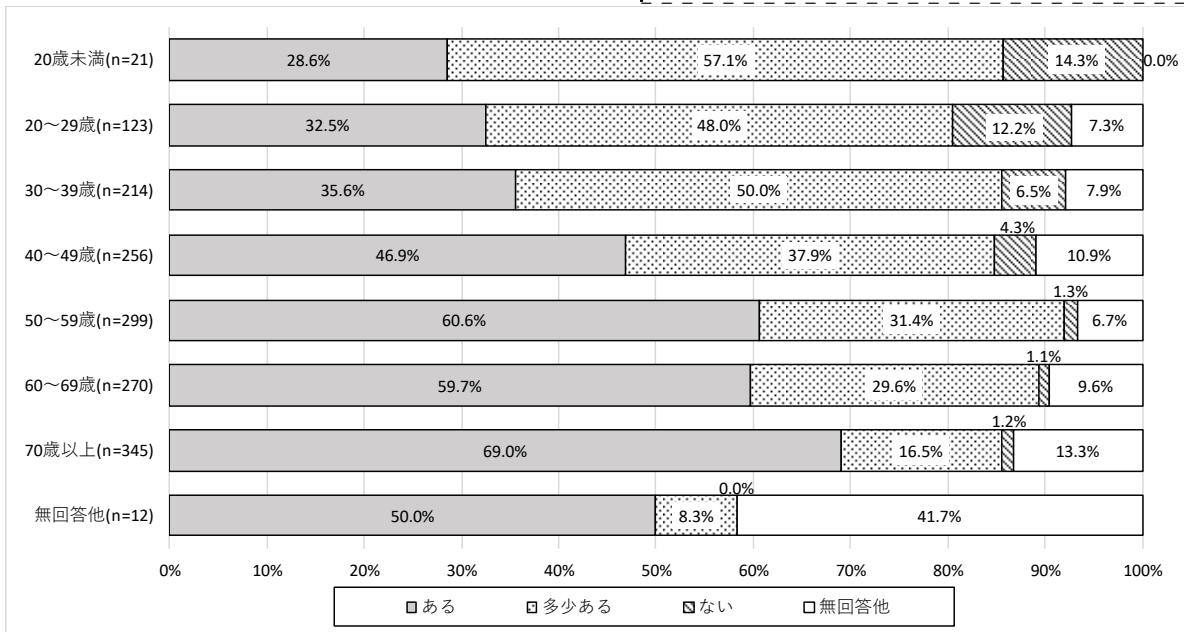
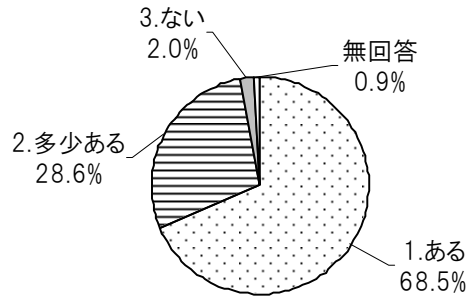
2. 設問別結果

Q1 あなたはごみについて関心がありますか。(〇は1つ)

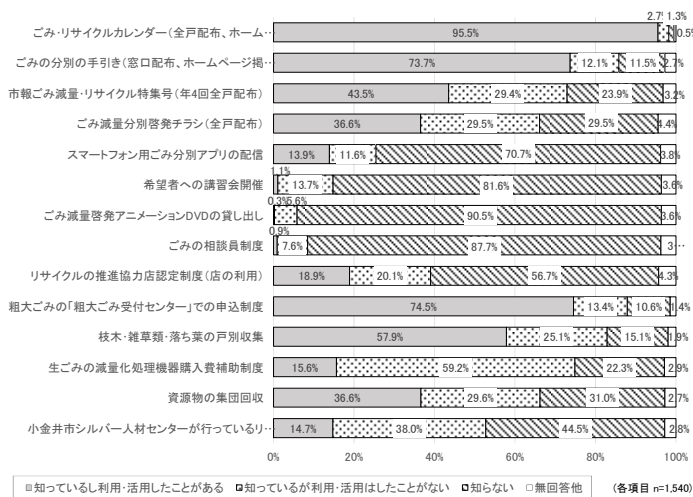


(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか。(〇は1つ)

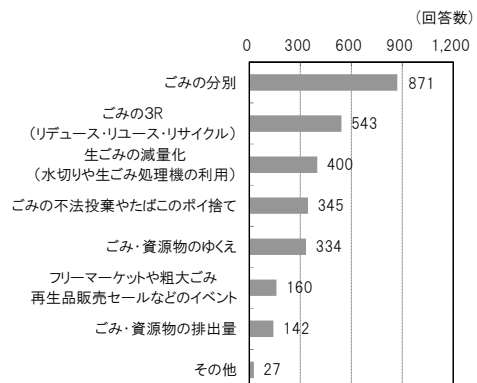


Q2 どのような内容に関心がありますか。(〇は3つまで)

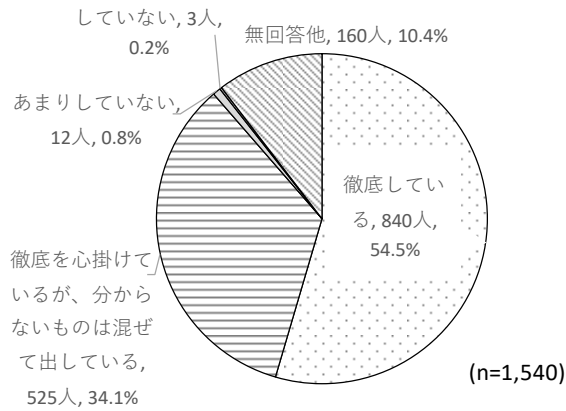


(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】関心があるのはどのような内容ですか。(〇は3つまで)

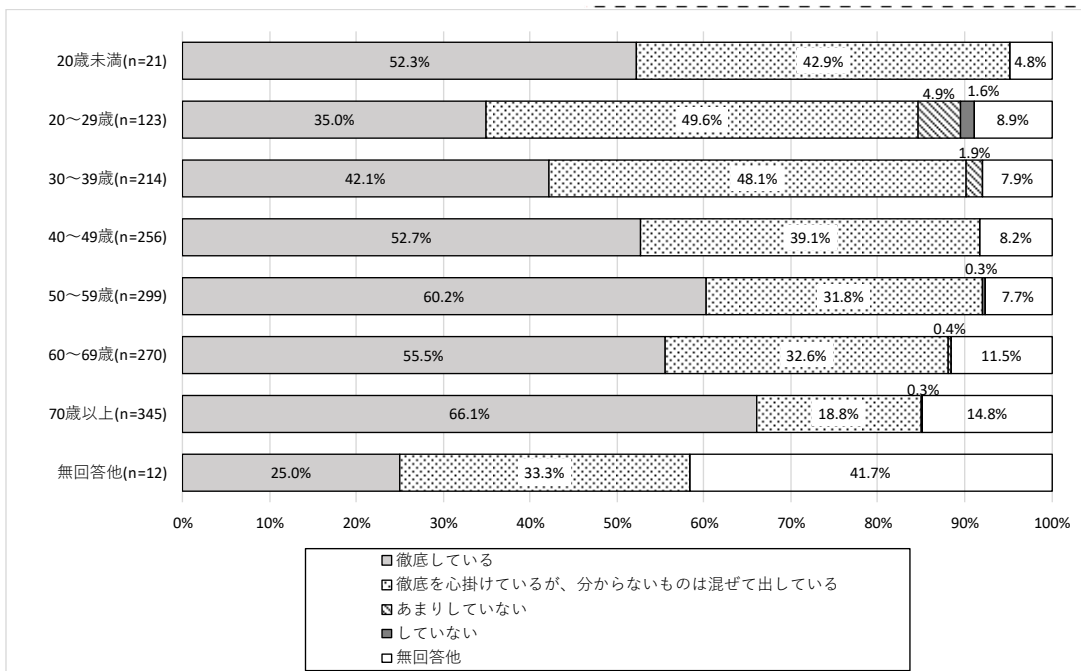
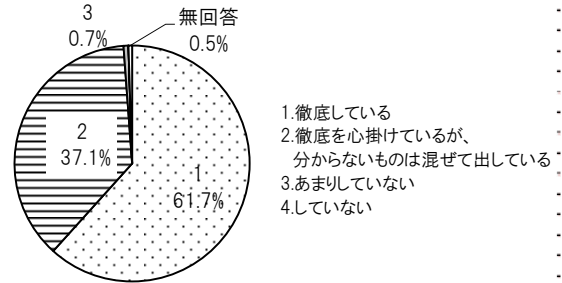


Q3 ごみの分別はどの程度行っていますか。(〇は1つ)



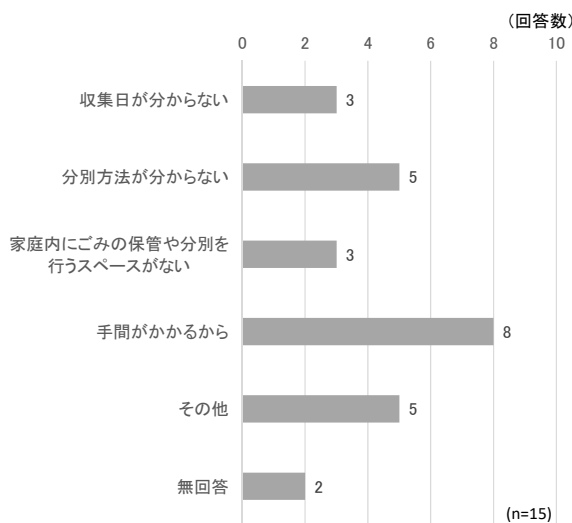
(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】ごみの分別はどの程度行っていますか。(〇は1つ)



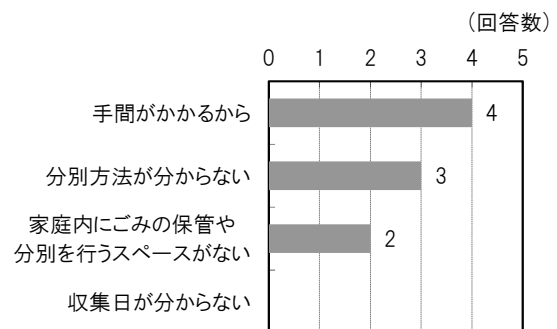
Q4 ごみの分別を行わない理由は、次のどれですか。(〇はいくつでも)

※Q3で3または4と答えた回答者対象

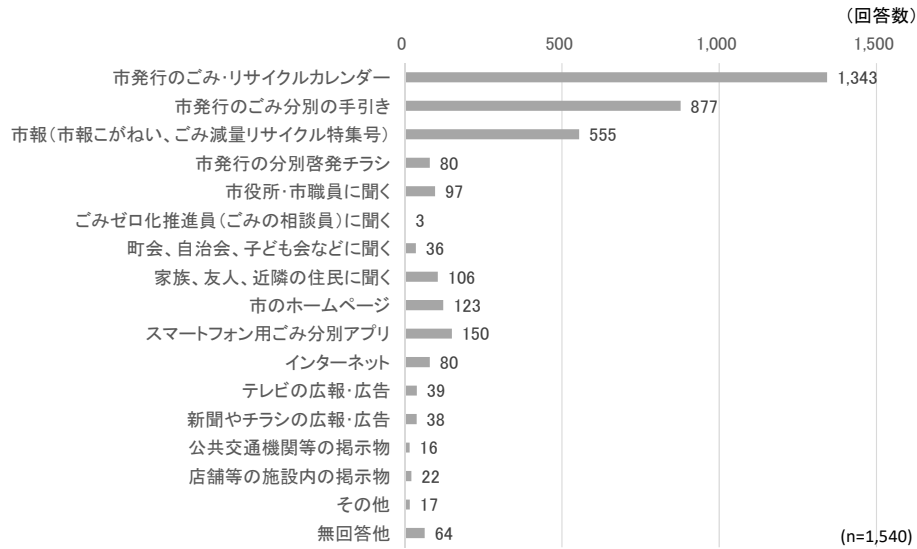


(参考) 平成26年実施アンケート

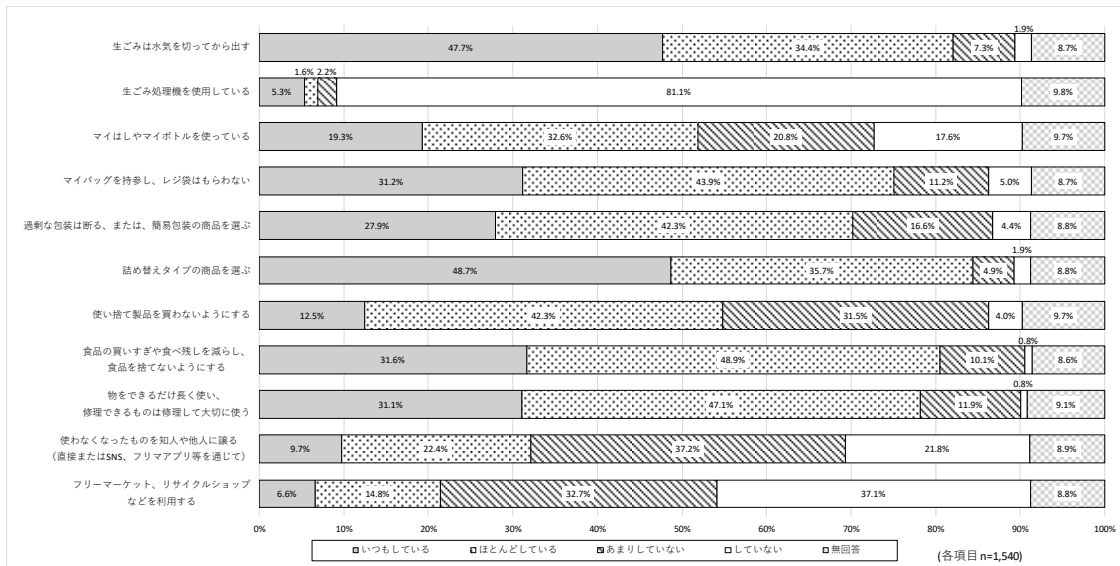
【設問】あまりしていない理由は、次のどれですか。(〇はいくつでも)



Q5 日ごろごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(〇は3つまで)

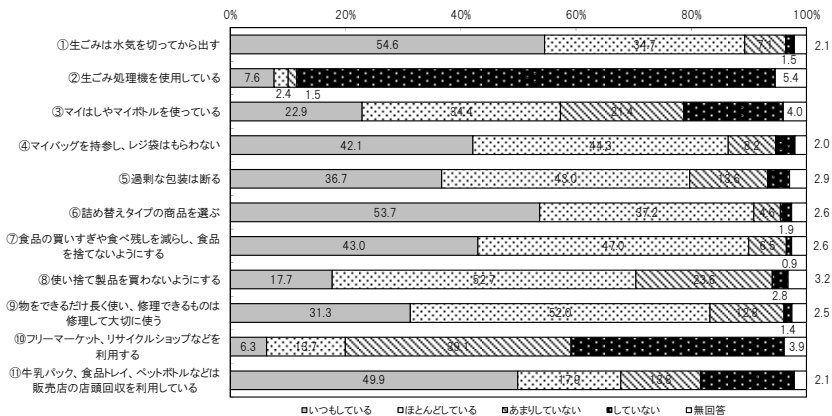


Q6 ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。

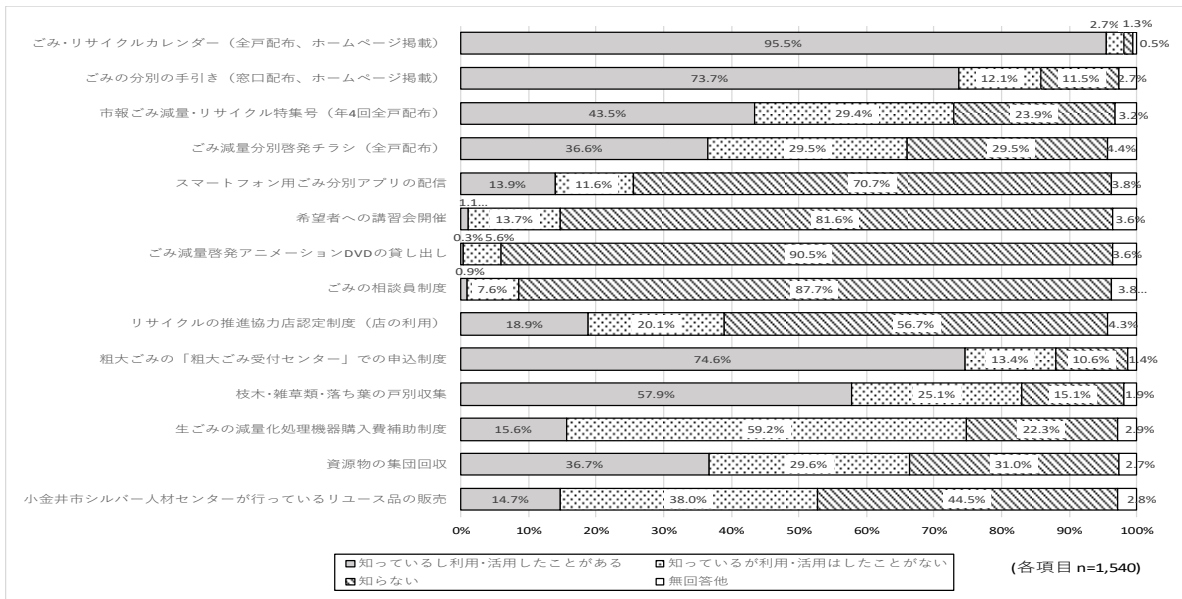


(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。(項目ごとに〇は1つ)

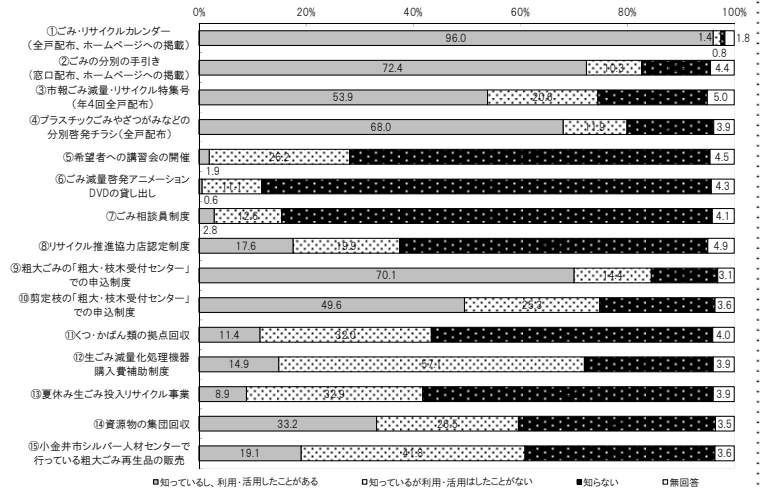


Q7 市が行っている取組みはご存知ですか？

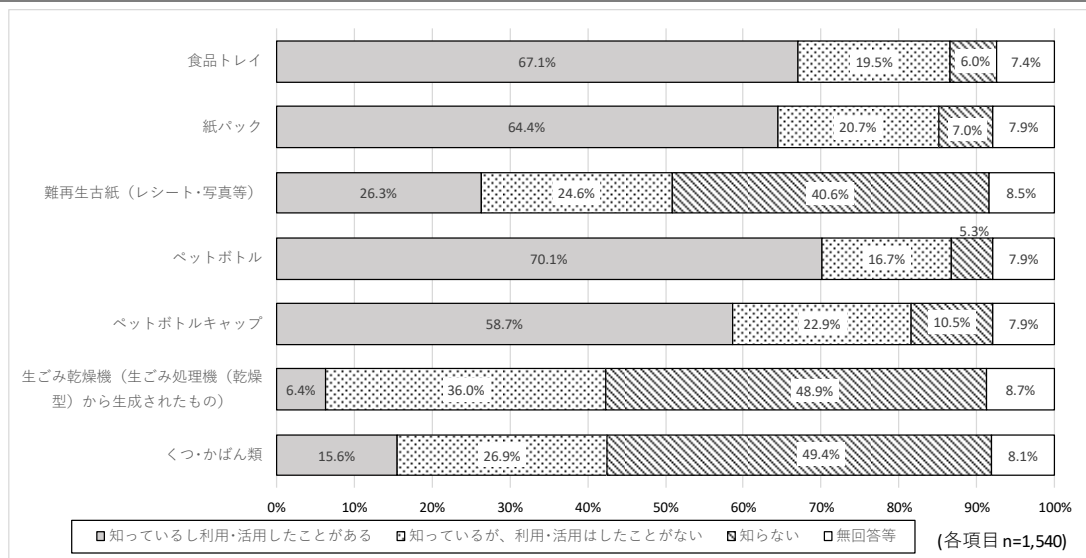


(参考) 平成26年実施
アンケート

【設問】市が行っている取
組みはご存知ですか。
(項目ごとに〇は1つ)

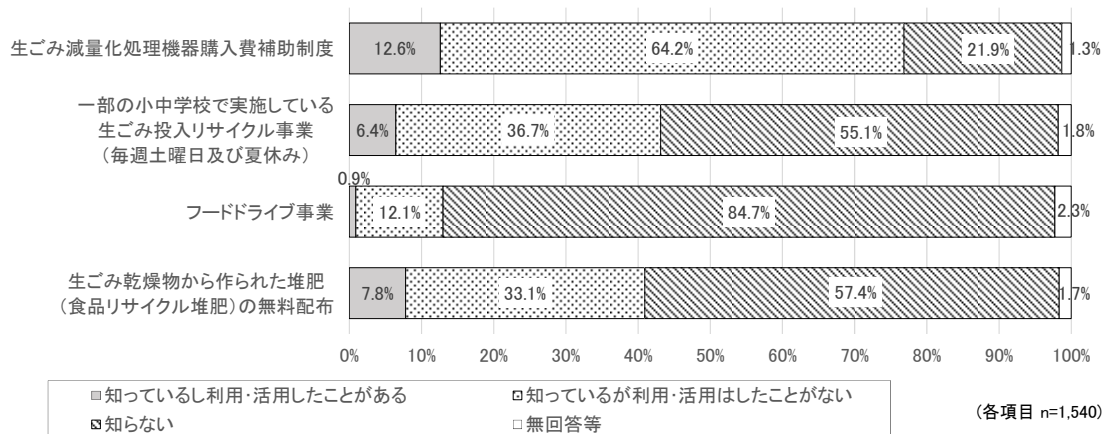


Q8 市や店舗等が行っている拠点回収（無料）はご存じですか？

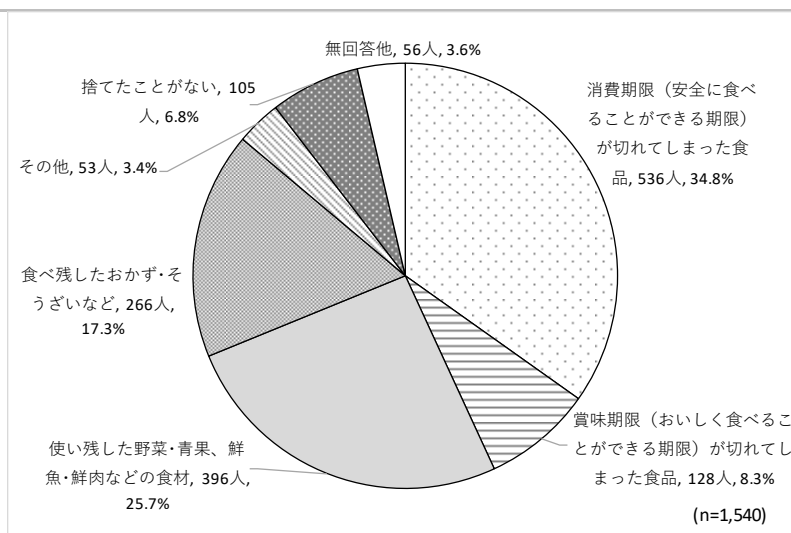


Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～③の設問について、当てはまるものを選んでください。

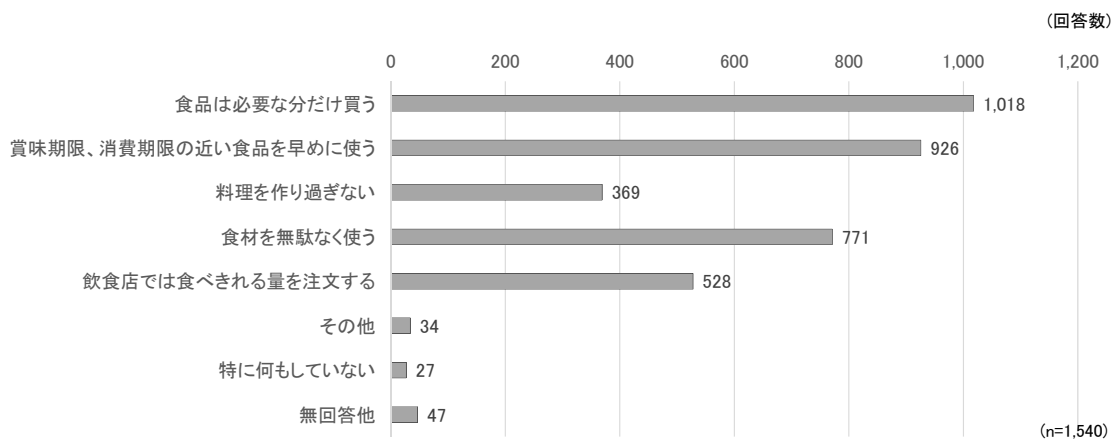
① 市が行っている生ごみに関する取り組みはご存じですか？それぞれの取り組みについて、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。



② あなたがこれまでもっとも捨てた量が多いと思う「食品ロス」はどれですか？(〇は1つ)

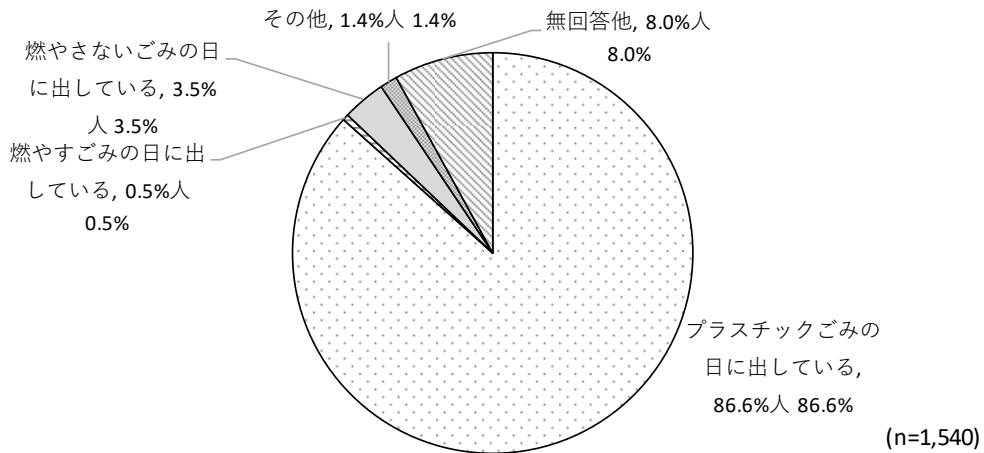


③ 「食品ロス」を出さないために、心がけていることはありますか？(〇は3つまで)

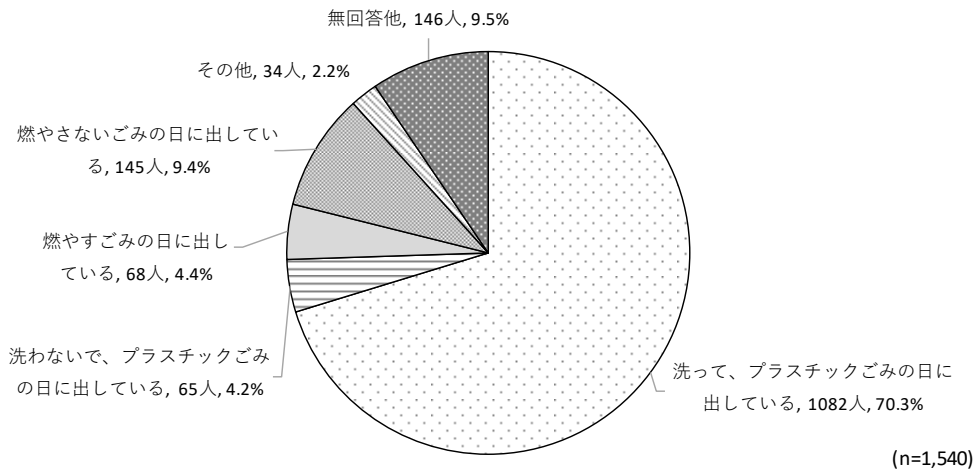


Q10 プラスチックごみや燃やさないごみ等の出し方について、当てはまるものを1つずつ選んでください。

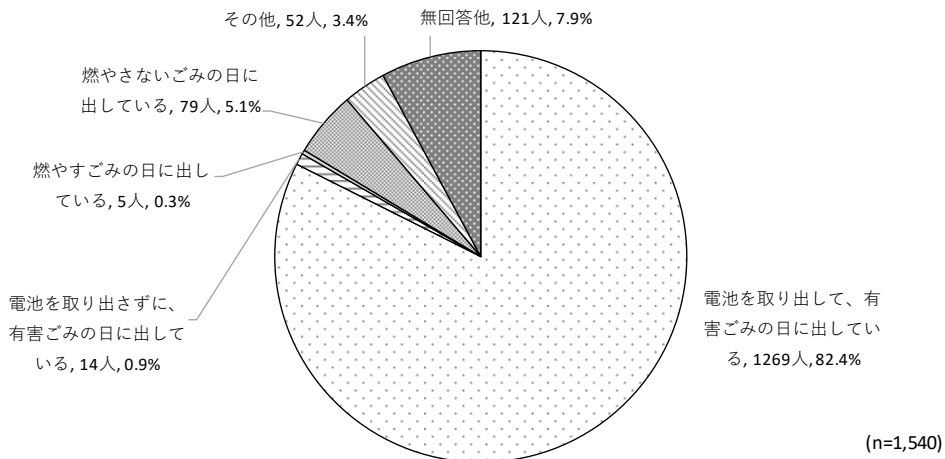
① プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品のうち、汚れのないものはどのごみの日に出していますか？



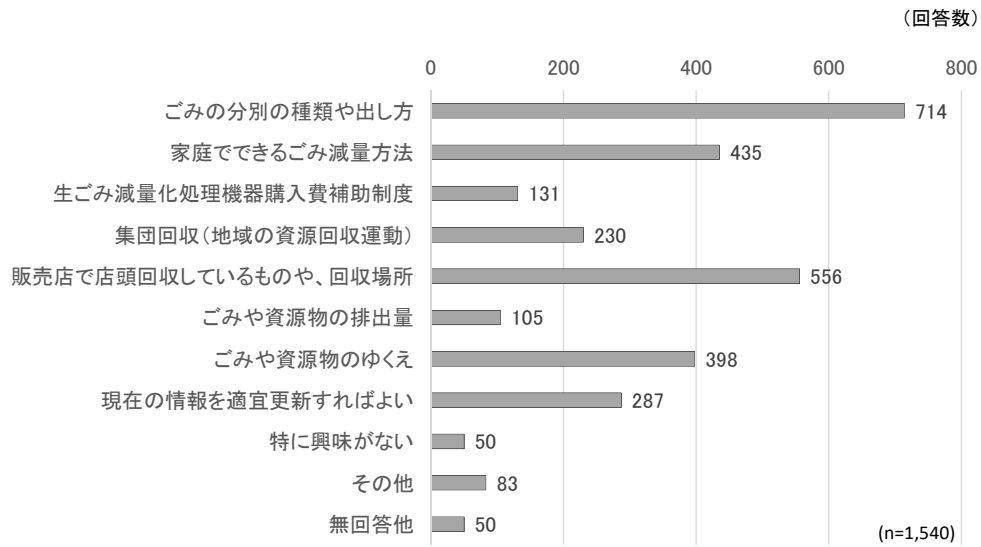
② プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品のうち、汚れのついたものはどのごみの日に出していますか？



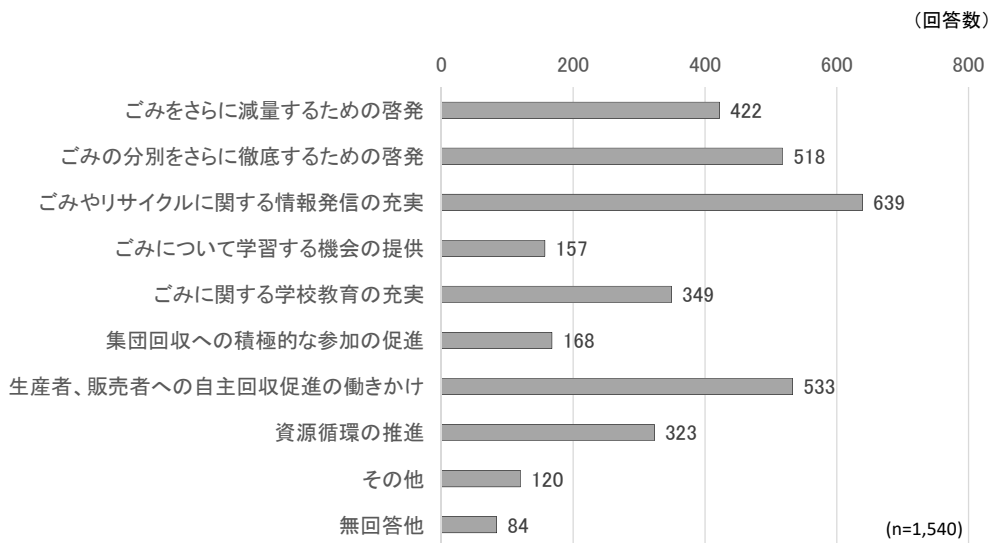
③ おもちゃ類や小型家電（リモコン類、時計、電子体温計等）で使用されている電池は、どのように出していますか？



Q11 ごみに関する情報について、もっと知りたい情報はどのようなことですか。
(〇は3つまで)



Q12 さらなるごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような市の施策が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



(1)発生抑制(70件)

ごみの減量や資源化については、「個人の取組には限界があるので、過剰包装をやめたり、回収BOXを設置するなどの対策を行って欲しい」という意見がありました。

また、食ロスを削減するために「食品を量り売りして欲しい」という要望もありました。

(2)リユース施策の周知(18件)

リユース施策については、市の取組として、「バザーやフリーマーケットを開催して欲しい」という要望がありました。

(3)リサイクルの推進(71件)

リサイクルについては、プラスチックの分別について多くの意見がありました。「分別することがどうリサイクルにつながるのかわからない」という意見や「汚れたプラスチックを洗ったり分別したりするのが大変」という意見がありました。

(4)啓発活動の充実(85件)

啓発活動については、「わかりやすい情報の発信」について多くの要望がありました。また、ごみの減量や資源化に向けた取組の度合いが個人によって異なるという認識から「市民一人ひとりの意識を高めるための啓発」が必要という意見もありました。

(5)事業者への働きかけ(70件)

事業所への働きかけについては、「販売店での回収」の他に、「過剰包装の見直し」を求める意見が多く、製造者・販売者に「ごみを出さないための取組」を要望する意見もありました。

(6)地域における取組(8件)

地域における取組については、「集団回収の見直し」に関する意見や「リサイクルBOX、ごみ箱の設置」を希望する意見がありました。

(7)中間処理施設の整備(28件)

中間処理施設の整備については、「焼却施設の早期建設を望む」意見が多くありました。また、資源物処理施設の整備に合わせて「プラスチックの分別見直し」を要望する意見もありました。

(8)最終処分場の延命化(1件)

最終処分場に関する意見はほとんどありませんでしたが、「不燃ごみの最終処分場の将来が心配」という意見がありました。

(9)その他<行政の計画・施策>(15件)

行政の計画・施策については、「分別することでどう変わるのかを示して欲しい」という意見や「ごみ施策協力へのインセンティブがあるとより協力できる」という意見がありました。

(10)その他<収集区分・方法、料金>(202件)

収集区分・方法については、「回収日や回収場所を増やして欲しい」という意見や、料金については、「プラスチックごみを無料にして欲しい」という意見が多くありました。指定収集袋については、「料金が高い」、「ゴミ袋をばら売りして欲しい、小さい容量の指定収集袋が欲しい」、「袋が破けやすい」という意見がありました。

(11)その他<不法投棄、ポイ捨て>(12件)

不法投棄、ポイ捨てについては、「道路や自宅周辺への空き缶、お菓子の袋、タバコのポイ捨て」、「ペットのフンの不始末」について市に対応して欲しいという意見がありました。

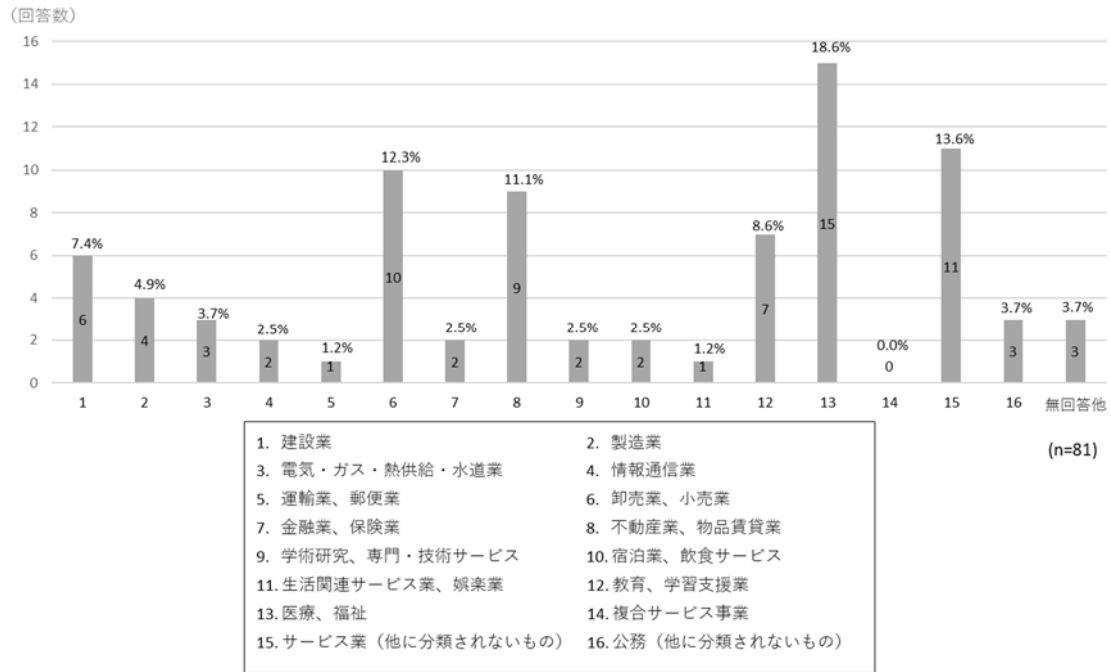
(12)その他(60件)

その他の主な意見として、「アンケートに対する意見」の他、「行政に対する意見」が見られました。

第3節 事業所意識調査

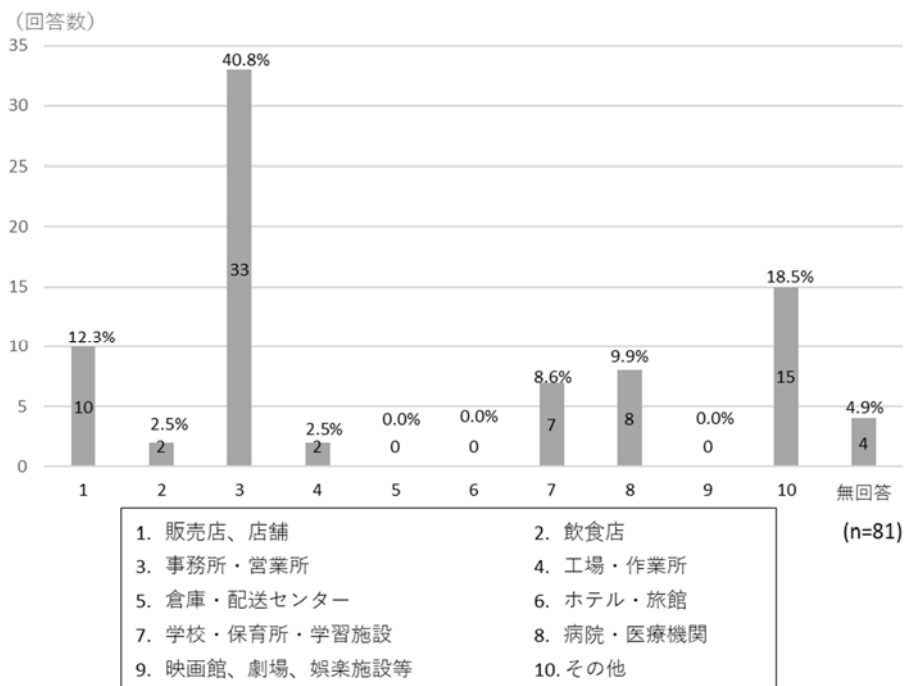
1. 回答者属性

(1) 業種

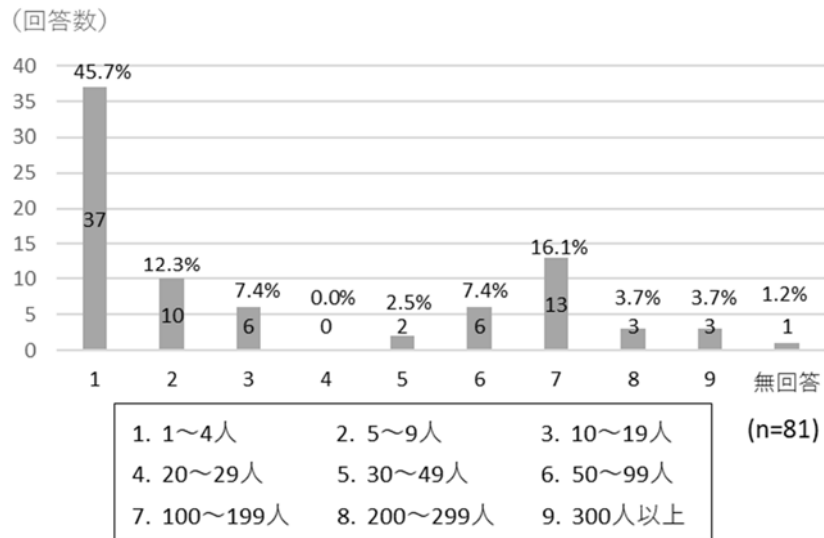


※無回答他：無回答及び複数回答

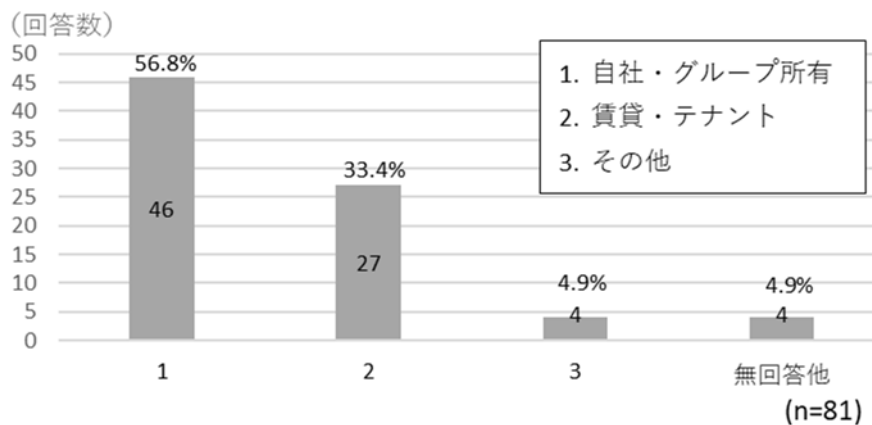
(2) 事業形態



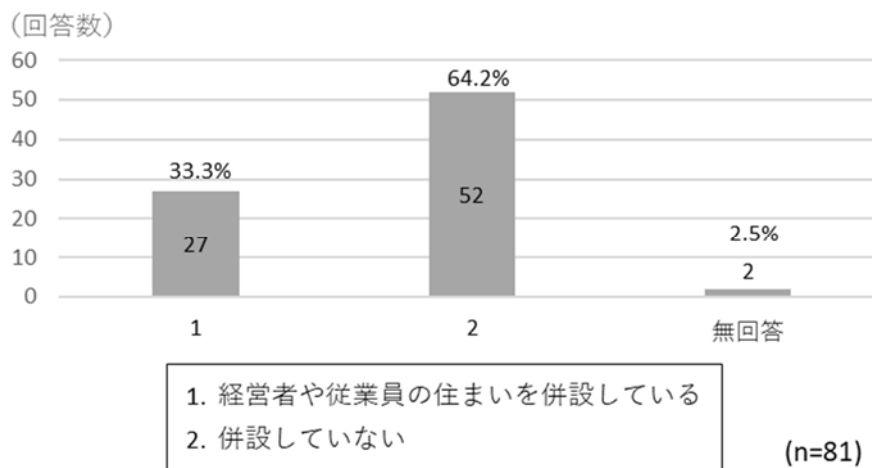
(3) 従業員数



(4) 事業所の所有形態



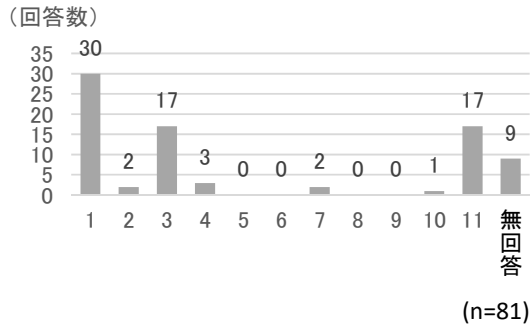
(5) 住宅併設



2. 設問別結果

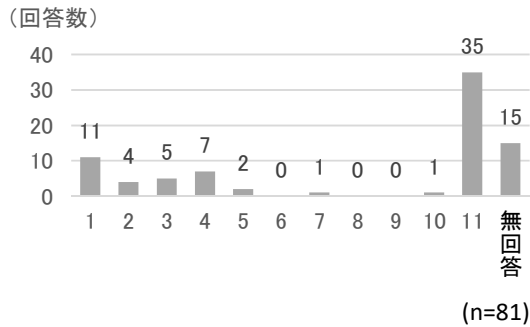
Q1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。

① 生ごみ

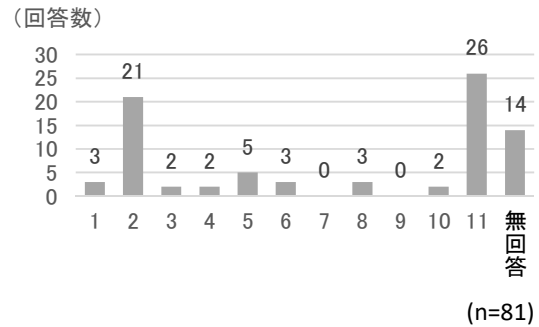


1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者(販売者)が回収している
9. 社(本店)が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

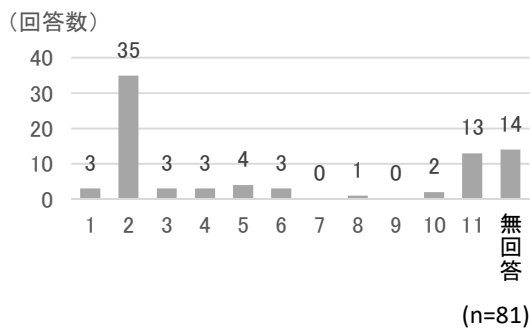
② 食用廃油



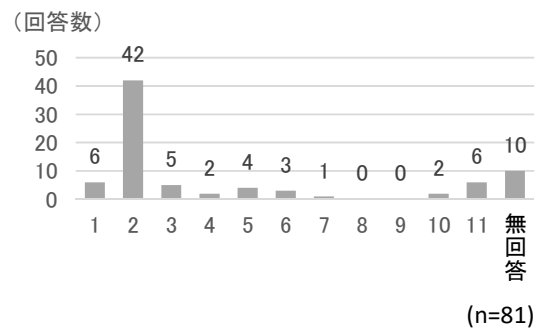
③ 新聞



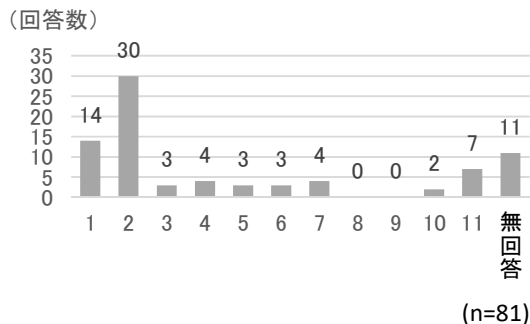
④ 雑誌



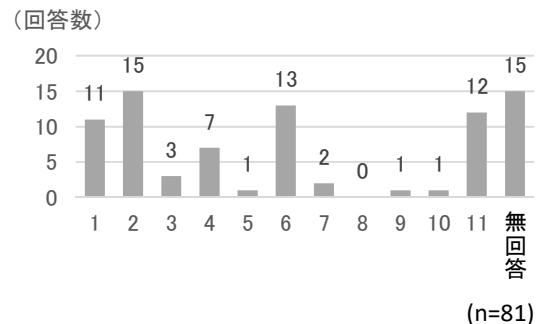
⑤ ダンボール



⑥ コピー用紙、OA用紙

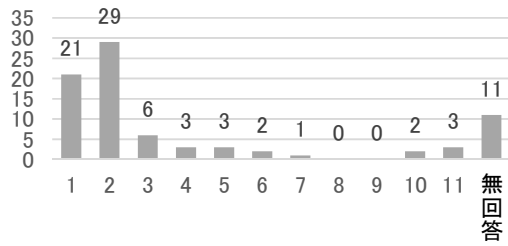


⑦ 機密文書



⑧ ざつがみ（メモ用紙、伝票、封筒、空き箱、シュレッダーくず）

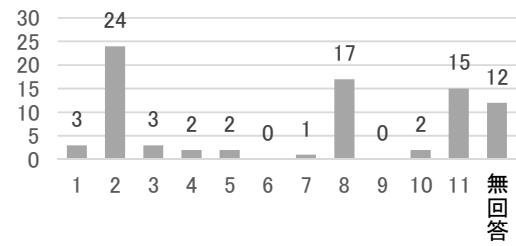
(回答数)



(n=81)

⑨ ペットボトル

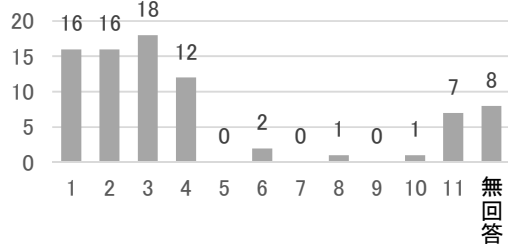
(回答数)



(n=81)

⑩ プラスチック類

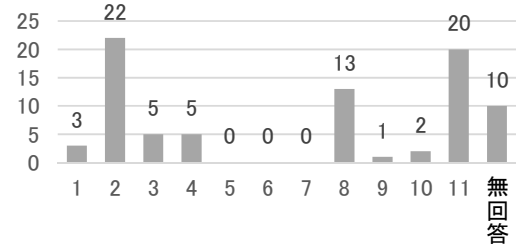
(回答数)



(n=81)

⑪ 缶類

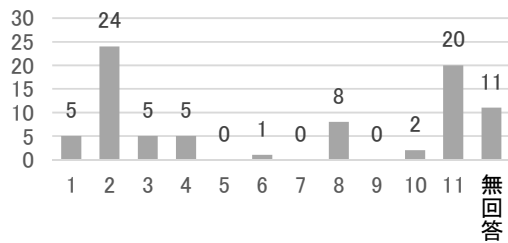
(回答数)



(n=81)

⑫ びん

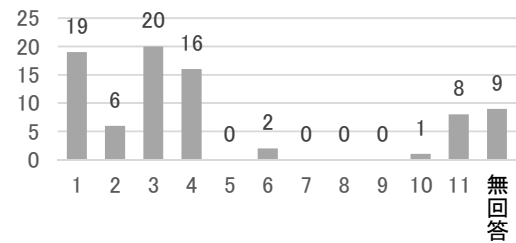
(回答数)



(n=81)

⑬ 不燃ごみ

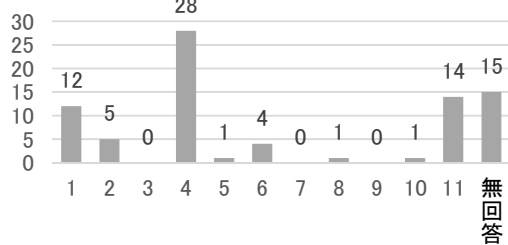
(回答数)



(n=81)

⑭ 粗大ごみ

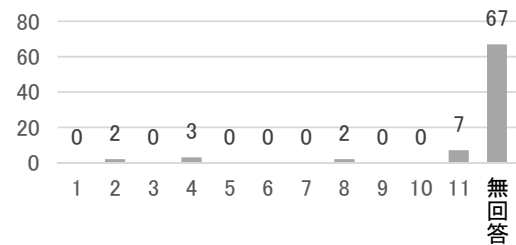
(回答数)



(n=81)

⑮ その他

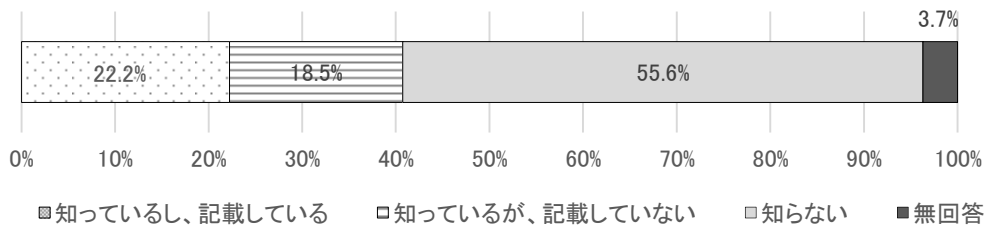
(回答数)



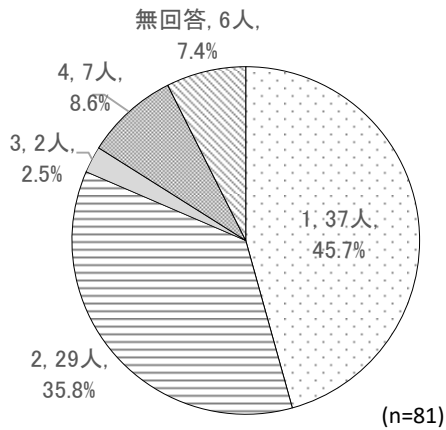
(n=81)

(内容) 電装部品、金属くず、バッテリー/金属屑（アルミ、一般鋼、黄銅）/感染性産業廃棄物/トナー等/充電用電池、消火器

Q2 事業用指定袋には排出事業者名を記載する欄があることをご存じですか。
 (Q1で「③事業用指定袋で出している」と1つでも選択した方)

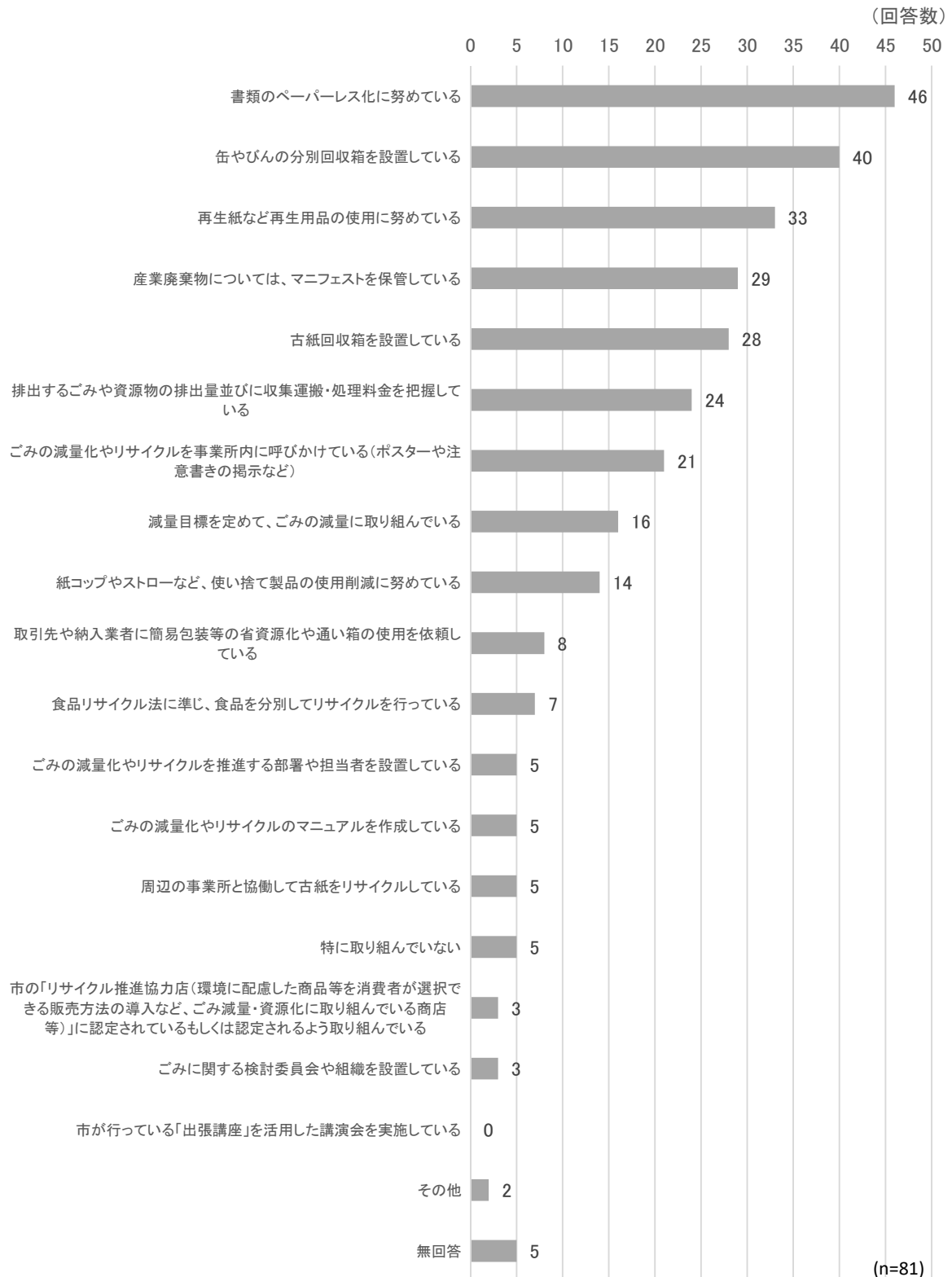


Q3 貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取組についてお聞きます。

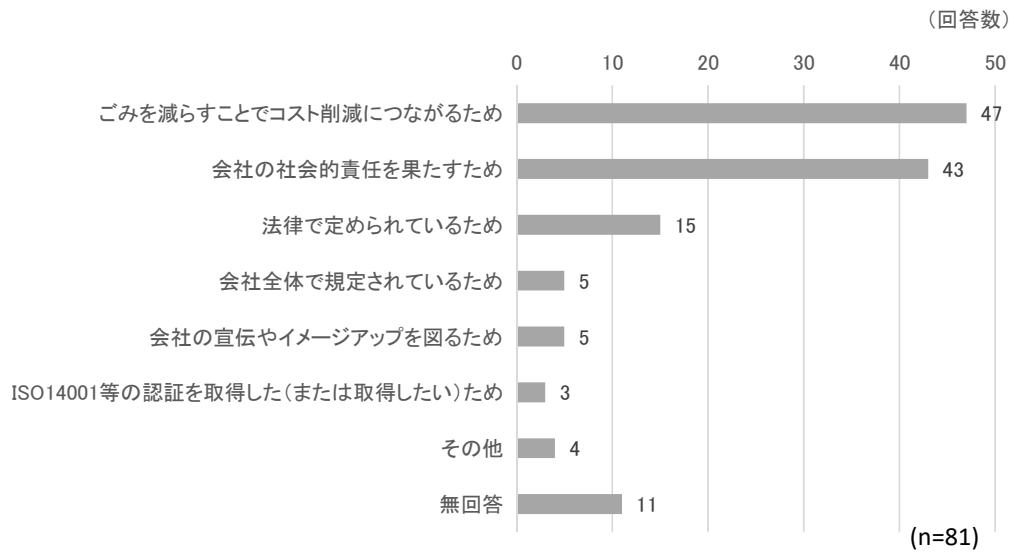


1. 積極的に取組を進めている
2. ある程度、取組を進めている
3. どちらかといえば取組には消極的である
4. ほとんど取り組んでいない

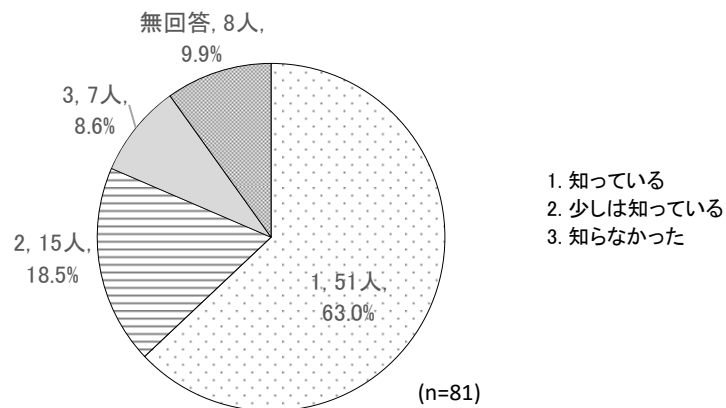
Q4 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。
(〇はいくつでも)



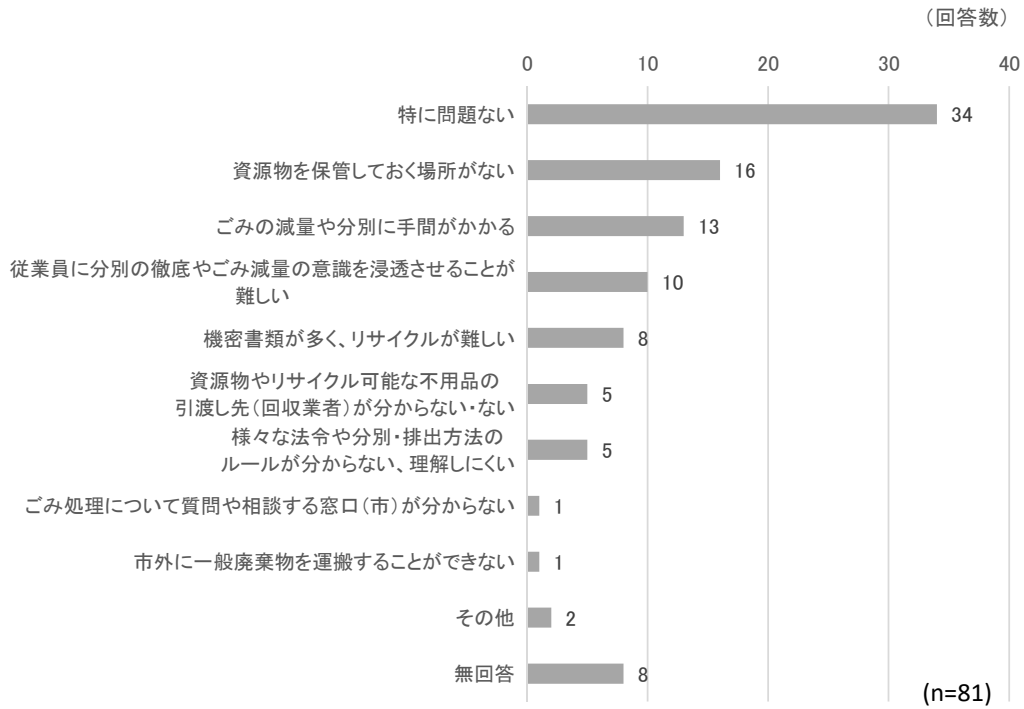
Q5 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。(〇はいくつでも)



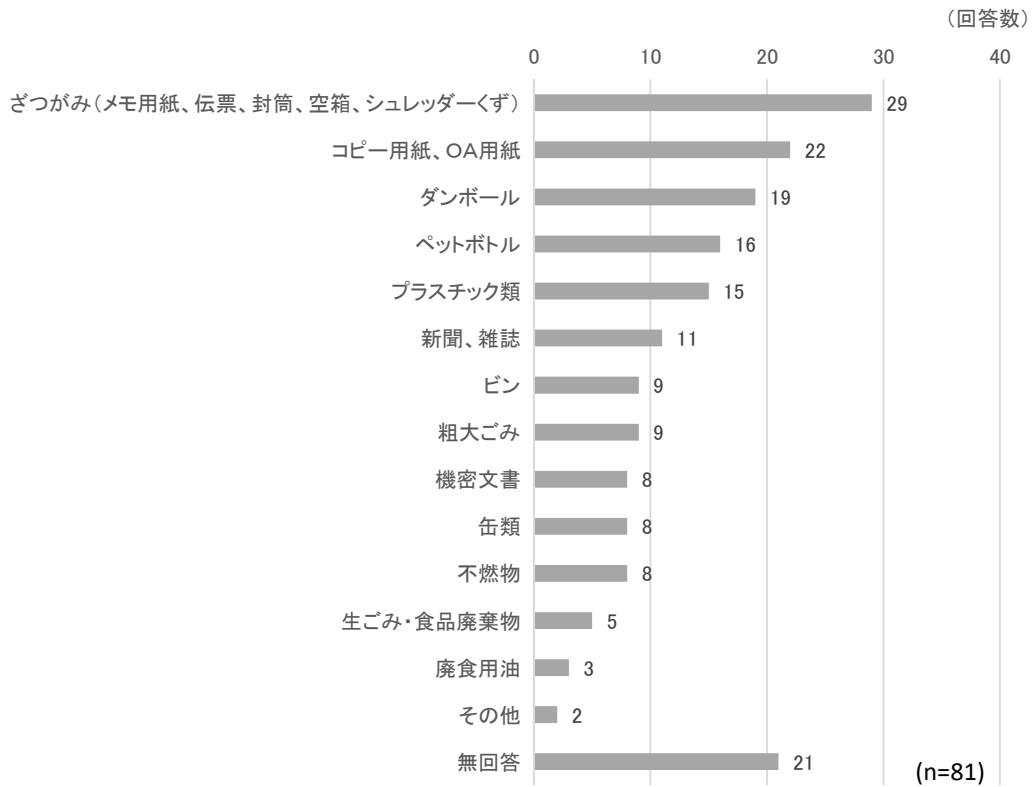
Q6 事業活動によって発生するごみは事業者の責任において処理することが義務付けられています。このことについて知っていましたか。



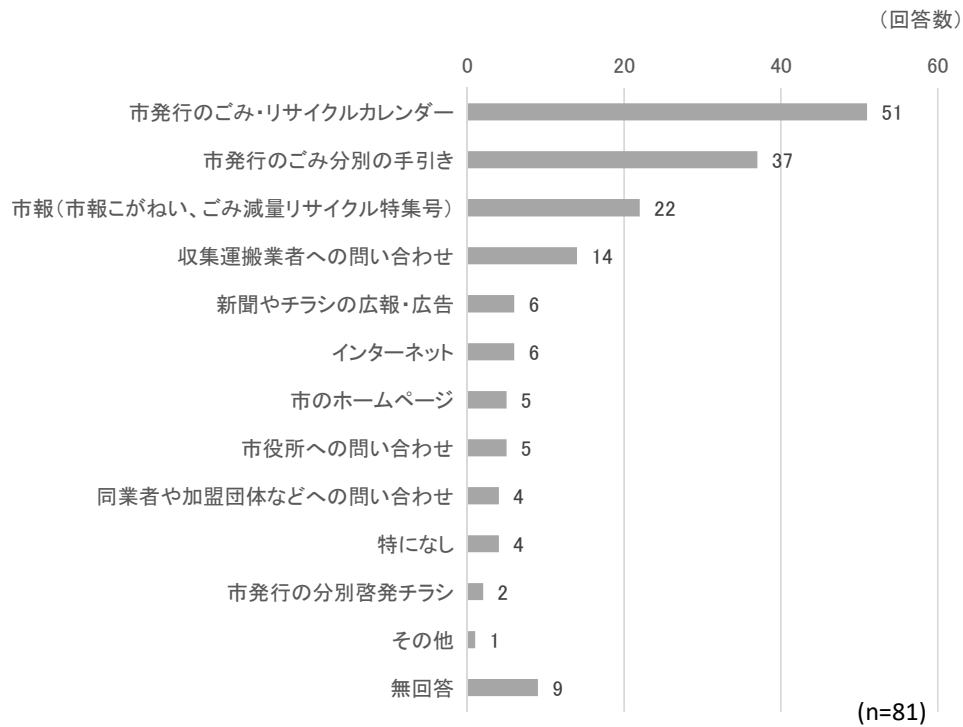
Q7 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに進めていくうえでの主な問題点は何ですか。(〇はいくつでも)



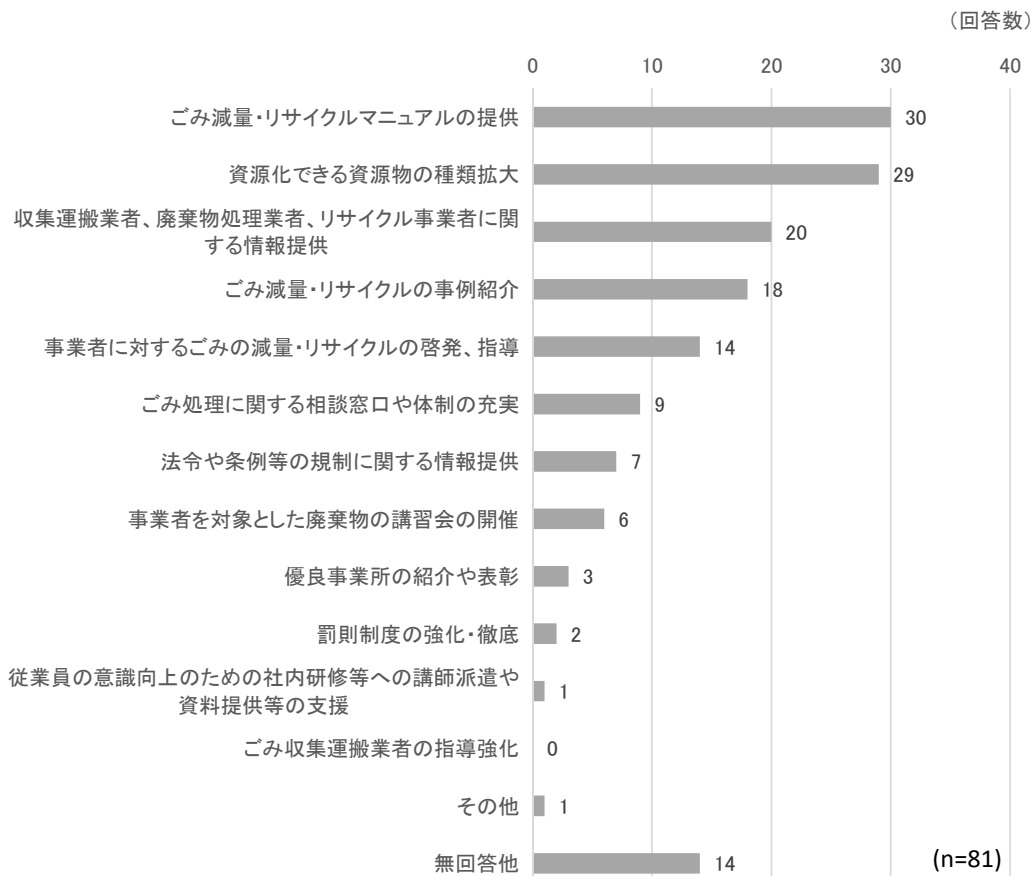
Q8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。(〇はいくつでも)



Q9 あなたが日ごろ、ごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(〇は3つまで)



Q10 さらなる市のごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取組を促進するためにはどのような市の施策が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などを自由にお書きください。

【自由記述の主な意見】

- ・ 小金井市に在住していない場合にも（事業所があれば）、ごみが減量できる機器への購入補助をしてもらいたい。
- ・ 雑紙等（レシート、商品についているタグ等）まだまだリサイクルに分けられるものを可燃ゴミとして出している所が多い。分別の徹底率は低いと感じている。リサイクルをすることでゴミ減量となることをもっと広めるべき。
- ・ 社会全体がまだ紙使用が多いので、難しいのですが、なるべく協力していきます。
- ・ 事業活動でほとんどゴミが発生しないでアンケート回答でお役に立てずすみません。紙ゴミがほとんどです。小金井市ではざつがみを資源物として回収してくれるのでありがたい取組みと思っています。裏が白い紙は再利用し、なるべく使い切ってから捨てるつもりです。
- ・ 住民のゴミのマナーが悪い（分別してない）。住民登録時に指導してはどうか。
- ・ ごみ分別の利便性向上のため燃やすごみ、燃やさないごみの区分を、それぞれ広げていただきたいです。
- ・ 事業資料が歴年経過で処分が必要となってきた。廃棄処理（機密書類）のための業者の紹介や廃棄処分の仕方の講習会を希望する。
- ・ 当社は自宅で事業をやっているが、家庭用と事業用を厳密に分けるのは困難なところがあり、家庭用が事業用の方に入っているのが現状です。これは仕方のないことだと認識しています。
- ・ 一般の不法投棄が増えている様な気がします。店舗まわりで掲示物にて注意はしておりますが。

第4章 ワークショップ開催結果

第1節 一般向けワークショップ

1. 目的

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、現状及び課題を共有するとともに、その解決に向けて、市民の意見や考えを把握することを目的として実施しました。

2. 日時・参加者について

<第1回>

○開催日時：令和元年7月25日（木）19時～21時

○開催場所：小金井市中間処理場

○参加者：7人

<第2回>

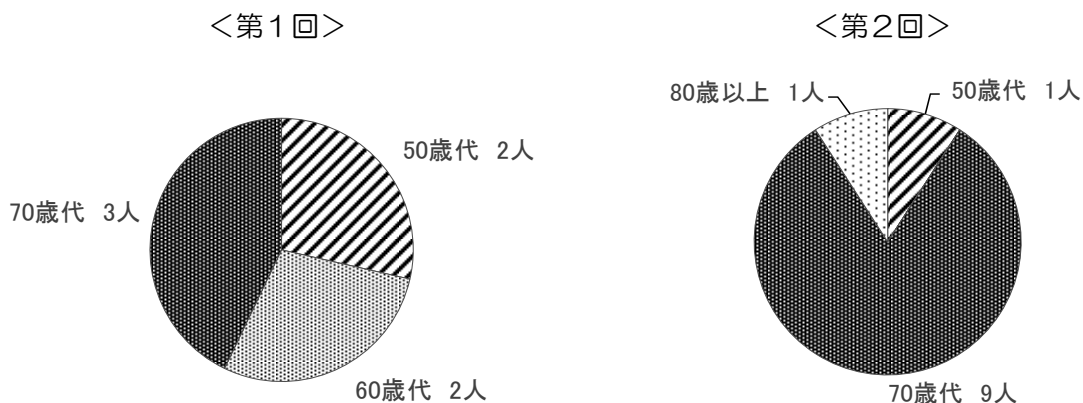
○開催日時：令和元年7月28日（日）14時～16時

○開催場所：小金井市中間処理場

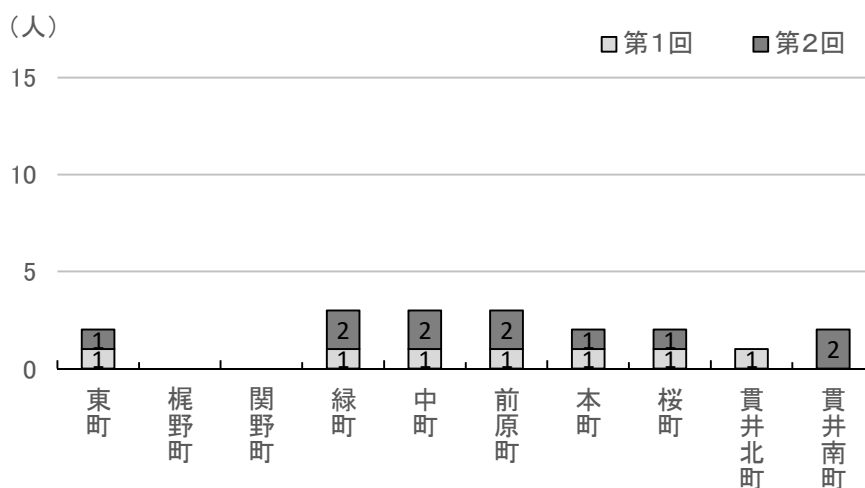
○参加者：11人

3. 参加者の属性

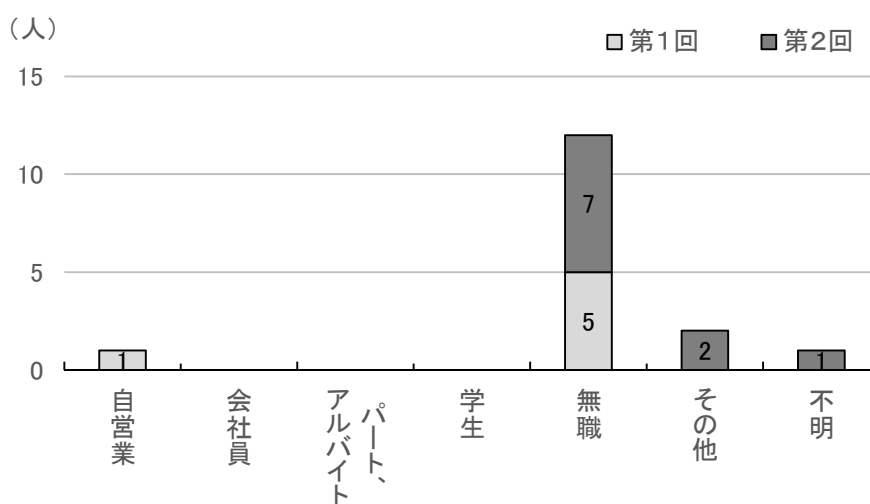
(1) 年齢層



(2) 居住地



(3) 職業



※無回答は除く

4. 概要

○グループワークのテーマに関する説明（現状及び市を取り巻く状況について）

○グループワークの実施

各参加者がテーマを選び、テーマ毎にグループワーク（「課題の抽出」、「解決策の検討」）を実施。

＜グループワークのテーマ＞

テーマ1：生ごみや食品ロスの削減について

テーマ2：プラスチックごみの分別について

5. 一般向けワークショップで出された意見のテーマ別整理

テーマ1 「生ごみや食ロスの削減について」(7/25 まとめ)

食品ロス

問題・課題

買いすぎ

- ・必要以上の食べ物を買わない。
- ・食品物買いすぎ。
- ・高齢者が買い物に行くのが大変なので買いためをする傾向にある。(買いすぎにつながる)
- ・弁当などタ方のスーパーでの安売りが食品ロスにつながるのでは。

種類別に考える

- ・食品残さ多く発生する。
- ・食べられるもの(野菜の皮など)

社会的問題

- ・賞味期限・消費期限の判断基準厳しい。
- ・マスコミに惑わされないには？(恵方巻・土用の丑の日)

対策

- ・可食部すべて使う教育をする。
- ・エコクッキング啓蒙活動(市が実施)

生ごみ処理機

問題・課題

- ・生ごみたい肥化のコストパフォーマンスよくない。

大型

- ・大型生ごみ処理機設置場所までの距離が遠いこともあり強制できない。
- ・大型生ごみ処理機を団地に置いて、近くの棟の住民しか利用しない。
- ・大型生ごみ処理機が小学校にあっても、子供がいる家庭くらいしか現実的には使わない。(遠い)
- ・もっと簡単に投入できれば。(夏休みの取り組みなど)
- ・生ごみ処理施設が遠方にある。歩いて約5~10分。
- ・生ごみリサイクル事業、やってる場所が遠い。
- ・気軽に近くに収集場所があれば。
- ・生ごみ処理機の後処理の処分場所が遠方にある。(拠点回収)

電気式

- ・生ごみ処理機電気代かかる。
- ・生ごみ処理機(電気式)電気代高い。

コンポスト式

- ・庭がないとコンポスト容器置く場所がない。
- ・コンポスト容器隣の家に臭いで迷惑かけてしまう。

広報

- ・生ごみ処理機の活用状況わからない。
- ・市の取り組みをもっとアピールする。(夏休みの投入)
- ・処理機を手軽に設置するには？
- ・市のPRなど(種類・比較結果とか)

水切り

- ・水を切ってごみを出すのが高齢者には水をしぼるのが難しい。

対策

- ・機械特徴と仕様がわかるようにして欲しい。
- ・処理機の活用方法の確認

情報発信

問題・課題

- ・生ごみに関して市がやっていることを知らない。
- ・フードドライブの使い勝手が悪い(情報発信)
- ・集合住宅の場合、生ごみの出し方がひどい世帯への指導方法がわからない。
- ・外国人の方の分別が良くない。

対策

- ・ごみリサイクルカレンダーに情報を入れる。
- ・できればカレンダーのページ。

意識

問題・課題

- ・生ごみはリサイクルできるという意識を持つには。

対策

- ・啓もうが大事。
- ・生ごみをごみとして出さない人を増す。

分別

- ・生ごみだけ集めてほしいけど。
- ・可燃ごみの袋に生ごみを入れる為に燃えにくい物も入れてしまう。

テーマ2 「プラスチックごみの分別について」(7/25 まとめ)

プラの供給状況

問題・課題

- ・レジ袋の使用をなくす。
- ・プラスチックをなくす。
- ・ペットボトルの廃止。
- ・ペットボトル商品多すぎ。

対策

行政

- ・ごみ収集袋のレジ袋化を推進。
- ・マイバックのすすめ。
- 持ち運びが簡単なマイバックを市民に配布。→無料
- ・一家に2 マイバック配布する。

事業者

- ・事業者が足並をそろえて無料配布。
- 有料化

プラの分別

問題・課題

- ・容リプラとその他プラを分けずに出していいの？
- ・分別の仕方 わかりにくい。
- ・プラの汚れぐあいによる分別に？

利点

- ・プラスチック 非常に便利。
- ・いらなくても「とりあえず」もらっちゃう。
- スプーンやフォーク
- ・現実にはプラスチックは便利。
- ・不便を感じさせないようにしすぎ？

事業者

- ・無料で配るのをやめる。
- ・レジ袋を高くする。

消費者のニーズ

問題・課題

- ・選択の余地がない。
- ・過剰な清潔さを求めすぎている。
- ・家族の単位が小さくなっているので大容量が売れない？
- ・過剰な個包装はいらないと思う。

対策

市民

- ・自然分解する素材(とうもろこし等)の水切りネットを高くても買う。

市民→事業者

- ・プラスチック包装の(量の)少ない商品をリクエストする。

三者協働

問題・課題

消費者
・事業者
行政

三者が共存できるよう本音(情報)を出していない。

- ・広報ヘタクソ！(遠慮あるよね)
- ・情報があってもほしい情報と一致しにくい。

意識

問題・課題

- ・社会問題になっていることにみんな気づいているの？
- ・自分の周りの人はきれいな包装をしているはずしたくない。
- ・プラごみにかかわらずごみ減量の意識。
- ・プラごみに対する関心。
- ・マイバック・ボトル持参が頭打ち。
- ・高架下にポイ捨てされている。

対策

市民

- ・小動物と共存する未来を頭に描く。
- ・マイバックとマイボトルを持つ。
- ・「マイクロプラスチック対策・・・」を周囲に宣言する。
- ・不便を受け入れる。

行政

- ・簡単な啓発でしつこく何度でも。
- ・広報力アップ！(具体的には小売店に分別方法を貼らせる)
- ・各種キャンペーンで市民の意識向上を！

テーマ1「食品ロスや生ごみの削減について」①(7/28 まとめ)

意識・啓発

- ・小さい頃から生ごみで作った堆肥に栄養があり事を知るべき。
- ・学生の生ごみ排出が良くない。
- ・もったいない精神が弱まっている。
- ・キレイ好きすぎる。(皮に栄養あるぞ)
- ・食品ロス⇒お金もムダにしている。
- ・今の野菜が農薬使いすぎ。
- ・現在の食はミネラルが不足

発生抑制

- ・ムダなところも料理に使える。
- ・調理方法(エコ・クッキング)を広めた方がいい。
- ・必要以上に食品を買わない。
- ・包売りなどは避ける⇒必要数を買う
- ・計画的に食品を買う。

排出方法

- ・小学校 生ごみ処理
↓
距離、時間
防犯
不適物
- ・生ごみ処理機の修理費が出ない。

処理方法

- ・有機農業は、0.5%・0.6%しかない
⇒難しい
- ・日本の農業基準値が高い。
- ・除草剤グリホサート毛髪検査
⇒28人中21人で検出
- ・ネオニコチド
キャベツ 5倍
イチゴ 6倍
ぶどう 25倍
お茶 300倍
- ・グリホサート欧州で禁止の方向へ。

課題

- ・アパート等、学生等にアピールする。
- ・食品ロスを記録する。
月日、重量、価格
- ・生ごみ野菜はミネラル・ビタミン
抗体力大。
- ・誰でもできる有機農業を学ぶ。
農業を地方活性化。
- ・心身が正常に。
- ・全体が健康に。
- ・保育園児年間欠席日数
5.4日⇒0.6日/年

- ・生ごみを天日干しにし、出す。
 - ・水切りを徹底する(させる)。
 - ・生ごみを乾燥させる。
- エコクッキングの周知。

- ・生ごみの拠点回収時間を長くする。
- ・生ごみの拠点回収の場所を増やす。

- ・有機野菜を食べるとネオニコチノイドが大幅減。
- ・生ごみを家の庭にうめる。
- ・ぼかし肥料を(EMぼかし)普及する必要がある。
- ・生ごみを畑・プランターの上で直接発酵(畑⇒農家、プランター⇒市民・学校)
- ・微生物が野菜を育てる。
(虫のつかない)・・・有機農業

対策

- ・生ごみ減らしたらお金も浮くことを伝える!
- ・食ロス量の見える化。
- ・生ごみ水切りツール開発(手軽)。

- ・生ごみを出しやすい環境づくり。

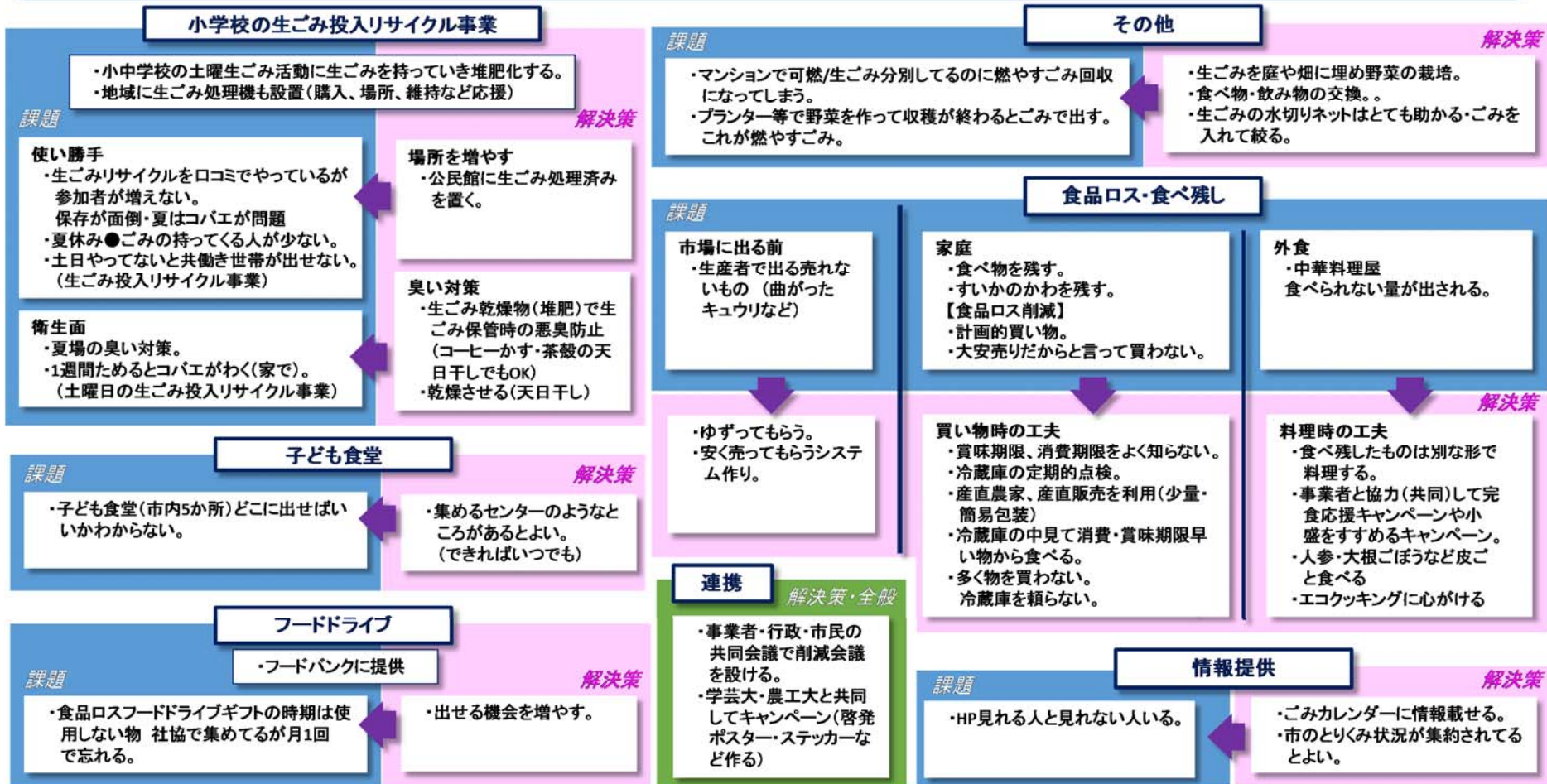
- ・ぼかし肥料の普及(体に良い)
(肥料としての有効利用)
- ・微生物が野菜を育てる

これからの取り組み

- ・生ごみ減量とお金をひもづける。
- ・食ロス量の見える化。
- ・生ごみ水切りツール開発。

- ・生ごみを出しやすい環境づくり。

テーマ1 「生ごみや食品ロスの削減について」② (7/28 まとめ)



テーマ2 「プラスチックごみの分別について」(7/28 まとめ)

解決策

市・市民・業者の合同会議を市が作る。
↓
市・市民・業者の役割をはっきりさせる。

- ・業者さんは一律に市の指導に従いにくい？
- ・店頭回収はめんどくさい。
- ・自宅のごみとして出せる。
- ・ペットボトルを捨てられる場所が減っている。
- ・市によるペットボトル回収を中止する。

市民ができること

- ・店頭まで運ぶ ・コストを負担
- ・店に持ち込めない高齢者や障害者を支援する
→ごみゼロ推進会議

広報

- ・リサイクル協力店をもっとはっきりさせる。
- ・リサイクル協力店として、ココバスにチラシ貼る。
- ・表彰状(市から)
- ・町内会の回覧板に必ずお知らせ入れること。(協力店)

解決策

- ・買ったところで返すことの周知。
- ・資源を出すポイントになる仕組み作り。
- ・戻すにあたりポイント制を付けるなどお得感があれば更によいと思う。
- ・お店で買ったプラスチック類はお店で回収できるようにしてほしい。
- ・デポジット制度の導入を！

周知啓発

- ・ごみがどう処理されているのかがイメージしにくい。
- ・単身アパートのプラゴミの出し方がひどい。
指導徹底。
- ・ごみの分別について、十分に周知されていない。

・1本のペットボトルにかかる税金が多く、使用しない市民と不公平感あり。

店頭回収

課題

- ・トレー・ペットボトルは拠点に戻すか店に戻してほしい。(市税が投入されている)

店頭回収

- ・プラ容器の生協へのお返し(市が援助できないか)

- ・プラ容器のスーパー、生協等へのやられていること。
- ・プラ容器の個人経営者店のかかわり方。
- ・市・市民・業者の合同会議できないか。
- ・プラ容器ごみの市民の貢献方法。
- ・プラスチックごみへの市・市民・業者のかかわり方。
- ・生活クラブ・生協はふたをすべて回収している。
優秀な生協をもっと宣伝して！

国や事業者がやるべきこと

・法律の制定を

- ・海洋プラによる環境汚染(人間に影響)
- ・海域に流出してしまっている。
- ・害のないプラもあるのではないか。
- ・日常生活の中でプラスチックに頼っている事が多すぎる。

分別と処理

- ・市民の側で、プラゴミの選別をして出せないのはなぜ？
- ・プラゴミの中で溶り法とそうでない物が一緒になっているのはなぜ？
- ・プラマーク付きとそうでないものを区別して出している。プラマークのみ回収してほしい。
- ・プラスチックの分類では他の材質が交ざっていて不燃ごみに多くが分類される。
- ・プラスチックの種類が多すぎてリサイクルに支障があると思う。
- ・プラゴミは有料回収なのだが、燃料として業者に売却。
処理費用削減だけでなく処理費用削減と有効活用に注力してはどうだろうか。
- ・収益化・市税の増収に成功している自治体もある。(+4億)
ごみの量を減らせないため。
- ・プラ容器以外のプラスチックの処理方法。

- ・指定袋が燃やさないゴミになって処分されるのは、おかしい。
- ・ふれあい収集の手伝い範囲が限定されている。

第2節 子どものためのワークショップ

1. 目的

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、日常生活の中で身の回りにおいて実践できる取組について考えることで、子どもたちの意見や考えを把握することを目的として実施しました。

2. 参加者・日時について

<第1回>

○開催日時：令和元年7月25日（木）9時～11時

○開催場所：小金井市中間処理場

○参加者：11人

<第2回>

○開催日時：令和元年7月28日（日）9時～11時

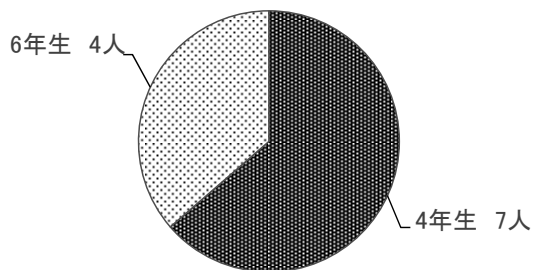
○開催場所：小金井市中間処理場

○参加者：10人

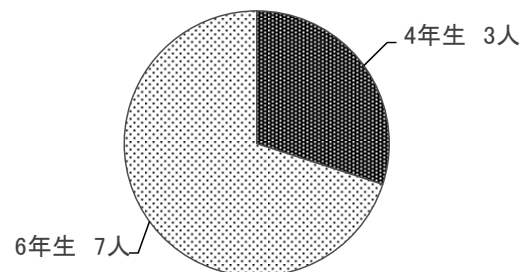
3. 参加者の属性

(1) 年齢層

<第1回>



<第2回>



4. 概要

○ごみの分別、処理についての説明（ごみの種類、ごみのゆくえ、ごみ処理費用など）



○まちがい行動さがし

ごみの分別等に関する間違った行動を、グループ毎に模造紙へ書き出してもらう。



○電池を外そう！分解体験

電池を取り外さないごみが、処理施設で火災等を引き起こす恐れがあるものを認識してもらい、実際に排出されたごみ（主に電池で動くような家電製品）を分解してもらう。



間違い行動さがし！（7/25 まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
1班		<ul style="list-style-type: none"> ・レジぶくろをもらっている。 ・レジぶくろはプラスチックごみになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバックをもってくると、レジブクロをもらう必要がない。 ・レジぶくろは、いらないとことわる。 ・カードを入れる、カードを入れない。 ・1回もらったぶくろをつかいまわす。
		<ul style="list-style-type: none"> ・わりばしはゴミになる。 ・もやすゴミになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のはしをもっていく。 ・セットの物をつかう。


間違い行動さがし！（7/25 まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
2班		<ul style="list-style-type: none"> ・分別していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃは燃やさないごみに出す。 ・<u>トレイ</u>はプラスチックごみに出す。 ↳ ふつうのトレイとたまごパック ・サッカーボールは燃やさないごみに出す。 ・魚くずとリンゴは燃やすごみに出す。 ・地いきでおもちゃ病院をひらく。
		<ul style="list-style-type: none"> ・包そうしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包そうしてもらわない。 ・箱やリボンをリユースする。



間違い行動さがし！（7/25 まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
3班		<ul style="list-style-type: none"> ・有害ごみをもやさないごみのふくろに入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分べつすればいい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・エコバックを使っていない。 ・買いすぎ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバックを持さんする。 ・必要な量だけ買う。



間違い行動さがし！（7/28 まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
1班		<ul style="list-style-type: none"> ・まじっちゃいけない物までまざっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんと分別するとよくなる。 ・たべかすはもやすごみ。 ・たまごパックとトレイはプラスチック。 ・おもちゃは直して使う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・たべのこしをしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べられる量を決めて作る。 ・運動しておなかをへらす。

間違い行動さがし！（7/28 まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
2班		<ul style="list-style-type: none"> ・レジぶくろを使っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバックをもってくる。
		<ul style="list-style-type: none"> ・わりばしを使っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まいはしを使えばいい。

間違い行動さがし！（7/28 まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
3班		<ul style="list-style-type: none"> ・買い物をしすぎ。 ・ビニールぶくろ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバック。 ・使うぶんだけ買う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・しゅるいをまちがえている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別して捨てる。

第5章 目標達成時の排出量

目標達成時の排出量を、次頁に示します。

表 5-1 一般廃棄物排出量（目標達成時）

分別区分	年度	単位	実績										推計											
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
人口		人	116,147	116,092	117,116	117,272	117,851	119,238	119,984	121,167	121,501	121,770	121,967	122,102	122,174	122,172	122,101	121,964	121,793	121,592	121,358	121,096		
家庭系 排出量	燃やすごみ	t/年	12,580	12,270	12,195	12,291	12,331	12,138	11,600	11,631	11,695	11,636	11,602	11,561	11,547	11,462	11,402	11,336	11,298	11,196	11,122	11,045		
	燃やさないごみ	t/年	1,488	1,378	1,475	1,461	1,537	1,531	1,442	1,440	1,448	1,444	1,442	1,440	1,441	1,434	1,429	1,424	1,422	1,412	1,406	1,399		
	プラスチックごみ	t/年	2,206	2,317	2,312	2,240	2,225	2,232	2,263	2,254	2,266	2,265	2,269	2,271	2,279	2,273	2,271	2,269	2,272	2,262	2,258	2,253		
	粗大ごみ	t/年	896	878	913	908	906	914	900	918	923	923	924	925	928	926	925	924	925	921	919	917		
	可燃物	t/年	219	188	188	186	175	189	221	254	255	255	256	256	257	256	256	256	256	255	255	254		
	不燃物	t/年	677	690	725	722	731	725	679	664	668	667	668	669	671	670	669	668	669	666	665	664		
	有害ごみ	t/年	44	39	38	37	37	38	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40		
	小計A	t/年	17,214	16,882	16,933	16,937	17,036	16,853	16,244	16,283	16,373	16,307	16,277	16,238	16,236	16,134	16,068	15,994	15,958	15,832	15,745	15,655		
	資源物（戸別）	t/年	8,005	7,962	8,202	7,922	7,896	8,134	8,563	8,464	8,511	8,522	8,551	8,577	8,621	8,613	8,624	8,630	8,657	8,635	8,634	8,631		
	古紙	t/年	4,577	4,485	4,682	4,517	4,542	4,777	4,719	4,616	4,641	4,652	4,672	4,690	4,719	4,719	4,729	4,737	4,756	4,748	4,752	4,755		
	布	t/年	696	692	682	608	562	559	535	566	569	570	573	575	579	579	580	581	583	583	583	583		
	びん	t/年	1,044	1,024	1,041	1,036	1,046	1,019	1,037	1,004	1,010	1,009	1,011	1,012	1,015	1,012	1,012	1,011	1,012	1,008	1,006	1,003		
	スプレー缶	t/年	36	34	38	45	49	50	45	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43		
	空き缶・金属	t/年	463	448	424	408	397	397	382	382	384	384	385	385	386	385	385	385	385	383	383	382		
	ペットボトル	t/年	379	358	354	338	332	339	349	373	375	376	378	380	382	382	383	384	386	385	386	386		
	剪定枝	t/年	797	907	967	957	951	977	1,480	1,465	1,473	1,472	1,475	1,476	1,481	1,477	1,476	1,475	1,477	1,470	1,467	1,464		
	乾燥生ごみ	t/年	13	14	14	13	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
	資源物（拠点）	t/年	65	60	58	59	95	95	92	91	92	95	99	103	107	110	114	117	121	124	127	131		
	びん	t/年	50	45	48	48	48	48	47	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42		
	トレイ	t/年	11	8	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	乾燥生ごみ	t/年	1	1	1	1	33	33	32	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34		
	ペットボトルキャブ	t/年	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	くつ・かばん類	t/年	0	3	2	3	3	3	3	4	4	8	11	15	19	22	26	30	33	37	40	44		
	難再生古紙	t/年	—	—	—	1	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	小計B（小計A+資源物）	t/年	25,284	24,904	25,193	24,918	25,027	25,082	24,899	24,838	24,975	24,924	24,928	24,918	24,963	24,857	24,806	24,741	24,736	24,591	24,507	24,417		
	集団回収	t/年	1,495	1,505	1,544	1,578	1,603	1,637	1,599	1,534	1,542	1,542	1,544	1,546	1,551	1,547	1,546	1,544	1,546	1,539	1,536	1,533		
	新聞	t/年	709	681	671	660	645	634	587	533	536	536	537	537	539	537	537	537	537	535	534	533		
	雑誌	t/年	455	463	469	499	539	573	573	549	552	552	553	553	555	554	553	553	553	551	550	549		
	段ボール	t/年	231	247	283	294	285	284	288	307	309	309	309	309	310	310	309	309	309	308	307	307		
	紙パック	t/年	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
アルミ缶	t/年	21	24	26	26	27	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27			
非鉄類	t/年	4	7	8	8	9	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
布	t/年	69	77	80	84	91	100	106	103	104	104	104	104	104	104	104	104	104	103	103	103			
びん類	t/年	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
家庭系合計（小計B+集団回収）	t/年	26,779	26,409	26,737	26,496	26,630	26,719	26,498	26,372	26,517	26,466	26,472	26,464	26,514	26,404	26,352	26,285	26,283	26,130	26,043	25,950			
事業系	燃やすごみ	t/年	711	566	362	286	369	377	364	390	392	2,392	2,396	2,398	2,406	2,400	2,398	2,396	2,399	2,388	2,384	2,379		
	燃やさないごみ	t/年	9	19	14	7	7	6	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	事業系 合計	t/年	720	585	376	293	376	383	368	396	398	2,398	2,402	2,405	2,413	2,406	2,404	2,402	2,394	2,390	2,385			
合計（家庭系+事業系）	t/年	27,499	26,994	27,113	26,789	27,006	27,102	26,866	26,768	26,915	26,864	26,874	26,868	26,927	26,810	26,756	26,687	26,688	26,525	26,433	26,335			
1人1日当たり排出量	燃やすごみ	g/人・日	296	290	285	287	286	279	265	263	263	262	261	259	258	257	256	255	253	252	251	250		
	燃やさないごみ	g/人・日	35	33	35	34	36	35	33	33	33	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32		
	プラスチックごみ	g/人・日	52	55	54	52	52	51	52	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51		
	粗大ごみ	g/人・日	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21		
	有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	小計C	g/人・日	405	398	396	396	395	387	371	368	368	367	366	364	363	362	361	359	358	357	355	354		
	資源物	g/人・日	190	189	193	186	185	189	198	193	193	194	194	195	195	196	196	196	197	197	198	198		
	小計D（小計C+資源物）	g/人・日	595	588	589	582	580	576	569	562	562	561	560	559	558	557	556	555	554	553	552			
	集団回収	g/人・日	35	36	36	37	37	38	37	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35		
	小計E（小計D+集団回収）	g/人・日	630	623	625	619	617	614	605	596	596	595	594	593	592	591	590	590	589	588	587			
	自家搬入ごみ	g/人・日	17	14	9	7	9	9	8	9	9	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54		
家庭系合計（小計E+自家搬入ごみ）	g/人・日	647	637	634	626	626	623	613	605	605	649	649	648	647	646	645	644	644	643	642	641			
事業系	g/人・日	17	14	9	7	9	9	8	9	9	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54			
合計（家庭系+事業系）	g/人・日	664	651	643	633	635	632	622	614	614	703	703	702	701	700	699	698	698	697	696	695			

※四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

※難再生古紙は、平成26年度から回収を開始しています。

第6章 計画策定過程

第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会

1. 委員名簿

表 6-1 委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 岡山 朋子	学識経験者
大江 宏	
○ 渡辺 浩平	
石田 潤	公募市民
石原 秀一	
星野 幸子	
土屋 直己	
山田 英夫	
黒須よし江	集団回収実践団体代表
齋藤 徹子	
多田 岳人	消費者団体代表
波多野典子	事業者代表
堀越多恵子	
林 和夫	ごみゼロ化推進員代表
岸野 勝利	

◎：会長 ○：副会長

2. 審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R1.5.10	策定スケジュール及びポイントについて報告
第2回	R1.6.27	ごみ組成分析調査の結果について報告 市民・事業所向けアンケート調査の内容について審議
第3回	R1.7.22	市民・事業所向けアンケート調査の内容について報告 ごみに関するワークショップの内容について審議
第4回	R1.9.12	ごみに関するワークショップの結果について報告 小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第5回	R1.10.10	小金井市一般廃棄物処理基本計画について諮問 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について諮問 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告
第6回	R1.11.12	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第7回	R1.12.11	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第8回	R1.12.18	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第9回	R2.1.15	小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に関するパブリックコメント及び説明会の実施について報告 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第10回	R2.2.19	小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント検討結果について審議 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第11回	R2.2.26	小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント検討結果について審議 小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第12回	R2.3.6	小金井市一般廃棄物処理基本計画について答申 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について答申

第2節 市民説明会概要

本計画を策定するに当たり、計画の内容について広く市民へ説明するための説明会「小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に関する説明会」を開催しました。開催概要は、以下のとおりです。

1. 開催日時

令和元年12月26日（木）17時～19時

2. 開催場所

小金井市役所第二庁舎801会議室

3. 内容

小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に関する説明及び質疑

4. 参加者

3名

第3節 パブリックコメント概要

小金井市市民参加条例第15条の規定による一般廃棄物処理基本計画（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施しました。

1. 施策の名称

小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）

2. 意見の募集方法

- ・ 意見募集期間：令和元年 12 月 26 日～令和 2 年 1 月 25 日
- ・ 意見提出方法：直接持参、郵送、市ホームページ専用フォーム、電子メール

3. 意見の提出状況

表 6-2 提出人数（延べ人数）

区分	直接持参	郵送	専用フォーム	電子メール	計
人数	3人	0人	2人	0人	5人

4. 意見内容の内訳(延べ意見数:40件)

・ パブリックコメント概要版に関するもの	6件
・ 序章に関するもの	2件
・ 第1章に関するもの	10件
・ 第2章に関するもの	1件
・ 第3章に関するもの	19件
・ その他	2件

5. 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は表 6-3に示すとおりです。

なお、提出された意見の中で、個別にいただいているご提案については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。

表 6-3 パブリックコメントの意見及び検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	概要	<p>概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定の背景及び目的 <p>目的を明確に記述してください。</p> <p>目的</p> <p>前基本計画の途中であるが、廃棄物中間処理場の更新、新設に伴い新しく一般廃棄物処理基本計画を作成し市民、事業者、行政と共に目的を達成する。</p> <p>背景</p> <p>小金井市は昨年まで十数年間独自に運営する可燃物中間処理場を保持しないことから、ごみ非常事態宣言を市民と共に掲げ、近隣の自治体等に可燃物処理を人道的支援の下に依存してきた。</p> <p>令和 2 年度には環境省が推進している廃棄物の広域廃棄物処理にも適応する浅川清流環境組合を日野、国分寺、小金井の 3 市共同で設立に至った。</p>	<p>概要については、意見募集の対象外ですが、御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>上位計画の計画期間とのずれについては、本計画の計画期間を 11 年間とすることで、次期上位計画の計画期間との整合を図ることにしています。</p> <p>項目「4 計画の要点」の「(4) 2 つの基本方針及び 14 の計画項目」については、「2 つの基本方針及び 11 の計画項目」が正しい記載です。</p>
2		<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、市の長期総合計画及び環境基本計画の下に位置付けられる。 <p>長期総合計画、環境基本計画の改正時期と本基本計画の検討時期がずれている。本来ならば当基本計画は両計画の後で作成されるものである。審議会の委員はこれらの課題をどのように判断しておられるのか知りたい。</p>	
3		<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ非常事態宣言をごみゼロタウンに変更する」を記載 <p>ネガティブなキャンペーンから、新しくごみに対する市民の意識を前向きに変更し小金井市の新しい文化とすることを掲げる。</p>	
4		<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政の役割 <p>SDGs を掲げるのであれば 3 者の役割記述があまりにも稚拙。</p>	
5		<ul style="list-style-type: none"> ・2 つの基本方針及び 14 の計画項目 <p>14 計画項目とあるが 11 項目しかない。</p>	
6		<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全。安定的な適正処理の推進 <p>安心・安全に対し国の表記方法は安全・安心と理解しているが、狂牛病に対する政府の対応で時の農水大臣が安心・安全としたことから混乱したことを反省して安全・安心と表されるようになった。</p>	
7	序章 第 1 節 計画策定の 目的と背景	<p>基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発目標 (SDGs:エスディーゼーズ)」に関する動向などを踏まえつつ、廃棄物処理は SDGs のどの目標に該当するのか。～踏まえつつなどと軽い言葉で表すものではないと理解しております。目標を達成するためには科学技術の正しい使い方及びさらなる進歩が必要とされております。 <p>SDGs を表記するのであれば廃棄物処理と SDGs の関係性を表すことが必要と考えます。ただ書けばよいと考えるのは基本計画の信用を失います。</p>	<p>本計画と SDGs との関係性については、資料編に記載します。</p>

8	序章 第2節 計画の位置 づけと対象 期間	<p>・計画対象期間等について 平成27年3月策定の「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の対象期間は、平成27年度（2015年）から平成36年度（2024年度）までの10年間でしたが、今回の（案）は5年見直しではなく新たな10年計画となっています。理由として上位計画との整合性を図るためとしています。上位計画の対象期間が変更になったとは思いません。</p> <p>むしろ、情勢等の大きな変化による以下の問題があります。</p> <p>1、13年続いた「ごみ非常事態宣言」が終了し、新たな可燃ごみ共同処理が開始されたこと。 小金井市は新たに「与えられた責任を誠実に果たす」ことが責務となりました。「与えられた責任を果たし、周辺住民の負担を減らす」だけでなく、積極的にごみ減量・資源化の具体的施策を提案すべきです。これが13年間負担を掛け続けた恩返しではないかと思えます。</p> <p>2、「30年後のごみ処理施設のあり方決める」責任がある。 30年後も共同処理続ける場合「日野市以外地に施設建設」が合意事項です。小金井市は「土地がない」ということはできません。「焼却ゼロ」の目標をもつ必要があります。ごみ処理施設建設問題は長期の検討が必要です。例えば小金井市の焼却施設問題は38年かかっています（1982年二枚橋建替え問題～2020年三市可燃ごみ共同処理まで）基本計画10年の間に「30年後」を明らかにする必要があります。</p> <p>3、プラスチック海洋流失によるマイクロプラスチック問題や世界的な気候危機</p>	<p>「上位計画との整合を図る」とは、本計画の計画期間と次期上位計画の計画期間の整合を図ることを指しています。</p> <p>計画期間は11年としていますが、中間目標年度で見直しを行うほか、社会情勢の大きな変化や法改正など諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて見直しを図ります。</p>
9	第1章 第1節 ごみ処理の 状況	<p>・ごみ処理体制 ごみ袋で分類がされていることは記載されているが、ごみ袋有料化の目的を記載されてはいかがですか。</p>	<p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
10	第1章 第3節 本市の抱え る主な課題	<p>ごみゼロ化推進員について記載がありますが、推進員で構成される推進会議について記載がありません。不記載の理由をお教えてください。行政と推進員が個別で今後進めるとのことでしょうか。</p>	<p>ごみゼロ化推進会議については、本計画「第1章」「第3節」の「5地域における3Rの推進」に記載しています。</p>
11	第1章 第3節 本市の抱え る主な課題	<p>・リサイクル事業所の継続、充実、拡大 基本計画案21ページには「リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものはくり返して何度でも使うリユースを推進することです。そのためには、新たなリユース施策の展開と、適正に再使用されるためのルートを構築して安定的な運用を図っていくことが必要です」とあります。</p> <p>また、39ページには「リユース可能な粗大ごみを一時保管する設備を設け、保管したリユース品を販売する新たなリユース事業の展開を進めていることから、整備事業の中で具体的な内容を検討していきます」とあります。</p> <p>しかしながらリユース施策の中核的事業であるリサイクル事業所は、昨年3月に閉鎖され、6月に市民の声に押され再開しましたが、市の補助金はゼロになり、リユース品の収集は行わず、自転車等の販売・修理もせず、すべての事業を縮小され、さらには今年3月をもって閉鎖するとしています。これは平成27年3月に策定さ</p>	<p>リサイクル事業所で実施しているリユース事業は、本市と小金井市シルバー人材センターの間で締結した「リユース事業に関する協定」に基づく事業であることから、引き続きシルバー人材センターと協議を重ねていきます。</p> <p>今後のリユース事業の在り方については、清掃関連施設整備事業の中で検討を進めています。</p>

		<p>れた一般廃棄物基本計画にも反し、新たな基本計画案でも具体的な計画の提示もなく、ただ「検討していきます」だけです。清掃関連施設整備の完了予定は2022年3月とされ、約2年間は「使えるもの」は破碎・焼却処分となります。2018年度の粗大ごみ収集量は20.8g/人日で類似団体の昭島市(6.99g/人日)の3倍、東久留米市(2.2g/人日)の9.5倍もあります(多摩ごみ実態調査)。リユースできるものまで粗大ごみになるならば、さらにその量は跳ね上がります。リサイクル事業所は、かねてから老朽化が指摘され、また、新庁舎建設に伴い移転をしなければならないことは少なくとも数年前から分かっていたことでありながら、何もせず今日に至っています。</p> <p>提案： 1、新庁舎建設工事が本格化するまでは現在地で事業を継続すること。 2、工事が始まり、現在地で事業が継続できなくなった場合でも他の場所で事業を継続すること。 3、リサイクル事業市整備計画を早急に策定すること。リサイクル事業整備計画による新しいリサイクル事業所は、再生品の収集・運搬をはじめ家具・自転車・衣服などの修理・再生機能、展示・流通機能、環境・リサイクル体験機能など備えていること。国分寺市リサイクル事業所整備計画など他市の事例を参考に早急に策定すること。</p>	
12	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<p>・くつ・かばん類の有効利用の推進(21、39ページ) 「制度を知っていても、実際に利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及させ、強化する余地がまだあると考えられます(21ページ)」「今後も継続して有効活用を図るため、拠点回収の利用を推進するとともに、広報活動等を通じてその意義を及び効果を広く周知していきます(39ページ)」とあります。</p> <p>提案： 「施策を普及させ、強化する余地がまだある」とありますが、施策はこれまで通りであり、広報・啓発活動のみになっています。拠点回収は、「1か月1回、1か所、1時間半」と極めて制限されています。少なくとも拠点回収場所を公共施設など2~3か所増やすべきです。</p>	くつ・かばん類の拠点回収について、取組を強化するとともに、有効活用を推進するための調査・研究を行っていきます。
13	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<p>・生ごみ資源化施策の推進(21ページ) 「生ごみの資源化に向けた取組の一層の強化が必要です。これまで続けてきた生ごみ堆肥化事業に加えて、新たな生ごみ資源循環施策の検討が必要です。」(21ページ)市は、貫井団地、グリーンタウン、パークファミリアなど地域の生ごみ処理機を撤去しました。これに代わる施策として大型生ごみ処理機購入補助制度がありますが、制度開始以来1件も購入申請がないのは、制度に欠陥があると言わざるを得ません。申請がないからといって廃止することがあってはなりません。町田市において、大型生ごみ処理機の地域導入は70台以上になっていることから見ても、市民の要望に応えた施策を行えば地域の生ごみ処理機は普及すると考えます。</p> <p>提案： 大型生ごみ処理機購入補助制度を見直す 購入補助制度を一言で言うと、家庭の生ごみ処理機器購入制度の補助金額を100万円に引き上げただけのもので、大型生ごみ処理器設置は、家庭の生ごみ処理機器設置と違い設置場所の確保が第一に問題になります。処理機の維持管理には、ある程度専門的知識と維持管理費が必要です。また、居住者多数の方の同意や協力が必要です。これらの問題を全部申請者の責任で行うとなれば、購入申請に躊躇せざるを得ません。設置場所、維持管理及び管理費など市が相談にのる体制が必要です。その上で購入申請を待つだけでなく、地域の方々との話し合いをもつべきです。</p>	大型生ごみ処理機購入補助制度の見直しについて、検討を進めていきます。

14	第1章 第3節 4. 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底(22ページ)及び多様な啓発活動の実施 <p>意見： 本市は、転入者が毎年9千人前後と多い、という特徴があります。転入者はごみ分別等に戸惑う方が多く、「わからないから混ぜてしまう」結果になります。「更なるごみの分別を徹底するため、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です」。</p> <p>提案： * 分別の良くない単身集合住宅などには部屋別収集を徹底する。 * ごみ指導職員の地域別配置し担当地域の分別徹底を図る。 * 転入者等への相談窓口の設置。</p>	転入者対策は、重要であると認識しており、転入者への啓発活動を強化していきます。
15	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における3Rの推進(23ページ) <p>市民・事業者・行政の連携 「今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報を共有して地域での活動をより強化することが必要です。」(23ページ)とあります。</p> <p>提案： * 地域における3Rの推進は、町会・自治会・子供会等へ市が積極的に出向き、話し合いをもつことが必要です。</p>	ごみゼロ化推進員と連携し、出張講座などの地域の方々との意見を交換できる場を最大限活用することで、地域における3Rの推進に努めていきます。
16	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収への参加促進(23ページ) <p>「集団回収への利用・活用している人の割合は37%。集団回収を「知っているも利用・活用していない」又は「知らない」場合も多いため、周知徹底に加え、より多くの人々が参加しやすい集団回収のあり方を検討するなど、各地域で、市民や団体が集団回収を利用しやすい多様な機会の提供が必要です(23ページ)」とあります。</p> <p>提案： * 「集団回収は20世帯以上の団体」を10世帯以上とするか世帯数制限をなくす。 * 他市で行われている奨励金の他にインセンティブを付与する。 * 資源物を保管しておく場所等の相談にのる体制をとる。 などがあります。 中町親愛会では、町会と子ども会が共同し、戸別収集も加わり、回収量は倍加しました。マンションから出る資源物は、町会メンバーの倉庫に置かせてもらっています。</p>	より多くの方々に集団回収への参加を働きかけるため、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する働きかけを行っていきます。
17	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における3Rの推進(24ページ) <p>事業者意識調査では「従業員へ意識を浸透させることが難しい」「従業員すべてが本市に居住しておらず、ごみの減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。ごみ減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り一体となって取組めるような情報提供を行う必要があります」(24ページ)</p> <p>事業者は「市民と同様、ごみを排出する当事者であるという自覚の下、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です」(28ページ)</p> <p>提案： 事業者のごみ分別が悪いことは組成分析からもその結果が出ています。本市に居住していなくても、1日の大半を本市で過ごし、事業活動や消費等でごみが排出されるので、居住者とあまり変わりはないと思われます。情報提供は必要不可欠ですがそれだけでは効果があがらないことは、これまでの実績から証明されています。</p>	事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者への指導を強化していきます。

		<p>具体的な説明や指導が必要です。「一体となって取り組む」とは、ごみに関する事業者と行政の「共同会議（あるいは連絡会議）」など設置することが必要です。これが「事業者の状況に応じた働きかけ」につながります。場合により個別指導が必要です。事業者のごみ分別を良くするため情報提供といっても、その情報を読まなければ目的を達しません。</p>	
18	<p>第1章 第3節 本市の抱える主な課題</p>	<p>・事業者の状況に応じた対応 提案 *「保管場所がない」ことへの対策には、「拠点場所」の相談にのる。 *「ごみ減量、適正排出」の対策は、「ごみ分別の手引き」や「ごみ減量の手引き」及び「事業者向けのごみ減量・分別の手引き」をつくる。</p>	<p>事業者の状況に応じた対応を検討していきます。</p>
19	<p>第2章 第6節 目標の設定</p>	<p>・目標設定の変更を求めます（33ページ） 「本計画では、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、市民1人1日当たりのごみ排出量のうち、資源物を除いた「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定します。令和12年度までに355g/人日以下」としています。 目標設定： 1、家庭系・事業系ごみ排出量及び資源物排出量とする 2、したがって「令和12年までに355g/人日」の設定を変更する 理由： 1、発生抑制を最優先とするなら、家庭系の資源物ごみ排出や事業系のごみ排出を減量目標から除くのはおかしい。ごみは、家庭系（収集ごみ）からだけ出るのではないことは自明のこと。なぜ家庭系資源ごみを発生抑制から除くのでしょうか。なぜ事業系ごみを発生抑制から除くのでしょうか。分かりません。 平成18年3月策定の「小金井市一般廃棄物処理基本計画（以降「前基本計画」）」では、「市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量」とし、資源物も減量目標に入れていました。「市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量目標として、前期754g/人日、後期739g/人日」。また「ごみ・資源物排出量を多摩地域で最小レベルにすることを目標」としています。 平成27年3月策定の基本計画（以降「現基本計画」）も「市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量」とし、「資源物を除く」はありませんでした（同47ページ）。「市民・事業者・行政が一体となって、相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践する」（基本計画案2ページ）としているにもかかわらず、なぜ事業系ごみ減量目標を除外するのでしょうか。さらに今度の案は、前基本計画にあった「多摩地域最小レベルにする目標」も削除されています。 これで「新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります」（基本計画案1ページ）といえるのでしょうか。 2、家庭系ごみ（収集ごみ）は多摩26市中13位のレベルである 平成30年度の多摩26市の1人1日あたりのごみ排出量は13位です。収集量総量はトップ府中市の520.5g/人日、以下東久留米市、立川市、西東京市、東村山市、多摩市、日野市、町田市、東大和市、稲城市、清瀬市、国分寺市と続き小金井市は561.6g/人日となっています。可燃ごみはトップですが、不燃ごみは最多の最下位、資源ごみは22位、粗大ごみは21位です。 不燃ごみはあきる野市12.3g/人日に対し小金井市は83.5g/人日であきる野市の約7倍、資源ごみは町田</p>	<p>目標値の設定には、これまで民間の一般廃棄物処理施設で処理されてきた事業系ごみの排出量を把握することが必要になります。家庭系ごみ同様、排出動向を把握したのちに、具体的な数値目標を設定するかどうかを含めて検討していきます。 平成27年3月に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）における目標値には、資源物は含まれていません。本計画においては、前計画との継続性を考慮して目標値を設定しています。</p>

		<p>市の93.6g/人日に対し小金井市は193.4g/人日で約2倍、粗大ごみは西東京市の2.1g/人日に対し小金井市は20.8g/人日と約10倍です（平成30年度多摩地域ごみ実態調査）</p> <p>さらにリサイクル事業所の事業縮小が行われ、2020年3月に閉鎖となれば粗大ごみが大幅に増えることが予想されます。不燃ごみ（燃やさないごみ、プラスチックごみ）、粗大ごみの発生抑制・減量は重要な課題です。</p> <p>3、可燃ごみ共同処理施設稼働により、これまで広域支援の対象外であった事業系可燃ごみ搬入されます。しかも新たに2,000tの搬入を想定しています（前基本計画46ページ）。「与えられた責任を誠実に果たす」とすれば、事業系ごみ（可燃ごみ）の減量目標を具体的に設定すべきです。</p>	
20	<p>第3章 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進</p>	<p>・発生抑制を最優先とした3Rの推進(37ページ)</p> <p>食品ロス削減について</p> <p>SDGsの目標の一つは、「2030年までに世界全体で1人当たりの食品廃棄物を半減」です。2018年「食品ロス削減法」が施行されました。都道府県・市町村は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定することになりました。小金井市は食品ロス削減プロジェクト「2020運動」を始めています。</p> <p>提案：</p> <p>＊小金井市は多様な取り組みを行う食品ロス削減推進計画を策定する。</p> <p>八王子市では、包括連携協定を結ぶ東京造形大学と「食品ロスプロジェクト」結成し、ポスターやステッカーなどを作っています。事業者とは、「完食応援キャンペーン」「完食応援店制度」など協定しています。小学校などでは、ポスターの掲示や教育などを行っています。小金井市も、食品ロス削減計画のなかでこれらの施策を策定します。</p>	<p>政府が定める基本方針に基づき、今後、食品ロス削減推進計画を策定する予定です。</p>
21	<p>第3章 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進</p>	<p>・ごみの水切り及び自家処理の推進（37ページ）、生ごみ減量化機器購入制度の利用促進（40ページ）、「広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にその意義及び効果を広く周知していきます」（37ページ）、「使用状況の把握に努め、制度の改善に生かしていくなど、今後の取り組み状況をふまえた施策を展開していくとともに、制度の見直しについても検討していきます」（40ページ）、とあります。</p> <p>提案</p> <p>＊「生ごみ処理機の手引き」や「生ごみアドバイザー制度」が必要です。啓発活動と購入申請だけを受け付けるのでは効果が上がらないことは、堆肥化容器や生ごみ処理機器申請の減少傾向を見てもわかります。処理機器は様々なものがあります。購入時に処理機器の使い方（維持管理）を説明する、使っている時のトラブルの解決の相談にのる、などのアドバイスを行ったり相談にのる「生ごみアドバイザー制度」が生ごみ処理機器を長く使ってもらうために必要です。「生ごみ処理機の手引き」はそのためのものです。</p> <p>＊生ごみ処理機器使用状況のアンケートを公表し対策をとること</p> <p>毎年のように生ごみ処理機器使用状況アンケートが行われていますが、施策に生かされていないことに加え市民に公表していません。アンケートに回答する方は、ごみ政策（ごみ減量・資源化等）に関心を持ち熱心な方々です。アンケートを施策に生かす、アンケート結果を市報などで公表することが必要です。</p> <p>＊「生ごみ処理機器使用者連絡会議」を設置し使用の普及と利用向上を図る。</p>	<p>ごみの水切り及び自家処理を推進するため、広く周知に取り組んでいきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>

22	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・生ごみ資源化施策の推進（40ページ）</p> <p>「夏休み生ごみ投入リサイクル事業や市民の自主的な取組である土曜生ごみ投入リサイクル活動の取り組み及び成果について広く広報媒体を活用して周知していきます。今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化などの新たな生ごみ資源化施策の実施に向けて調査・研究を行っていきます」（40～41ページ）とあります。</p> <p>提案：</p> <p>＊ボランティアの確保</p> <p>夏休み生ごみ投入及び土曜生ごみ投入ともに、ボランティアの不足傾向が続いており、対策が必要です。ボランティア不足のため夏休み生ごみ投入を止めた学校もあります。意識ある方のボランティアに任せるのではなく、土曜生ごみ連絡会議や、町会、地域の団体との話し合いが必要です。</p> <p>＊土曜生ごみ投入は夏休みと同じ市の事業とし位置付けること。</p> <p>土曜生ごみ投入は、全国にない市民独自の活動として10年以上続いています。現在7校が、各校とも年間延べ50回程度実施しており、生ごみ減量・資源化に大きく貢献しています。夏休み生ごみ投入よりも、回収量や投入参加者が数倍になる土曜生ごみ投入を、市の事業として位置付けるべきです。</p> <p>生ごみ乾燥物の生産は横バイか減少傾向にあります。今後の増加とは何を根拠しているのでしょうか。家庭の生ごみは、多くは新鮮でもなく異物があり飼料化には不適であると思われます。小中学校の新鮮で異物もない給食残渣はその日のうちに処理するなら飼料化も可能でしょう。</p>	生ごみ資源化施策の推進については、関連する団体との協働を図るとともに、生ごみの減量化と有効活用を図るため、新たな生ごみ資源化施策の調査・研究を進めていきます。
23	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・HDMシステム減容化システムによる生ごみ減量・資源化・分別収集</p> <p>基本計画案には「生ごみの資源化に向けた取組の一層の強化が必要です。これまで続けてきた生ごみ堆肥化事業に加えて、新たな生ごみ資源化循環施策の一層の検討が必要です」（21ページ）、「生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進していきます」（40ページ）とあります。「生ごみ減容化システムによる実証実験」の陳情は、平成22年3月市議会の全会一致で採択されました。その後、HDMを進める会とごみ対策課との間で2年余り実施に向け協議を重ねてきましたが、実施に至らず協議中断状態が続いています。生ごみ分別収集についての陳情も、市議会全会一致で採択（趣旨採択）されています。</p> <p>HDMシステムは、三市ごみ減量市民会議でも生ごみ減量・資源化のなかで検討の1つになっています。「臭い」問題など改良・改善され、導入する自治体も増えており、肥料化も減容化も可能なシステムです。「新たな生ごみ資源化施策を推進する」一環として「HDM生ごみ減容化システムの導入」を実施するべきです。（他に1件）</p>	可燃ごみの減量施策の検討については、3市ごみ減量推進市民会議からの提案を踏まえ、研究を進めていきます。
24	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・廃食油行政回収の実施（資源循環システムの構築40ページ）</p> <p>意見・提案：</p> <p>前基本計画（平成27年3月）には「未活用資源の有効利用方策の調査・研究」（同56ページ）をあげています。これを受けて廃棄物減量等推進審議会の専門委員会による「未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究に関する専門委員会報告書（平成30年3月）」では「平成30年度に試行し、今後の事業化に向けての必要な情報を把握することを提案する」としています（同10ページ）。平成30年度一般廃棄物処理計画には「廃食油の回収・資源化に向けた事業の検討、適時実施」（同17ページ）としているのに、実施していません。平成31年度計画にも同様の記載（同16ページ）がありますが、実施していません。基本計画案では何も説明等がなく、「未活用資源の有効利用」については削除されています。PDCAの観点からも無責任と言わざるを得ません。</p> <p>10年以上続いている市民の活動による土曜生ごみ投入では、廃食油の回収を自主的に行い、回収量は増加傾向</p>	導入に当たっては様々な課題があることから、引き続き研究を進めていきます。

		<p>にあります。</p> <p>廃食油の回収は、かつて本町2丁目町会で行い、行政回収を要望していました。また、ごみゼロ化推進会議3部長連名でも要望しており、土曜生ごみ市民投入でも行政回収を要望しています。</p> <p>廃食油は燃やすごみに出すようになっていますが、取り扱いに手間がかかり、厄介なものです。廃食油資源化回収を本格的に行うならば、西東京市が50t/年回収している実績を見るように、資源の有効利用に大きく貢献するものと思われま。</p> <p>行政の廃食油回収は「適時実施」を決めました。計画に責任をもち、実施していただきたい。</p>	
25	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・清掃指導員による分別指導の徹底(42ページ)</p> <p>「窓口や電話でのわかりやすい説明に努めるとともに、必要に応じて戸別訪問を行い、分別指導を徹底していきます。特に、分別が徹底されていない集合住宅などへの分別指導を強化します」</p> <p>提案： 上記施策の他に、分別の良くない単身集合住宅などには、分別指導だけでなく部屋別収集の実施、清掃指導員の地域別配置、収集委託業者との連携強化、ごみゼロ化推進会議の相談員との連携強化が必要です。</p>	ごみゼロ化推進員などと協力し、分別指導に積極的に取り組んでいきます。
26	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・転入者を対象とした啓発の強化(42ページ)</p> <p>意見： 「本市で生活を始めるタイミングでの啓発を強化していきます。特に転出入の多い集合住宅には、集合住宅所有者ならびに管理会社などと連携し、わかりやすい広報媒体を活用した情報発信などの啓発を強化していきます」(42ページ)とあります。</p> <p>小金井市は、毎年9千人前後の転出入者がいます。転入者は、都内や他県に比べごみ分別の種類が多い等で戸惑う方が多く、これが分別の悪さにつながります。転入者が転入手続きをするときに、ごみ・リサイクルカレンダーを渡すだけでなく、ごみ分別等の説明を丁寧に受ける「ごみ相談窓口」が必要です。ごみゼロ化推進会議(啓発部会)では、転入者手続きが多い3月に啓発チラシを配布しています。多摩市では常駐体制のごみ相談窓口があり、転入者含む市民のごみ相談窓口になって年間数千人が訪れています。</p> <p>提案： ごみ相談窓口を設置する ごみ相談窓口設置について、第二庁舎ロビーは場所が狭いとしていますが、工夫すれば多摩市のように可能であります。新庁舎にはぜひ設置していただきたい。</p>	転入者対策は、重要であると認識しており、転入者への啓発活動を強化していきます。
27	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・環境教育・環境学習の推進(44ページ)</p> <p>意見： 「町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進」「市の職員を講師として派遣する出張講座や市内・外のごみ処理施設見学会などを実施するとともにごみゼロ化推進員と連携し、町会・自治会などへの啓発を推進します」(44ページ)</p> <p>町会等の団体は、集団回収、夏休み生ごみ投入及び土曜生ごみ投入、まち美化(ポイ捨て拾いなど)、一斉清掃など様々な取り組みをしています。行政とまちをつなぐ重要な役割をしています。</p> <p>提案： *講師を派遣する出張講座は、町会・自治会等方の申し込みを待つのではなく、講座等のお願い(要請)をする積極的な取り組みが必要です。 *町会会長連絡会の際にも、ごみに関する取り組みの状況や必要な要請を行う。</p>	ごみゼロ化推進員と連携し、出張講座などの地域の方々との意見を交換できる場を最大限活用し、地域における3Rの推進に努めていきます。

28	<p>第3章 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進</p>	<p>・地域における3Rの推進(44ページ) 意見： 「ごみゼロ化推進員による活動を支援し、活動の推進に向けて、認知度の向上を図ります。」「地域における取組を効率的・効果的に支援・周知するための協力体制を構築するため、組織体制を検討していきます(44ページ)」とあります。 ごみゼロ化推進制度が発足にあたって175名体制を目指し、平成18年10月発足時は推進員110名でありました。しかし12年経った平成30年度は56名と半数以下になっています。発足した当時の人数を回復する取組みが第一に必要です。「ごみゼロ化推進員を担っていただく人材を町会・自治会・事業者などから広く募る(45ページ)」ことを、広報媒体だけで行ってきたことが、推進員半数以下になる1つの原因です。町会・自治会構成メンバーが、ごみゼロ化推進員の役割や重要性を認識してこそ、人材を送り出すこととなります。そのためには町会・自治会との話し合いが必要です。ごみゼロ化推進員の重要な活動に、夏休み生ごみ投入と土曜生ごみ投入があります。この2つの取組みがボランティア不足等によって近年低下傾向にあります。これらの活動は、単に生ごみ減量・資源化に寄与するだけでなく、ボランティア及び市民のごみに関する認識を高める働きがあります。ボランティア確保が重要な課題です。 提案： *ボランティア及び投入者に対するインセンティブが必要です。 以前のごみ減量推進員制度には月3,000円の謝礼がありましたが、ごみゼロ化推進員制度は無償となりました。謝礼の有無で推進員になるわけではありませんが、ごみ減量・資源化・地域貢献に対しての評価を、なんらかのかたちで行うことが必要です。 1週間ほど「生ごみ」を溜め、冷蔵庫に保管する人もいる、冷蔵庫に保管して学校まで持ってこられる市民に対し、他市が行っているようなインセンティブを付与することが必要です(例えばさくらカードのポイントなど)。 *ごみゼロ化推進会議の強化には、丁寧な研修が必要です。 これまで研修体制がないのが弱点でした。毎年最低3日程度の研修が必要です。1週間行っている自治体もあります。 *地域における取組を効率的に効果的に支援し組織体制を構築するためには、それぞれの団体との協議を重ね、団体の特徴や要望を把握し団体の意向を踏まえた取組みを行っていく。</p>	<p>限りある財源の中で、人材確保を図るとともに、組織や制度の見直しを含めて引き続き検討を進めていきます。</p>
29	<p>第3章 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進</p>	<p>・事業系ごみの発生抑制の推進(46ページ) 「焼却量の削減に向け、一般廃棄物収集運搬許可業者などと連携することで各事業者の排出状況を把握し、事業者の状況に応じた発生抑制を推進していきます(46ページ)」とあります。事業系ごみの大部分は、民間処理施設で処理されていましたが、新可燃ごみ共同処理施設の稼働に伴い、そこに搬入されます。事業系可燃ごみの処理手数料を、55円/kgから42円/kgに下げました。手数料を下げると、搬入量が増えることは他市の事例からもはっきりしています。その量は平成30年度390tから新たに2,000tが搬入されると予測しています(前基本計画46ページ)。約6倍にも増やすことは「与えられた責任を誠実に果たす」ことになりません。事業系可燃ごみ焼却量削減は喫緊重要な課題です。 提案： *事業系ごみ減量削減計画を早急に策定する。 *事業者応じたごみ減量・分別・排出指導を行う。</p>	<p>2,000tについては、これまで民間の一般廃棄物処理施設で処理されてきた事業系ごみが増え、新可燃ごみ処理施設に搬入されることを想定して算出したものですので、手数料の改定によるものではありません。事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者への指導を強化していきます。</p>

30	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・中小規模事業者に対する分別指導の実施（46 ページ）</p> <p>意見： 「一般廃棄物の減量と適正処理に向け、適切な分別排出を図るため、分別指導を実施していきます」（46 ページ）とあります。中小規模の事業者の中には、1 日平均 10kg 未満であれば事業用指定収集袋を使い市の収集に出すことができます。したがって、家庭用指定収集袋（20 円/L）と事業用指定収集袋（70.4 円/L）の2つを使い分ける必要があります。</p> <p>事業で出たごみを家庭用指定袋に入れることのないようにするには、分別指導の他に立入り指導が必要です。</p> <p>提案： * 商店会など中小事業者に対しごみ分別等の立ち入り調査を行う * 分別等が悪い事業者に対しては具体的な分別指導等を行う * 商店会連合会や事業者との定期的な話し合いをもつ</p>	<p>事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者への指導を強化していきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>
31	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>・認定事業者の周知と拡大（24 ページ、46 ページ）</p> <p>意見： 「リサイクル推進協力店制度における認定事業所及び食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる市内の事業所を協力店として認定する食品ロス削減推進協力店認定制度における認定事業所の拡大を図るとともに市民に対して広報媒体などを活用して認定事業所を周知することで、環境に優しい事業所を積極的に支援。」（46 ページ）とあります。</p> <p>リサイクル推進協力店認定制度が実施されたのは平成 17 年（2005 年）4 月、15 年前です。前基本計画では「リサイクル推進協力店認定事業所の拡大は、市民利用しやすくなるだけでなく、事業所への意識啓発にもつながるため、更なる認定の拡大に向けて、市民・事業者・行政が一体となって連携し、協力して取り組みを展開することが必要です」（39 ページ）としています。</p> <p>近年認定事業所は増えていますが、ごみ・リサイクルカレンダーにリサイクル推進協力店認定事業一覧を掲載し始めたのは平成 29 年度（2017 年度）版（3 年前）からです。市報ごみ特集に認定一覧は、平成 27 年 7 月号以来掲載されていません。市民に対しての周知は不足していると言わざるを得ません。</p> <p>大手スーパーはほぼ認定事業者になっていますが、中小の店舗の加盟は少ない（現在 4 店舗）。小金井市には 800 を超える店舗があります。今後は中小店舗の加盟が課題です。多摩市は 100 を超える店舗が「多摩市エコショップ認定制度」に加盟しています。</p> <p>提案： * 加入促進にはインセンティブを含む更なる制度の改善が必要です。</p>	<p>広報媒体を活用して認定事業者を周知することで、認定事業所の拡大を図っていきます。</p> <p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
32	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>店頭回収の推進（28 ページ、47 ページ）</p> <p>意見： 「ごみを自らの責任で独自に又は他の事業者と協働して適正に処理しなければなりません」店頭回収に取り組むことが大切です」（28 ページ）とあります。</p> <p>「食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収をさらに推進するため、自主回収・自主処理を行う事業所へ働きかけを行っていきます」「店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進していきます」（47 ページ）とあります。店頭回収について、前基本計画では「拡大、働きかけ、広報媒体を利用した情報の提供」（63 ページ）がありましたが、ごみ・リサイクルカレンダーやごみ特集号に「ペットボトルなどお店に返す」記載はありません。広報媒体を利用した情報の提供は不足していると言わざるを得ません。スーパーによって、</p>	<p>広報媒体を活用して店頭回収を周知することで、店頭回収の推進を図っていきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>

		<p>自主回収・自主処理は2品目の店舗から6品目の店舗までと、ばらつきがあります。例えばイトーヨーカ堂武蔵小金井では、紙パック・トレイ・ペットボトル・ペットボトルキャップ・ビン・缶（アルミ及びスチール）と6品目なっています。缶を回収すればポイントが与えられるインセンティブがあります。</p> <p>提案</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業者・市民・行政で構成する共同会議を設置する * 品目の少ない店舗は増やす働きかけを行う。 * 自主回収・自主処理が未実施の店舗は店頭回収の働きかけを行う。 * ごみ・資源カレンダーに「店頭回収を積極的に行いましょう」の記載をする。 * ごみゼロ化推進会議が中心となり、活動の一環として店舗前で宣伝等を行う。 	
33	<p>第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進</p>	<p>・環境負荷低減の推進（48ページ）</p> <p>意見： 「SDGsの達成に貢献できるよう食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題について、国・都の動向を注視しつつ施策を展開していきます」（48ページ）とあります。</p> <p>食品ロス削減については2015年9月の国連総会決議で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及し、日本は「食品ロス削減法」を施行しました。この法律では、都道府県・市町村は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定するようになっています。小金井市は「2020運動」を始めていますが、より拡大・充実した食品ロス削減推進計画を策定する必要があります。マイクロプラスチック等プラスチックについては「プラスチックゼロ宣言」を出し、削減について具体的な施策を打ち出す必要があります。</p> <p>提案： * 「小金井市プラスチックゼロ宣言」を プラスチック削減、なかでも海洋に流出するプラスチックは、マイクロプラスチックになり生態系悪影響を及ぼし、世界的にその取り組みが強化されています。 小金井市のプラスチック排出量は横バイ傾向で、削減になっていません。</p>	<p>マイクロプラスチックによる海洋汚染については、本市としても取り組む必要がある問題として認識をしています。</p> <p>可燃ごみの共同処理に向けて、環境負荷低減のため、すでに排気ガス規制に適合したクリーンディーゼル等の低公害車の導入を進めています。</p> <p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>

		<p>日本での取り組みの1つに「プラスチックゼロ宣言」自治体が増えています。小金井市でも「プラスチックゼロ宣言」を出し、市民に、全国にアピールしていただきたい。(以下の表プラスチックゼロ宣言を出している自治体等)</p> <table border="1" data-bbox="456 293 1088 788"> <thead> <tr> <th colspan="2">プラスチックゼロ宣言の自治体 (15自治体、策定中1自治体)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都・亀岡市「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2018年12月</td> </tr> <tr> <td>葉山町「プラごみゼロ宣言」</td> <td>2018年12月</td> </tr> <tr> <td>鎌倉市「かまくらプラごみゼロ宣言」</td> <td>2018年10月</td> </tr> <tr> <td>神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」</td> <td>2018年9月</td> </tr> <tr> <td>大阪市「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年1月</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合「関西プラスチックゼロ宣言」</td> <td>2019年5月</td> </tr> <tr> <td>阪南市(大阪府)「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年5月</td> </tr> <tr> <td>守口・門間・森口門間商工会議所「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>貝塚市(大阪府)「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>藤井寺市(大阪府)「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>泉佐野市「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>柏原市「かしわらプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>八尾市(大阪府)「やおプラスチックごみゼロ宣言」</td> <td>2019年7月</td> </tr> <tr> <td>栃木県と25市共同で「プラごみゼロ宣言」</td> <td>2019年8月</td> </tr> <tr> <td>枚方市「プラごみダイエット～ホイ捨てゼロ」宣言</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>横浜市「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」</td> <td>策定中</td> </tr> </tbody> </table> <p>*新可燃ごみ共同処理開始にあたり、収集車両の低公害車の導入と運搬車両の大型化は周辺住民への負荷低減のためにも必要です。</p>	プラスチックゼロ宣言の自治体 (15自治体、策定中1自治体)		京都・亀岡市「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」	2018年12月	葉山町「プラごみゼロ宣言」	2018年12月	鎌倉市「かまくらプラごみゼロ宣言」	2018年10月	神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」	2018年9月	大阪市「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年1月	関西広域連合「関西プラスチックゼロ宣言」	2019年5月	阪南市(大阪府)「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」	2019年5月	守口・門間・森口門間商工会議所「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	貝塚市(大阪府)「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	藤井寺市(大阪府)「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	泉佐野市「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	柏原市「かしわらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	八尾市(大阪府)「やおプラスチックごみゼロ宣言」	2019年7月	栃木県と25市共同で「プラごみゼロ宣言」	2019年8月	枚方市「プラごみダイエット～ホイ捨てゼロ」宣言	2019年6月	横浜市「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」	策定中	
プラスチックゼロ宣言の自治体 (15自治体、策定中1自治体)																																					
京都・亀岡市「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」	2018年12月																																				
葉山町「プラごみゼロ宣言」	2018年12月																																				
鎌倉市「かまくらプラごみゼロ宣言」	2018年10月																																				
神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」	2018年9月																																				
大阪市「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年1月																																				
関西広域連合「関西プラスチックゼロ宣言」	2019年5月																																				
阪南市(大阪府)「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」	2019年5月																																				
守口・門間・森口門間商工会議所「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
貝塚市(大阪府)「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
藤井寺市(大阪府)「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
泉佐野市「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
柏原市「かしわらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
八尾市(大阪府)「やおプラスチックごみゼロ宣言」	2019年7月																																				
栃木県と25市共同で「プラごみゼロ宣言」	2019年8月																																				
枚方市「プラごみダイエット～ホイ捨てゼロ」宣言	2019年6月																																				
横浜市「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」	策定中																																				
34	<p>第3章 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進</p>	<p>(1)おかれた状況、意見 2020年7月からレジ袋有料化の義務化が遅まきながら国により進められようとしている。またマイクロプラスチックによる海洋汚染が世界中で問題視され、世間の注目を集めている。プラスチック、アルミ缶などの店頭回収は、拡大生産者責任の観点からも大事な問題である。小金井市ではイトーヨーカ堂、いなげやなどのスーパーマーケットや、コープみらい貫井坂下店などで、発泡スチロール、透明のプラスチックなどやアルミ缶などの店頭回収を自主的に行っている。市民は購買したプラスチック容器などを店頭を持ち込んでプラスチック回収に協力している姿がよく見られる。市民が持ち込み、事業者が回収ボックス設置と回収物の運搬をすることにより、プラスチック回収が理想的な姿で実現されている。今やこのような事業者による店頭回収は自主的にやらざるをえない状態になっている。日野市で行われているペットボトルお返し作戦は、市の強い指導の下に、市と事業者、市民三者の共同会議を立ち上げて、三者の合意の下に行われた成功例である。これにより収集運搬料などの節約が行われ市の財政に寄与している。しかし、市民生活に於いて、店頭回収がまだ市民のライフスタイルを変えるところまでは進んでいない。このような状況の下では、ただ国の施策を待つのではなく、小金井独自の取り組みを進めてもよい絶好の機会が整っている。</p> <p>(2)提案 38pの項目5-(1)の項目は市民・事業者・行政の連携を述べるだけでは、具体的に何をするのか全く明確では</p>	<p>マイクロプラスチックによる海洋汚染については、本市としても取り組む必要がある問題として認識をしています。御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>																																		

		<p>ない</p> <p>39p の 6-(4) の項目リサイクル推進協力店認定事業所の拡大というような進め方では、展望のある有効な施策となっていない。行政が強力に進めていくという意志が全く入っていないからである。</p> <p>43p の基本方針に於ける同様の項目に於いても全く同様である。</p> <p>周りの状況は整っているので、あとは事態を進めるシステムに向けた組織作りである。行政の実行に向けた強い意志とリーダーシップが必要である。</p> <p>行政が行政・市民・事業者を一同に招集する共同会議・組織を立ち上げる。そこでは行政が考えているシステムを提案され、三者が納得できる実行可能なシステムが共同で作りに上げられる。行政はその実行を見守る。市は店頭回収できるプラスチックの収集運搬は中止すべきである。</p>	
35	<p>第 3 章 第 3 節 安心・安全・ 安定的な適 正処理の推 進</p>	<p>現市長体制に反対します。</p> <p>処理場は、小金井市内に建設するべきだと思料する。</p> <p>是非、現市役所跡地に建設するべきである。</p> <p>環境アセスメントは、現代の技術力で可能。</p> <p>コージェネレーションを学習してください。</p>	<p>可燃ごみ処理については、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和 2 年 4 月の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指しています。一方、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として施設の整備を進めています。</p> <p>各施設ともに周辺環境に配慮するため、法令に基づく環境基準よりも厳しい基準を設け、公害・環境保全に十分配慮した施設を計画しています。</p>
36	<p>第 3 章 第 3 節 安心・安全・ 安定的な適 正処理の推 進</p>	<p>・ごみ処理経費節減について（52 ページ）</p> <p>意見・提案：</p> <p>小金井市のごみ処理経費は「多摩地域の平均を上回っており、高い水準にあります」（15 ページ）とあり、52 ページには「適切なコスト情報の開示や資源化処理にも多額の経費が掛かっていることから、ごみになるものを元から減らすリデュースを最優先に取り組まなければなりません」としています。ごみ処理経費は多摩地域の平均を上回っているのではなく、全国及び多摩地域においてトップを続けています。3R を積極的に進め、PDCA を具体的にを行い、市民に公表すべきです。</p> <p>1、ごみ減量とは反対に年々ごみ処理経費増大になっています</p> <p>平成 18 年度（二枚橋焼却場全面停止前年）ごみ・資源物総発生量は 31,993t、ごみ・資源物処理経費は 21 億 8,778 万円、市民 1 人当たり処理経費は 19,527 円、燃やすごみ処理経費は 1kg あたり 49.9 円です。</p> <p>平成 30 年度のごみ・資源物総発生量は 26,768t（5,225t 減）、処理経費は、29 億 4,583 万円（7 億 5,805 万円増）市民 1 人当たり処理経費は、24,312 円（4,785 円増）、ごみ・資源物は約 16%減量しても処理経費は約 130%に増大しています（市報）。</p> <p>2、特に燃やすごみ処理経費の年々増大しています</p>	<p>ごみ処理経費について、コスト管理とわかりやすい情報公開の手法の検討を進めていきます。</p> <p>コスト意識を持ち、コスト管理の徹底を図っていきます。</p>

		<p>燃やすごみ処理量は平成 18 年度 17,996t に対し、平成 30 年度は 12,021t、平成 18 年度に比べ 5,975t (3 割以上) も減っています。平成 30 年度処理経費は、平成 18 年度 49.9 円/kg でありましたが、平成 30 年度は 136.8 円/kg と 2.7 倍を超えています。</p> <p>三市可燃ごみ共同処理の稼働で燃やすごみの単位当たりの処理経費は下がると思われます。しかし処理量に比例して処理経費が増大するので、ごみ減量は重要です。</p> <p>以下の項目は個別の提案（パブコメ）と重なるところがありますが列挙すると</p> <p>1、燃やすごみの約半分を占める生ごみは焼却せず、資源化ないし消滅化する</p> <p>*すでに生ごみ HDM システムの導入は市議会の全会一致で採択されています。三市ごみ減量市民会議では燃やすごみの減量について、HDM システムやバイオガス化、紙おむつ資源化などが論議されています。焼却ごみから生ごみを少なくすることによって、ごみの質が良くなり、焼却コスト削減をはじめヒートアイランド抑制にもなります。</p> <p>*生ごみ堆肥化事業を見直す</p> <p>現在小中学校の生ごみ処理機はすべて乾燥型で、乾燥した生ごみは、遠くの群馬県の榛名山麓まで運び、委託業者に堆肥化してもらっています。乾燥型処理機は処理経費が消滅型に比べ高く、運搬費を含め堆肥化経費も高い。処理経費が少なく、堆肥化経費のかからない消滅型処理機に順次切り替えることが必要です。なお、現在の生ごみ堆肥は小金井市から出た生ごみはほとんどなく、汚泥や畜糞等で出来ています。</p> <p>2、ペットボトルやトレイなど事業者の自主回収・自主処理を組織的に強力に進める</p> <p>ペットボトルは、その処理に 251.9 円/kg (平成 30 年度) と極めて高い処理経費になっています。店頭回収を組織的に進めると同時に収集回収を減らすことにより、日野市は約 4 割の経費削減を達成しました。ごみカレンダーでも店頭回収を呼びかけています。</p> <p>3、集団回収、販売店回収を強化する</p> <p>古紙の処理経費は 27 円/kg (平成 30 年度)。集団回収奨励金 10 円/kg を出しても、kg あたり 10 数円の経費削減になります。販売店回収をごみカレンダー等で市民呼びかける。毎週回収を 2 週に 1 回にすることも検討すべきです。</p> <p>4、单身集合住宅の部屋別収集や転入者ごみ相談窓口設置等によるごみ減量・分別強化など</p>	
37	<p>第 3 章 第 3 節 安心・安全・安定的な適正処理の推進</p>	<p>・一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (52 ページ)</p> <p>意見・提案： 市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、①適切なコスト情報の開示、②多額な経費に対しリデュース、③コスト管理の徹底、④国の一般廃棄物会計基準などに比較検証、⑤新たな会計手法の検討、⑥分かりやすい情報公開の研究 (52 ページ) としています。小金井市は平成 18 年 10 月以降燃やすごみの広域支援を続けてきました。家庭の燃やすごみの削減に力を入れ人口 10 万人以上 50 万人未満の自治体において、全国で、多摩地域で、一番少ない市となりました。また、事業系可燃ごみは広域支援の対象外のため民間事業者は民間施設で処理しており、行政のごみ排出量からほとんど除かれているため、行政上の数値からは、総ごみ量も全国一少ない市となっています。しかし家庭から排出される総ごみ量は、多摩地域 26 市で 13 番目に多く、一番少ない市ではありません。事業系可燃ごみが増えれば、総ごみ量でもトップではなくなります。一方、ごみ処理経費は全国的にもトップクラスの高さです。</p> <p>ごみ減量とごみ処理経費削減を同時に行わなければなりません。前記提案してきたことを実行するならば、2 つの課題を同時に達成できると考えます。特に総ごみ量の約半分を占める焼却ごみを減らし資源化するならば、</p>	<p>ごみ処理経費について、分かりやすい情報公開の方法について、検討を進めていきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>

		<p>可燃ごみ新焼却施設周辺の皆様への負担を減らし、処理経費軽減できます。</p> <p>*市報ごみ特集号をさらに分かりやすくする。</p> <p>年4回の市報ごみ特集号はごみ問題を知る貴重な情報源です。さらに分かりやすくするために、例えば、ごみ処理経費の単位を統一する(kg当りに統一する)、事業系ごみ排出量を掲載する、多摩地域との比較を数値上で記載する。多摩地域の先進的な事例を載せるなど。</p> <p>*廃棄物会計の統一</p> <p>国の廃棄物会計と小金井市の廃棄物会計が異なるため比較が難しいところがあります。例えば、他市との比較が難しい。分かりやすくするためには基準の統一を検討する必要があります。しかしあまり変わると小金井市のごみ処理経費の推移が分からなくなる恐れがあるので基準の変更には前と後の解説等が必要になります。</p> <p>*処理コストを含む施策のPDCAの結果を市民に公表すること。</p>	
38	その他	<p>可燃ゴミとプラゴミが同じ値段だと、可燃ゴミに回してしまう人が多いと思います。</p> <p>プラゴミは無料にすれば、みんながんばって綺麗にゴミを出すと思います！</p>	御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。
39	その他	<p>(1)意見</p> <p>地震、洪水発生後の災害ごみの処理についてだけでなく、あらかじめどのような水害が起こるか下水道、地下水、伏流水など流域の水の流れを調査しておくことが急務である。これにより被害を最小に抑える対策をとることが期待できる。</p> <p>(2)提案</p> <p>小金井市には東西に北から玉川上水、仙川、野川が走っている。仙川と野川の間にはハケと呼ばれる崖線がある。その間の水の流れをあらかじめ調査する組織を早急に作るべきである。</p>	<p>本計画では、災害発生時には、「小金井市災害廃棄物処理計画」の基本方針に基づく災害発生時の対応に向けた体制の構築を推進していくことを記載しています。</p> <p>意見募集の対象外ですが、御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>

※同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に〇件）と表示しています。

第7章 用語解説

あ行

用語	解説
一般廃棄物	廃棄物には、大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物があります。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされています。一般廃棄物には、家庭から生じた廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物があります。
一般廃棄物会計基準	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるための支援ツールのひとつです。平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして環境省より公表されました。一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するに当たり、書類作成支援ツールが提供されています。
一般廃棄物収集運搬業許可業者	市の許可を得て一般廃棄物の収集運搬を行う業者です。
エコセメント	ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくるセメントのことで、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。

か行

用語	解説
拡大生産者責任	生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）の略称です。関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みが「環境マネジメントシステム」です。
拠点回収	公共施設などに設置された専用の回収ボックスに投入された資源物を、行政が回収する方法です。
戸別収集（回収）	各戸から排出されたごみを、行政が回収する方法です。

さ行

用語	解説
最終処分	中間処理を行った廃棄物のうち、資源化できないものを埋立処分することです。
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）の略称です。事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品などの再使用（リユース）のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指した法律です。
自主回収	市が回収している拠点回収とは別に、店舗が自主的に回収箱を設置して資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。
自分ごと化	本計画では、ごみの減量や3Rの推進に関して、当事者意識を持ち、自ら考え行動してもらうことです。
集団回収	町会・自治会・子供会などの団体が、古紙やアルミ缶などの資源を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。

用語	解説
循環型社会	まずは廃棄物などの発生抑制、次に循環資源の循環的な利用、そして循環利用が行われないものについては適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。
浄化槽汚泥	浄化槽に貯留されている汚泥のことです。
3R	「リデュース (Reduce) = 発生抑制、リユース (Reuse) = 再使用、リサイクル (Recycle) = 再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。
食品ロス	未利用食品残渣や食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。
組成分析	ごみの質や分別状況などの把握を目的として、ごみを構成する種類と割合を調査することです。

た行

用語	解説
堆肥化	人の手によって堆肥化生物にとって有意な環境を整え、堆肥化生物が有機物（動物の排泄物、生ごみ）を分解し、堆肥を作ることです。
中間処理	ごみを焼却したり破砕したりしてごみを減量化（減容化）もしくは資源化処理を行うことです。
店頭回収	店頭などに設置された専用の回収ボックスに投入された資源物を回収する方法です。
東京たま広域資源循環組合	多摩地域25市1町の自治体（組織団体）によって構成・運営され、一般廃棄物の最終処分、焼却残渣などの処理を広域的に行うことを目的として設置された一部事務組合です。

は行

用語	解説
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法（昭和45年12月25日法律第137号）とも略称されます。廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。
PDCA サイクル	Plan、Do、Check、Actionの頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を低減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）します。その結果を点検（Check）し、更に次のステップを目指して見直し（Action）を行うことです。
不法投棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、廃棄物を投棄することです。
包括連携協定締結団体	市民サービスの向上や、地域が抱える社会課題の解決に向け、協定を結んでいる市内及び近隣の大学や企業のことです。

ま行

用語	解説
マイクロプラスチック	粒径5mm以下のプラスチック粒子のことです。難分解性のプラスチック類が、紫外線や波の力などの物理的作用を受けて細片化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズや洗濯した衣類から発生する繊維状のマイクロファイバー等があります。
見える化	本計画では、ごみや資源物の行方や資源化の過程をわかりやすく図解したり、情報をデジタル表示したりするなど、視覚的なわかりやすさに重点を置いた情報発信に努めることにより、取組の存在や具体的な内容を知ってもらうとともに、市民や事業者にわかりやすく、客観的に捉えられるものとするということです。

や行

用語	解説
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日法律第112号）の略称です。家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するなど、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律です。
容器包装リサイクル協会	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の略称です。「容器包装リサイクル法」に基づく分別基準に適合した容器包装廃棄物の再商品化を行うなど諸事業の実施を通じて、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設立された協会です。

ら行

用語	解説
ライフスタイル	個人がそれぞれの社会的、文化的、経済的条件のもとで示す、価値観・習慣などを含めた生活様式のことです。
リサイクル	3Rのひとつで、廃棄されるものから再利用できるものを資源とし、再び使用して製品などを生産することです。
リデュース	3Rのひとつで、ごみになるものはもらわない・買わないなど、ごみになるものを元から減らすことです。
リユース	3Rのひとつで、一度使用された製品を、そのまま、または製品の一部品をそのまま再度使用すること、もしくは修理して使用することです。

小金井市一般廃棄物処理基本計画

発行：令和2年3月 小金井市

編集：環境部ごみ対策課

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

TEL 042-387-9835 FAX 042-383-6577

<http://www.city.koganei.lg.jp/>
